

# 万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書

平成 22 年 6 月

調査：特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

協力：文部科学省・警察庁



## ごあいさつ

ここに平成 21 年度に実施された「第五回 万引に関する全国青少年意識調査」に関する報告書をお届けします。

平成 17 年度に始まったこの調査も 5 年目を迎えました。「青少年の万引」に注目し、毎年 1 万人以上の調査が連続で行っているということは世界にも例を見ない調査研究であると自負しています。この調査研究が可能となった背景には特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構（万防機構）の会員各位、警察庁生活安全局少年課及び各都道府県警察関係者、文部科学省初等中等教育局児童生徒課及び各都道府県教育委員会等教育関係者の皆様の厚いご協力があったことは間違いございません。ここに深くお礼を申し上げます。

「青少年の万引」に対する社会の注目はますます強くなっています。

- (1) 少年の犯す犯罪の中で最も多い犯罪であること（平成 21 年 29,119 件）
- (2) 特に平成 21 年の青少年の万引は前年比 10.8%増となったこと
- (3) 将来の日本を支える青少年の犯罪の入り口となっていること
- (4) 「たかが万引」「捕まると思わなかった」等の認識が多いこと
- (5) 「万引は絶対にやってはいけないこと」に対する意識が学年が高くなる  
とともに薄れてくること
- (6) 青少年が増えていること

等々の理由から「青少年の万引」対策は重要かつ急務なこととなっています。

私ども万防機構も過去に様々な対策を提案・実施してきましたが、昨年からは始まった警視庁が中心になって取り組んでいる東京の万引防止対策、更に今年から始まろうとしている全国での万引防止対策の推進のなかで、万防機構も種々の機関や人々と連携し様々な提案してまいりたいと考えています。

この報告書が、ネット社会で生きる青少年を取り巻く現代社会の中で青少年の背後に何があるのか、大人が何をしないといけないか等を考える参考になれば幸であります。

平成 22 年 6 月

特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構  
理事長 河上 和雄



## 目 次

はじめに—万引犯罪の現状と本調査の目的	1
参考—全国万引統計 2009 年	6
第 1 章 青少年の万引に対する基本的意識	13
第 2 章 万引少年に対する店の対応	23
第 3 章 万引少年に対する警察および親の対応	31
第 4 章 万引対策と非行の認識	41
第 5 章 青少年の自己意識と周囲の人々への一般的態度	49
第 6 章 まとめ—主要な調査結果と考察	57
あとがき	65
資料 1 経年変化表	67
資料 2 数値表	79
資料 4 調査票	
万引についての全国子ども意識調査・小学生	91
万引に関する全国青少年意識調査・中高生	95



## はじめに一万引犯罪の現状と本調査の目的

### 1. 万引きの現状と対策

昨年夏に公表された警視庁「万引きに関する調査研究報告書」（平成 21 年 8 月）は、万引きに関する従来の知見を覆す内容を含んでいる。それは万引きはもはや少年だけの犯罪ではないということである。この点を具体的な数値で示すと、平成元年の万引きによる検挙・補導人員総数 97,521 人のうち少年 64,296 人(65.97%)であり、高齢者 3,987 人(4.15%)であったが、平成 20 年では総数 108,307 人で、少年は 48,186 人(30.6%)に減少し、高齢者は 27,015 人(24.9%)に増加している。ここから、高齢者による万引きの増加というマスコミ好みの主題が生まれたのであるが、たんに 65 歳以上の高齢者層のみではなく、成人層の検挙者も平成元年 29,238 人(30.0%)から平成 20 年 48,186 人(44.5%)へと増加したというのが実態である。

したがって、万引き防止対策も従来のように少年を対象とした道徳教育や非行防止教室等だけでは十分ではない。全年齢層を対象としたいっそう積極的かつ包括的な施策が必要があり、昨年 9 月この目的のために、警視庁は「万引き防止のためのアクションプログラム」（「万防時報」第 10 号、2010 年 1 月 20 日参照）を策定し、12 月には東京万引き防止官民合同会議を発足させた。さらに、本年 4 月 21 日、警察庁は全国各警察本部に店舗側が被害届を出すように促す通達を出したが、これに前後して各警察本部は本格的に万引き防止対策に取り組んでいる。このように、我が国における万引き防止対策は、まさに新しい状況を迎えつつあると言ってよいであろう。

他方、少年の検挙・補導人員は、平成 10 年(65,635 人)から低減傾向にあり、平成 20 年には 33,106 人まで減少したが、平成 21 年は 36,974 人(前年比 111.7%)に急増し、平成 18 年(36,932 人)のレベルに戻っている。上述の調査報告書は、まず大型スーパー等での少年による万引きが年々増加し、平成 21 年は平成 16 年の約 3.4 倍に達することを指摘した上で、その原因として、(1)複合型大規模商業施設（ショッピングセンター）の新規開業に伴い、中学生等が万引きを行いやすい状況が増加していること、(2)こうしたショッピングセンターでは防犯設備や保安警備員の配備などの万引き防止対策が強化されていることを挙げている。

警視庁の調査によれば、万引きで検挙・補導された少年のうち中学生がその 48.7%（平成 21 年 679 人/1,396 人）を占めている。その背景にはインターネットを利用した「万引きができる店」に関する情報の流布があったものと推測される。実際に、最近の新聞報道では以下のような事実が確認されている。

「昨年 5 月に香水や文具など 3 万円以上の商品を盗んだ女子生徒 2 人によると、校内で（越谷）「レイクタウンは万引きできる」といううわさが広がっていた。昨年 8 月、仲間と一緒に整髪料やシャンプーなどを万引きした越谷市の男子中学生が、事前に参

考にしたのはメールの情報だった。「×店の△の位置は防犯カメラもないし、店員もいないから楽勝」。中には、万引きするため、県外からレイクタウンにやってきた少年もいた。」（読売新聞平成 22 年 5 月 12 日埼玉版）

痴漢勧誘サイト対策と同様に、万引きを扇動するインターネット情報を検知し、それを規制するのは各県警の職務であると考えられる。しかし同時に、万引きを許さない店づくりは、その最初の被害者である各小売店の責任である。越谷レイクタウンでは、越谷署の指導の下で「店内の見通し」「防犯設備」「従業員の配置」「接客、店内放送・表示」の 4 項目について「万引きがしにくい店作り」を目指した結果、「レイクタウン全体の被害は 3 月に半減し、4 月には 4 分の 1 に減った」（読売新聞）と言う。「ゲーム感覚」や「孤独」を理由に万引きに手を染める（常習性のない）少年や高齢者には、何よりも犯行の機会を与えない措置を講じることが肝要であろう。

また、ショッピングセンター運営会社が各店舗の態勢を一律に規制することは契約上困難であろうと思われる。一店舗でも万引きのしやすい店が残れば、全体としてその噂が広まる恐れがある。同一施設内、また同一商店街の各店舗の緊密な協力態勢を作り上げることが重要である。本機構としては、各小売店舗および各種小売業界の連携強化と情報交換のために一層積極的な役割を果たしたいと願っている。

各小売店が万引き防止対策に取り組むのは、自店の利益確保という面から見ても、企業倫理という観点からしても当然の義務である。また、万引きの現場で確保された市民に、その被害の弁済を請求することも正当な権利の行使であると考えられる。この種の対策に関しては、本機構でも万引防止実践講座等において積極的にその指導と普及に力を入れてきたところである。しかし、万引犯人に対する被害弁済請求には行き過ぎの面も見られ、本年 4 月上旬、岡山県倉敷市では大型スーパーの店長ほか 2 名が恐喝容疑で逮捕されるという事件が起こった。

「3 人の容疑は昨年 11 月 13 日、パソコンの周辺機器とおにぎり計 2 点（1377 円相当）を万引きした倉敷市の無職の男（48）から現金 50 万円を脅し取ったとされる。玉島署で調べを受けた男性が同日夕、被害弁済に兄（50）と同店を訪れたところ、容疑者らは「あなたは約 1 年前から 1 日 3 回くらい来店した。1 回 1000 円として 109 万 5000 円を払わなければならない。これは当社の方針。明日までに支払えないのなら警察に言う。刑務所に入ってもらい、お兄さんも仕事ができなくなる」と脅し、男性は翌日、現金を届けたという。」（毎日新聞 2010 年 4 月 5 日 21 時 56 分配信）

この事件の続報では、「県警は、スーパーを経営する親会社（福岡市）の関与についても引き続き捜査を続ける」（朝日新聞 2010 年 4 月 26 日 3 時 1 分）とある。同様の対策を採用するスーパー等は、福井県を中心に西日本各地に広がっているという記事

もある（読売新聞 2010 年 5 月 15 日朝刊）。この種の対策は一定の成果を挙げているようであるが、上述のような不正が介在しないように、小売り店経営者には所轄警察署や弁護士等に相談するなど、つねに良識のある対応を期待したい。各小売業界として損害賠償請求のガイドラインを作成するのも一策であろう。

以上が、昨年 6 月以降の万引きに関わる大まかな動向である。詳細は、この後の参考資料「全国万引き統計平成 21 年」を参照されたい。このデータを本調査報告書に掲載できるのは、警視庁生活安全部のご厚意による。

## 2. 本調査の目的と方法

本調査は平成 18 年 6 月に最初の調査報告書を公表してから、今回で 5 回目を迎えるが、その目的を第 1 回調査報告書は以下のように述べている。

「万引犯罪に対する青少年意識調査は県別にはこれまでも存在したが、調査の枠組みあるいは調査票は区々様々であり、相互に比較考察することができなかった。本調査は、万引犯罪に対する青少年の意識を、全国統一の調査票によって把握することによって、年代別・男女別・地域別分析等の基礎データを得るとともに、行政・警察当局が防犯施策、青少年団体、街の防犯ボランティア活動等に資することを目的に計画された。調査の性格上、経年変化が重要な情報を提供すると考えられることから、毎年 1 回の実施を予定している。」

実際、本調査のように、調査対象者が 10,000 人を越える全国規模の青少年意識調査は極めて希である。この点だけをとっても、本調査は大きな意義を持つと考えられる。まず第一に、まだ本格的な調査研究がなされているわけではないが、警視庁の調査とそれ以前の北海道警察本部の調査報告書を比較してみると、万引きにも地域差がありそうだということである。もしこの地域差が解明されるなら、当然のことであるが、それは万引き防止対策に反映されるべきであろう。

第二に、少年の万引きによる検挙・補導人員は、昨年 1 年間で 37,008 人もいるが、同世代 10 万人のうちのおよそ 184 人にすぎない。警視庁の調査報告書の推定に従って、万引き事案の暗数を実際の検挙・補導人員の 5 倍と見ても、同世代 10 万人中の 920 人である。したがって、調査対象者の数が相当に大きくないと、万引経験者の心理的および行動上の特徴を多少なりとも反映するようなデータを収集することはできないのである。言い換えれば、本調査の対象者は 11,096 人であるから、そのなかには 102 人の万引経験者が含まれると推定される。万引きなどには手を出そうとしない少年との対比で、万引経験者はどのような心理的および行動上の特徴を持つのか。本調査研究の究極的な課題はここにあると言ってよいであろう。というのは、この点が解明されない限り、万引き対策はすべて大まかな対策の域をでないからである。

さて、本意識調査の主要な調査項目は以下の通りである。

- ①万引についてどこで教えられたか
- ②万引についてどのように考えているか
- ③万引について友達はどのように考えているか
- ④万引に誘われたことがあるか
- ⑤万引をする理由はなんですか
- ⑥万引で捕ったらどうなると思うか
- ⑦万引したものを友人などに売っているという話をどう思うか
- ⑧少年が万引をしなくなるためにはどうすればいいか
- ⑨万引をさせないために店等がやっていること知っているか
- ⑩その他(麻薬・ドラッグ・タバコについての意識)―第3回から追加
- ⑪青少年の自己意識と周囲の人々の一般的態度―第4回から追加

このほか、第3回調査(平成19年実施)から「意見・事例等自由意見」記載欄が設けられ、また第5回(平成21年実施)では上記⑩の設問数が増やされている。しかし、調査票に記載された自由意見に関する分析はこれまでまったくなされていない。すでに述べたように、本調査は今回で5回目を迎えるが、これまでの調査票には誤字・誤記を含めて幾つかの看過できない問題が含まれている。今回を機会にその全面的な見直しが必要であろう。

一例を上げれば、調査票には問8-13「店又は警察から子どもが万引きをしたとの連絡を受けた親は、直ちに子どもを引き取りに行くべきである」があり、問18-15では「そう思わない理由」が問われている。これに対する回答の選択肢には、「万引きはたいした罪ではないから」、「たかが万引きで親を呼び出すのは大袈裟である」「万引きをした品物を買取りさえすればいいから」、「その他(具体的に)」が列挙されているが、第1位の回答は「その他」で43.1%にも及ぶ。

このような場合、「その他」の内容が把握できなければ、この問いに対する回答の大きな傾向を見落とす恐れがある。したがって、実際に「その他(具体的に)」の内容を調べなければならない。手元の集計票には、そのような記述は一切採録されていないので、調査票の実物(約11,000枚)を調べざるをえない。その結果、判明したことは、回答者がこの問「[店又は警察から]子どもが万引きをしたとの連絡を受けた親は、[直ちに]子どもを引き取りに行くべきである」の「店又は警察」と「直ちに」の2つのキーワードの反応したという事実である。

「直ちに」に反応した回答者は、「親も忙しいから、すぐには行けない」、「直ちに引き取りに行くよりも、しばらく間をおいて本人に反省する時間を与えた方がよい」と書き込んでいた。また、「店又は警察」に注目した回答者は、「子どもの犯罪に親は関係がない」と答えている。もしこの意味で理解するなら、これは問8-7「店が万引

きをした少年を捕まえたら、保護者（親）に連絡して、引き取りに来てもらうべきである」と部分的に重複することになる。実際、問 8-9「そう思わない理由」には、選択肢として「親は子どもの万引きに関係がないから」（50.2%）を見出すことができる。では、問 8-13は何を明らかにしようとしたのか。その真意を理解するのは困難である。

「その他」は全体の 2.2%に過ぎないが、回答 11,096 票中の 220 票である。そのすべてを探し出すには時間が足りない。上述の 2つのタイプの回答は、サンプル 50 票からの推測であるが、このこと一つを確認するために、大人 2人で 4時間を要したのである。

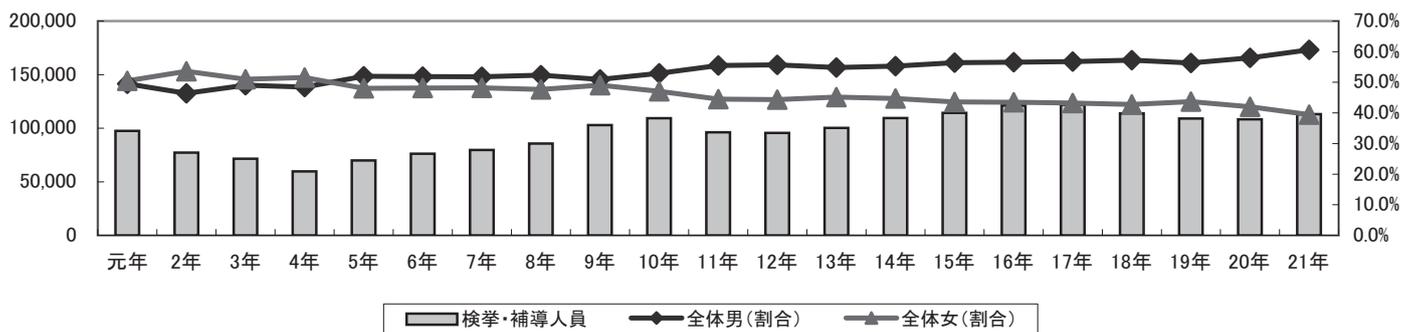
さて、本章冒頭で述べた万引き犯罪脱少年化の傾向にもかかわらず、万引きによる検挙・補導人員数を同世代人口 10 万人比で見ると、平成 21 年では少年 184.1 人、成人 62.6 人、高齢者 93.1 人であり、依然として少年の比率が高いのは事実である。したがって、少年の規範意識の育成と向上を目的として各種の対策を実施する上で、万引きを軸にして犯罪原因論および犯罪環境論の双方の観点から、青少年の意識調査を実施することは、今後も重要な意義を持ち続けるであろう。

最後に、調査方法と調査期間について述べておきたい。調査対象校のサンプリングには「全国学校総覧 2009 年版」を台帳として、全国の小学校、中学校、高校の中から各 47 校、合計 141 校を無差別に抽出し、各学校の教室単位に調査票を配布した。調査の依頼に当たっては、あらかじめ本調査票送付の概ね 10 日前までに、主意書・調査票サンプル・参考資料等を全対象校に送付して予告を行った。同時に、各都道府県教育委員会には、文部科学省の依頼文を添付して調査に対する協力を依頼した。調査期間は平成 21 年 12 月から平成 22 年 3 月までであった。

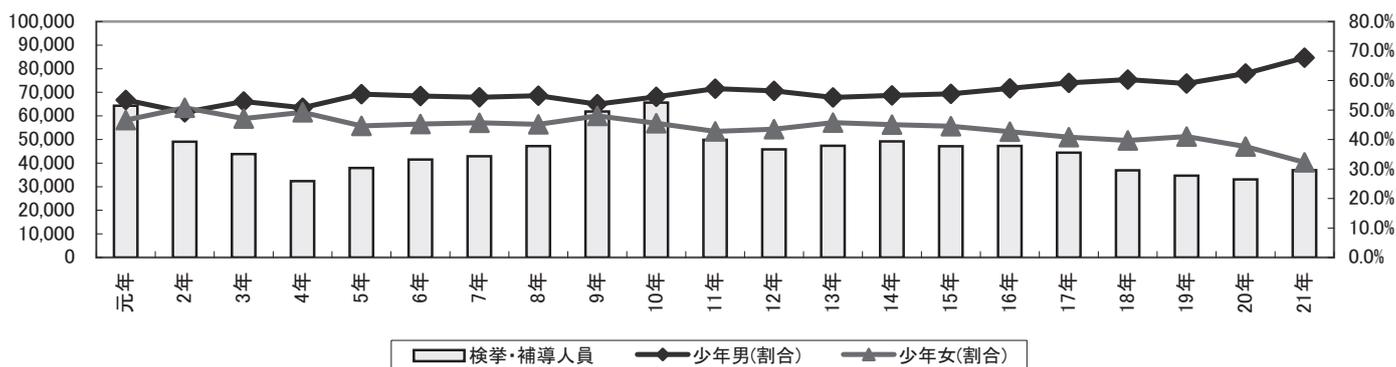
調査対象者	対象校	回答校	調査票数	回収数	回収率
小学校 5 年	47 校	42 校	2,350 票	2,345 票	99.8%
中学校 2 年	47 校	42 校	4,700 票	4,365 票	92.9%
高校 2 年	47 校	42 校	4,700 票	4,386 票	93.3%
計	144 校	126 校	11,750 票	11,096 票	94.4%

送付した調査票セットは、担任教師により、教室内で対象児童生徒に配布された。対象校によっては予備票を含めて回答した場合があり、その回答もすべて有効回答とした。調査票は無記名で、回答者自身が回収用の封筒に入れ、糊付けして担任に提出した。総回収数は 11,096 票、回収率は 94.4%である。

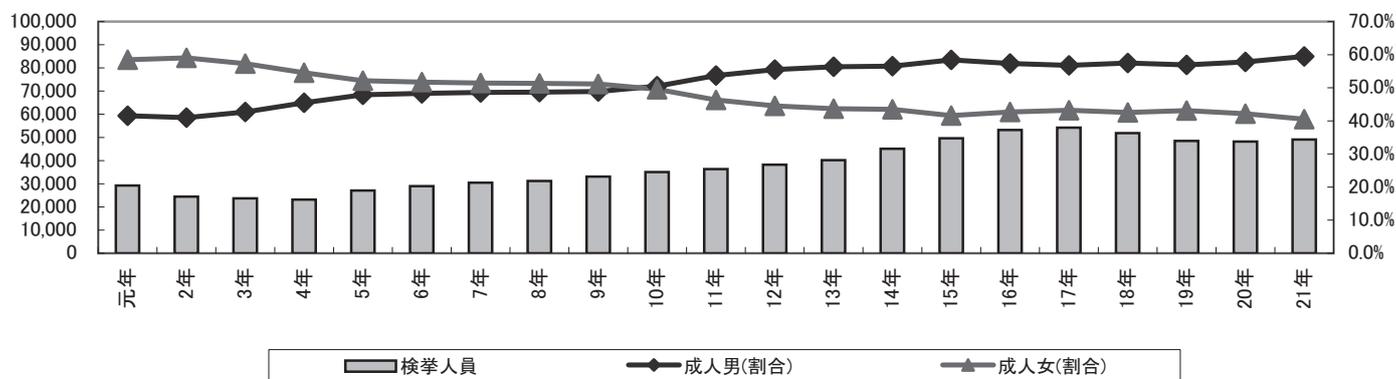
【全国・全体】



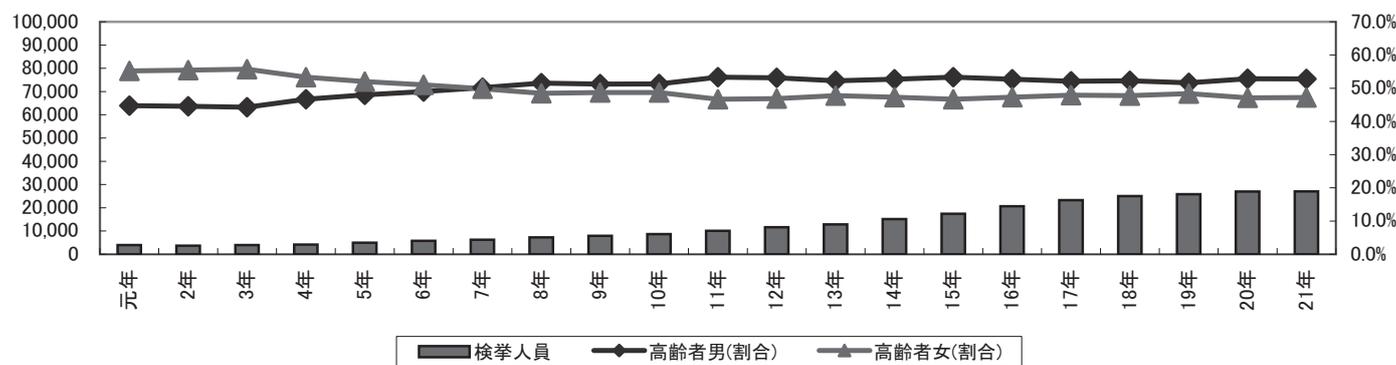
【全国・少年】



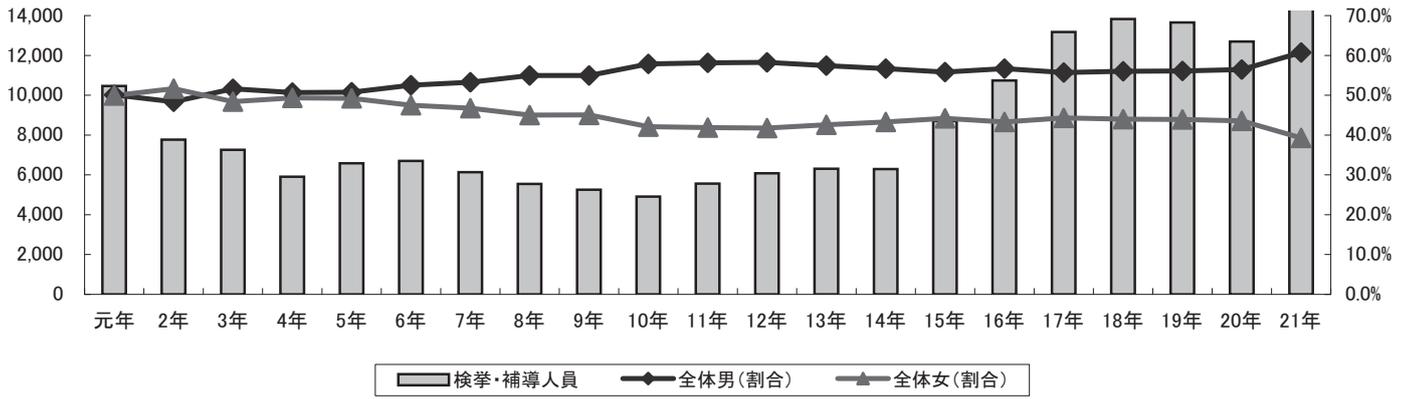
【全国・成人】



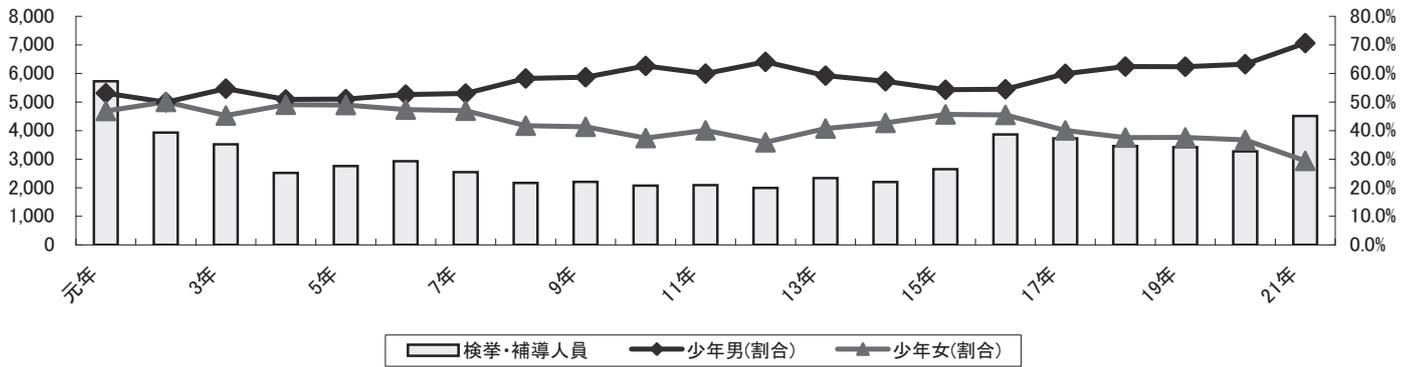
【全国・高齢者】



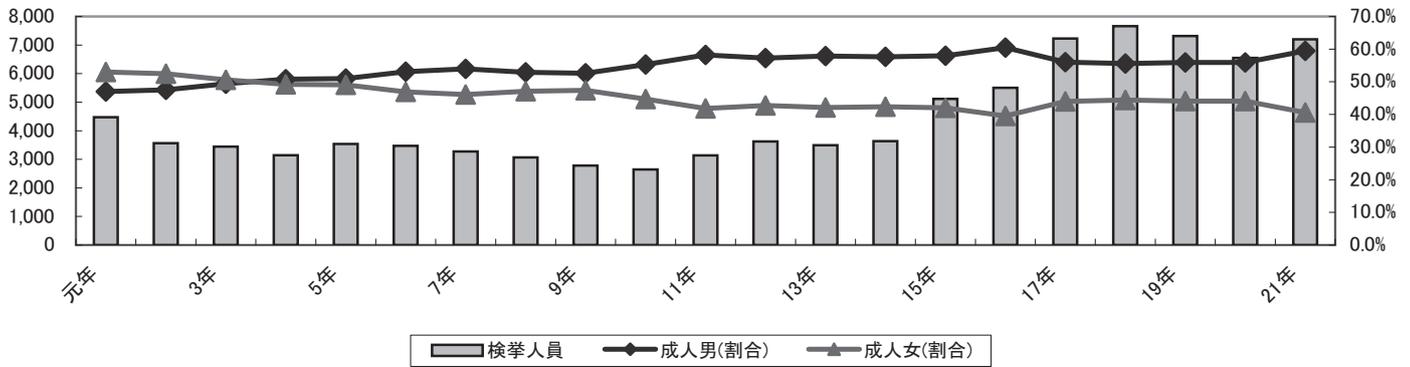
【東京都内・全体】



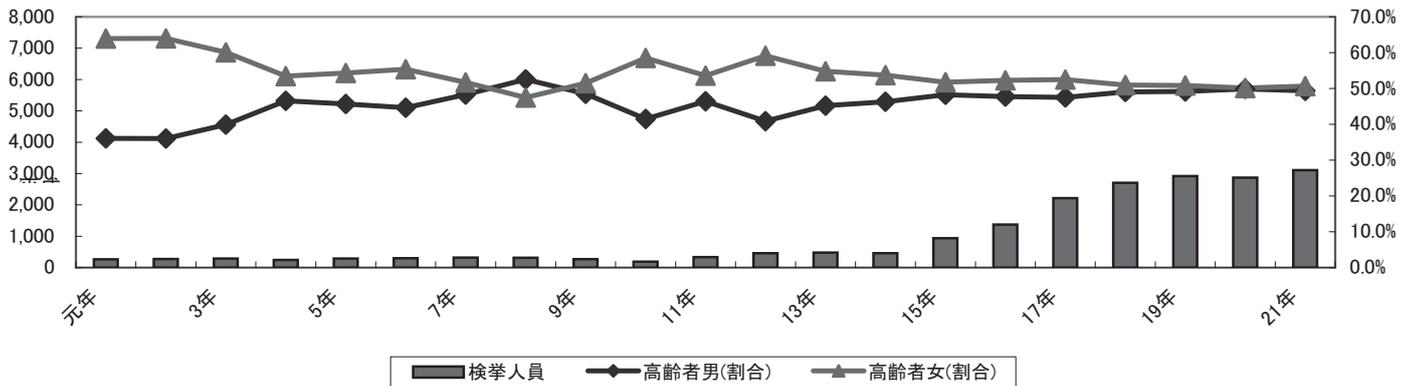
【東京都内・少年】



【東京都内・成人】



【東京都内・高齢者】



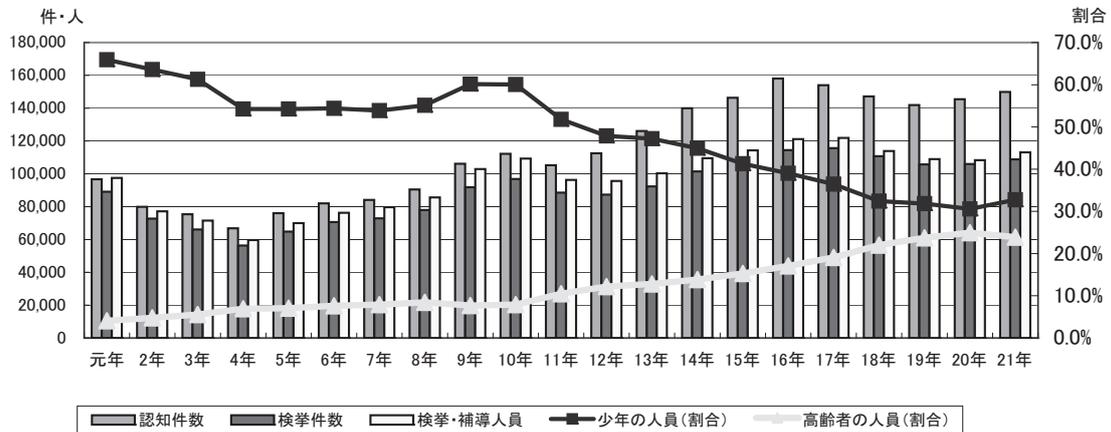
【万引き】

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
105,227	112,559	126,110	140,002	146,308	158,020	153,972	147,113	141,915	145,429	149,892
88,532	87,366	92,319	101,445	106,925	114,465	115,636	110,723	105,774	105,986	108,802
96,256	95,626	100,340	109,522	114,260	121,136	121,914	113,866	108,993	108,307	113,083
42,835	42,391	45,311	48,977	49,782	52,642	52,689	48,688	47,629	45,506	44,578
53,421	53,235	55,029	60,545	64,478	68,494	69,225	65,178	61,364	62,801	68,505
36,310	38,185	40,143	45,134	49,627	53,204	54,220	51,874	48,464	48,186	49,056
16,814	17,004	17,533	19,624	20,645	22,703	23,431	22,059	20,894	20,326	19,880
19,496	21,181	22,610	25,510	28,982	30,501	30,789	29,815	27,570	27,860	29,176
49,869	45,790	47,357	49,214	47,177	47,265	44,442	36,932	34,675	33,106	37,008
21,318	19,928	21,645	22,174	20,991	20,166	18,124	14,659	14,226	12,448	11,946
28,551	25,862	25,712	27,040	26,186	27,099	26,318	22,273	20,449	20,658	25,062
51.8%	47.9%	47.2%	44.9%	41.3%	39.0%	36.5%	32.4%	31.8%	30.6%	32.7%
10,077	11,651	12,840	15,174	17,456	20,667	23,252	25,060	25,854	27,015	27,019
4,703	5,459	6,133	7,179	8,146	9,773	11,134	11,970	12,509	12,732	12,752
5,374	6,192	6,707	7,995	9,310	10,894	12,118	13,090	13,345	14,283	14,267
10.5%	12.2%	12.8%	13.9%	15.3%	17.1%	19.1%	22.0%	23.7%	24.9%	23.9%

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
7,718	9,283	10,063	10,423	12,842	15,386	17,395	18,166	18,297	17,816	19,955
5,352	5,912	5,974	5,867	8,397	10,572	12,773	13,475	13,197	11,953	13,495
5,564	6,078	6,310	6,296	8,706	10,738	13,173	13,826	13,656	12,695	14,819
2,329	2,537	2,686	2,726	3,846	4,650	5,838	6,081	5,997	5,530	5,821
3,235	3,541	3,624	3,570	4,860	6,088	7,335	7,745	7,659	7,165	8,998
3,136	3,625	3,493	3,635	5,115	5,502	7,227	7,662	7,317	6,551	7,199
1,311	1,549	1,471	1,539	2,149	2,175	3,179	3,402	3,227	2,888	2,920
1,825	2,076	2,022	2,096	2,966	3,327	4,048	4,260	4,090	3,663	4,279
2,092	1,993	2,337	2,201	2,652	3,866	3,729	3,459	3,421	3,276	4,510
838	716	952	940	1,211	1,759	1,495	1,300	1,287	1,204	1,325
1,254	1,277	1,385	1,261	1,441	2,107	2,234	2,159	2,134	2,072	3,185
37.6%	32.8%	37.0%	35.0%	30.5%	36.0%	28.3%	25.0%	25.1%	25.8%	30.4%
336	460	480	460	939	1,370	2,217	2,705	2,918	2,868	3,110
180	272	263	247	486	716	1,164	1,379	1,483	1,438	1,576
156	188	217	213	453	654	1,053	1,326	1,435	1,430	1,534
6.0%	7.6%	7.6%	7.3%	10.8%	12.8%	16.8%	19.6%	21.4%	22.6%	21.0%

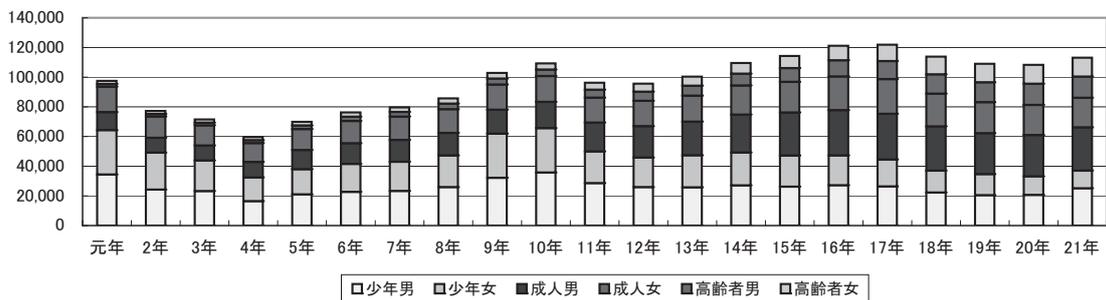
【全国21年万引き推移】

【全国】



【全国成人・少年、男女割合推移】

【全国】



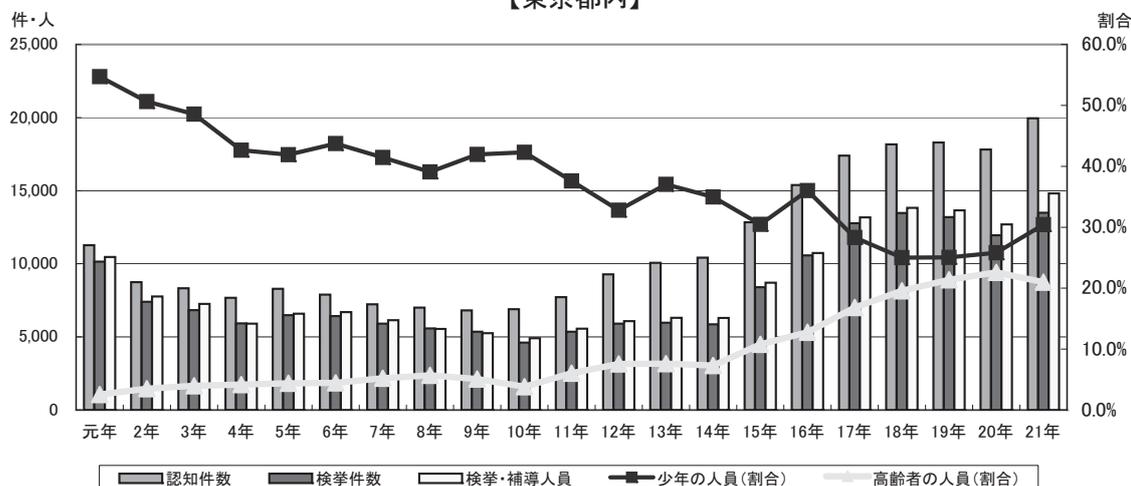
【万引き】

全国	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
認知件数	96,662	79,910	75,385	66,852	76,027	82,000	84,131	90,496	106,181	112,237
検挙件数	89,090	72,706	66,082	56,370	64,786	70,600	72,927	77,940	91,870	96,828
検挙・補導人員	97,521	77,198	71,507	59,681	69,946	76,254	79,658	85,670	102,895	109,330
女	49,240	41,373	36,449	30,774	33,607	36,718	38,399	40,852	50,485	51,460
男	48,281	35,825	35,058	28,907	36,339	39,536	41,259	44,818	52,410	57,870
成人	29,238	24,421	23,713	23,165	27,066	28,950	30,454	31,205	33,084	35,044
成人女	17,088	14,412	13,589	12,635	14,109	14,967	15,654	16,015	16,919	17,354
成人男	12,150	10,009	10,124	10,530	12,957	13,983	14,800	15,190	16,165	17,690
成人の割合										
少年	64,296	49,102	43,815	32,369	37,932	41,488	42,915	47,224	61,890	65,635
少年女	29,950	24,923	20,643	15,928	16,924	18,785	19,610	21,328	29,706	29,891
少年男	34,346	24,179	23,172	16,441	21,008	22,703	23,305	25,896	32,184	35,744
少年の人員(割合)	65.9%	63.6%	61.3%	54.2%	54.2%	54.4%	53.9%	55.1%	60.1%	60.0%
高齢者	3,987	3,675	3,979	4,147	4,948	5,816	6,289	7,241	7,921	8,651
高齢者女	2,202	2,038	2,217	2,211	2,574	2,966	3,135	3,509	3,860	4,215
高齢者男	1,785	1,637	1,762	1,936	2,374	2,850	3,154	3,732	4,061	4,436
高齢者の人員(割合)	4.1%	4.8%	5.6%	6.9%	7.1%	7.6%	7.9%	8.5%	7.7%	7.9%

警視庁	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
認知件数	11,271	8,747	8,328	7,672	8,287	7,893	7,235	7,004	6,813	6,899
検挙件数	10,150	7,407	6,829	5,924	6,488	6,423	5,907	5,582	5,358	4,611
検挙・補導人員	10,468	7,767	7,256	5,910	6,587	6,699	6,139	5,550	5,257	4,909
女	5,226	4,011	3,511	2,916	3,243	3,182	2,870	2,499	2,368	2,068
男	5,242	3,756	3,745	2,994	3,344	3,517	3,269	3,051	2,889	2,841
成人	4,474	3,563	3,445	3,143	3,538	3,472	3,273	3,065	2,784	2,645
成人女	2,371	1,869	1,743	1,547	1,735	1,629	1,508	1,444	1,319	1,182
成人男	2,103	1,694	1,702	1,596	1,803	1,843	1,765	1,621	1,465	1,463
少年	5,728	3,932	3,523	2,520	2,760	2,929	2,545	2,169	2,205	2,076
少年女	2,685	1,968	1,595	1,237	1,351	1,388	1,196	905	911	776
少年男	3,043	1,964	1,928	1,283	1,409	1,541	1,349	1,264	1,294	1,300
少年の人員(割合)	54.7%	50.6%	48.6%	42.6%	41.9%	43.7%	41.5%	39.1%	41.9%	42.3%
高齢者	266	272	288	247	289	298	321	316	268	188
高齢者女	170	174	173	132	157	165	166	150	138	110
高齢者男	96	98	115	115	132	133	155	166	130	78
高齢者の人員(割合)	2.5%	3.5%	4.0%	4.2%	4.4%	4.4%	5.2%	5.7%	5.1%	3.8%

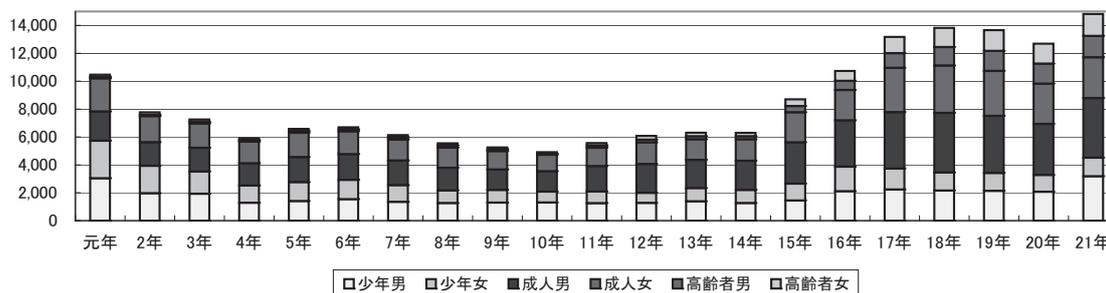
【警視庁21年万引き推移】

【東京都内】



【警視庁成人・少年、男女割合推移】

【東京都内】



【万引き】

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
2,092	1,993	2,337	2,201	2,652	3,866	3,729	3,459	3,421	3,276	4,510
59.9%	64.1%	59.3%	57.3%	54.3%	54.5%	59.9%	62.4%	62.4%	63.2%	70.6%
40.1%	35.9%	40.7%	42.7%	45.7%	45.5%	40.1%	37.6%	37.6%	36.8%	29.4%
1,254	1,277	1,385	1,261	1,441	2,107	2,234	2,159	2,134	2,072	3,185
838	716	952	940	1,211	1,759	1,495	1,300	1,287	1,204	1,325
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,136	3,625	3,493	3,635	5,115	5,502	7,227	7,662	7,317	6,551	7,199
58.2%	57.3%	57.9%	57.7%	58.0%	60.5%	56.0%	55.6%	55.9%	55.9%	59.4%
41.8%	42.7%	42.1%	42.3%	42.0%	39.5%	44.0%	44.4%	44.1%	44.1%	40.6%
1,825	2,076	2,022	2,096	2,966	3,327	4,048	4,260	4,090	3,663	4,279
1,311	1,549	1,471	1,539	2,149	2,175	3,179	3,402	3,227	2,888	2,920
336	460	480	460	939	1,370	2,217	2,705	2,918	2,868	3,110
46.4%	40.9%	45.2%	46.3%	48.2%	47.7%	47.5%	49.0%	49.2%	49.9%	49.3%
53.6%	59.1%	54.8%	53.7%	51.8%	52.3%	52.5%	51.0%	50.8%	50.1%	50.7%
156	188	217	213	453	654	1,053	1,326	1,435	1,430	1,534
180	272	263	247	486	716	1,164	1,379	1,483	1,438	1,576
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
5,564	6,078	6,310	6,296	8,706	10,738	13,173	13,826	13,656	12,695	14,819
58.1%	58.3%	57.4%	56.7%	55.8%	56.7%	55.7%	56.0%	56.1%	56.4%	60.7%
41.9%	41.7%	42.6%	43.3%	44.2%	43.3%	44.3%	44.0%	43.9%	43.6%	39.3%
3,235	3,541	3,624	3,570	4,860	6,088	7,335	7,745	7,659	7,165	8,998
2,329	2,537	2,686	2,726	3,846	4,650	5,838	6,081	5,997	5,530	5,821

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
49,869	45,790	47,357	49,214	47,177	47,265	44,442	36,932	34,675	33,106	37,008
57.3%	56.5%	54.3%	54.9%	55.5%	57.3%	59.2%	60.3%	59.0%	62.4%	67.7%
42.7%	43.5%	45.7%	45.1%	44.5%	42.7%	40.8%	39.7%	41.0%	37.6%	32.3%
28,551	25,862	25,712	27,040	26,186	27,099	26,318	22,273	20,449	20,658	25,062
21,318	19,928	21,645	22,174	20,991	20,166	18,124	14,659	14,226	12,448	11,946
36,310	38,185	40,143	45,134	49,627	53,204	54,220	51,874	48,464	48,186	49,056
53.7%	55.5%	56.3%	56.5%	58.4%	57.3%	56.8%	57.5%	56.9%	57.8%	59.5%
46.3%	44.5%	43.7%	43.5%	41.6%	42.7%	43.2%	42.5%	43.1%	42.2%	40.5%
19,496	21,181	22,610	25,510	28,982	30,501	30,789	29,815	27,570	27,860	29,176
16,814	17,004	17,533	19,624	20,645	22,703	23,431	22,059	20,894	20,326	19,880
10,077	11,651	12,840	15,174	17,456	20,667	23,252	25,060	25,854	27,015	27,019
53.3%	53.1%	52.2%	52.7%	53.3%	52.7%	52.1%	52.2%	51.6%	52.9%	52.8%
46.7%	46.9%	47.8%	47.3%	46.7%	47.3%	47.9%	47.8%	48.4%	47.1%	47.2%
5,374	6,192	6,707	7,995	9,310	10,894	12,118	13,090	13,345	14,283	14,267
4,703	5,459	6,133	7,179	8,146	9,773	11,134	11,970	12,509	12,732	12,752
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
96,256	95,626	100,340	109,522	114,260	121,136	121,914	113,866	108,993	108,307	113,083
55.5%	55.7%	54.8%	55.3%	56.4%	56.5%	56.8%	57.2%	56.3%	58.0%	60.6%
44.5%	44.3%	45.2%	44.7%	43.6%	43.5%	43.2%	42.8%	43.7%	42.0%	39.4%
53,421	53,235	55,029	60,545	64,478	68,494	69,225	65,178	61,364	62,801	68,505
42,835	42,391	45,311	48,977	49,782	52,642	52,689	48,688	47,629	45,506	44,578

【万引き】

	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
東京都内										
検挙・補導人員	5,728	3,932	3,523	2,520	2,760	2,929	2,545	2,169	2,205	2,076
少年男(割合)	53.1%	49.9%	54.7%	50.9%	51.1%	52.6%	53.0%	58.3%	58.7%	62.6%
少年女(割合)	46.9%	50.1%	45.3%	49.1%	48.9%	47.4%	47.0%	41.7%	41.3%	37.4%
少年男	3,043	1,964	1,928	1,283	1,409	1,541	1,349	1,264	1,294	1,300
少年女	2,685	1,968	1,595	1,237	1,351	1,388	1,196	905	911	776
少年の人員(割合)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
検挙人員	4,474	3,563	3,445	3,143	3,538	3,472	3,273	3,065	2,784	2,645
成人男(割合)	47.0%	47.5%	49.4%	50.8%	51.0%	53.1%	53.9%	52.9%	52.6%	55.3%
成人女(割合)	53.0%	52.5%	50.6%	49.2%	49.0%	46.9%	46.1%	47.1%	47.4%	44.7%
成人男	2,103	1,694	1,702	1,596	1,803	1,843	1,765	1,621	1,465	1,463
成人女	2,371	1,869	1,743	1,547	1,735	1,629	1,508	1,444	1,319	1,182
検挙人員	266	272	288	247	289	298	321	316	268	188
高齢者男(割合)	36.1%	36.0%	39.9%	46.6%	45.7%	44.6%	48.3%	52.5%	48.5%	41.5%
高齢者女(割合)	63.9%	64.0%	60.1%	53.4%	54.3%	55.4%	51.7%	47.5%	51.5%	58.5%
高齢者男	96	98	115	115	132	133	155	166	130	78
高齢者女	170	174	173	132	157	165	166	150	138	110
高齢者の人員(割合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都内										
検挙・補導人員	10,468	7,767	7,256	5,910	6,587	6,699	6,139	5,550	5,257	4,909
全体男(割合)	50.1%	48.4%	51.6%	50.7%	50.8%	52.5%	53.2%	55.0%	55.0%	57.9%
全体女(割合)	49.9%	51.6%	48.4%	49.3%	49.2%	47.5%	46.8%	45.0%	45.0%	42.1%
全体男	5,242	3,756	3,745	2,994	3,344	3,517	3,269	3,051	2,889	2,841
全体女	5,226	4,011	3,511	2,916	3,243	3,182	2,870	2,499	2,368	2,068
全国										
検挙・補導人員	64,296	49,102	43,815	32,369	37,932	41,488	42,915	47,224	61,890	65,635
少年男(割合)	53.4%	49.2%	52.9%	50.8%	55.4%	54.7%	54.3%	54.8%	52.0%	54.5%
少年女(割合)	46.6%	50.8%	47.1%	49.2%	44.6%	45.3%	45.7%	45.2%	48.0%	45.5%
少年男	34,346	24,179	23,172	16,441	21,008	22,703	23,305	25,896	32,184	35,744
少年女	29,950	24,923	20,643	15,928	16,924	18,785	19,610	21,328	29,706	29,891
検挙人員	29,238	24,421	23,713	23,165	27,066	28,950	30,454	31,205	33,084	35,044
成人男(割合)	41.6%	41.0%	42.7%	45.5%	47.9%	48.3%	48.6%	48.7%	48.9%	50.5%
成人女(割合)	58.4%	59.0%	57.3%	54.5%	52.1%	51.7%	51.4%	51.3%	51.1%	49.5%
成人男	12,150	10,009	10,124	10,530	12,957	13,983	14,800	15,190	16,165	17,690
成人女	17,088	14,412	13,589	12,635	14,109	14,967	15,654	16,015	16,919	17,354
検挙人員	3,987	3,675	3,979	4,147	4,948	5,816	6,289	7,241	7,921	8,651
高齢者男(割合)	44.8%	44.5%	44.3%	46.7%	48.0%	49.0%	50.2%	51.5%	51.3%	51.3%
高齢者女(割合)	55.2%	55.5%	55.7%	53.3%	52.0%	51.0%	49.8%	48.5%	48.7%	48.7%
高齢者男	1,785	1,637	1,762	1,936	2,374	2,850	3,154	3,732	4,061	4,436
高齢者女	2,202	2,038	2,217	2,211	2,574	2,966	3,135	3,509	3,860	4,215
高齢者の人員(割合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国										
検挙・補導人員	97,521	77,198	71,507	59,681	69,946	76,254	79,658	85,670	102,895	109,330
全体男(割合)	49.5%	46.4%	49.0%	48.4%	52.0%	51.8%	51.8%	52.3%	50.9%	52.9%
全体女(割合)	50.5%	53.6%	51.0%	51.6%	48.0%	48.2%	48.2%	47.7%	49.1%	47.1%
全体男	48,281	35,825	35,058	28,907	36,339	39,536	41,259	44,818	52,410	57,870
全体女	49,240	41,373	36,449	30,774	33,607	36,718	38,399	40,852	50,485	51,460



## 第1章 青少年の万引に対する基本的意識

### 1 万引についての認識（小学生のみ）

**定義** 万引とは「お金を払わずにお店の商品を持っていくこと」をいいます。

**設問** 万引ということを知っていますか？（ひとつだけ）（小学生問1）

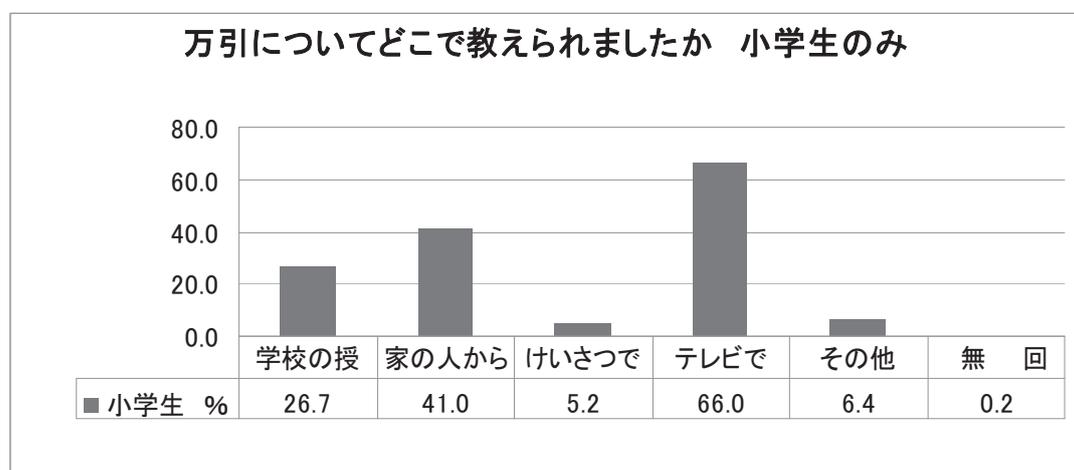
- 1.知っている      2.知らなかった

万引という行為を認識しているかどうかを問う設問である。対象者は小学校の高学年であるが、99.2%が「知っている」と回答している。「知らなかった」は0.8%しかいない。これは過去4年間の調査でも変わらない。（経年変化表参照）。「万引」という行為自体は、小学生にも十分に知られていると考えることができる。

### 2 万引について、どこで教えられたか（小学生のみ）

**設問** 上の質問で「知っている」人は、「万引」についてどこで教えられましたか。（小学生問2）

- 1.学校の授業で    2.家の人から    3.けいさつで    4.テレビで    5.その他（具体的に）



上記の設問に「知っている」と答えた児童が、その知識をどこで得たのか質問した。それに対して「テレビで」と答えたものが半数を超えている。次いで「家の人から」、「学校の授業で」となる。「けいさつで」と答えたものは少ない。この順位には第1回調査から大きな変動はない。万引きがテレビドラマや娯楽番組で主題として取り上げられることはそう多くはないから、「万引き」という言葉と行為を知ったのは、主としてニュースや報道番組からであろう。したがって、テレビ、新聞等のマスコミに万引きに関する正しい情報を伝達することが重要である。

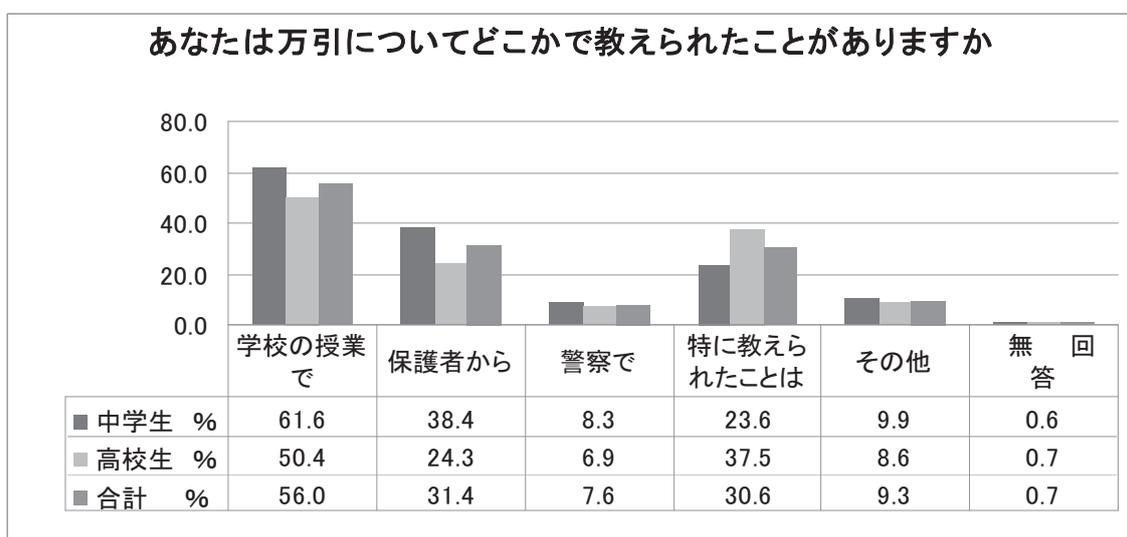
悩ましいのは「けいさつで」という回答である。これは「警察（署）で」という意味で理

解するのが普通である。こう答えた者(5.2%)の比率は小さいが、母数が約 11,000 人であるから、実数では 777 人になる。しかし、万引きをして補導されたというような場合でもなければ、警察署で「万引き」という言葉を聞く機会は少ないし、調査対象者のうち 777 人もの児童生徒が万引きで補導されたことがあるとは考えられない。したがって、この回答には「警察署で」と、非行防止教室など何らかの機会に「警察官から」の二つの意味で理解されていると考えるべきであろう。

### 3 万引について、どこで教えられたか(中学・高校生)

設問 あなたは万引についてどこかで教えられたことがありますか(いくつでも)(中高生問 10)

- 1.学校の授業で 2.保護者から 3.警察で 4.特に教えられたことはない 5.その他



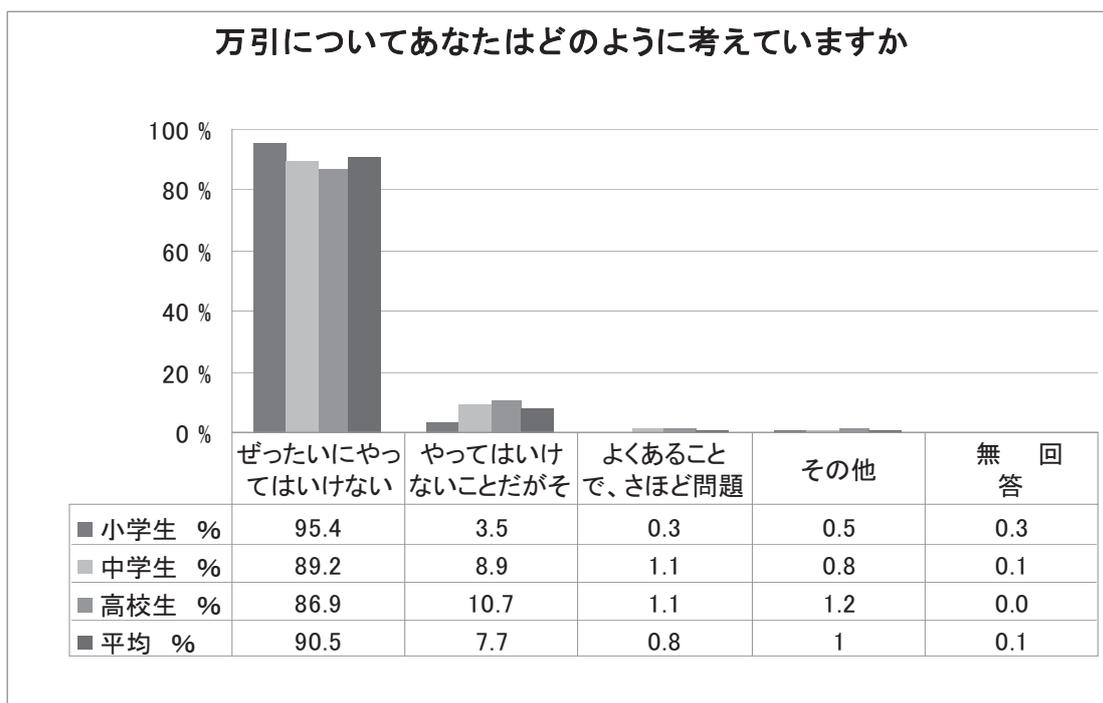
先と同じ設問を中高生にしたものである。こちらの選択肢には「テレビで」がない。そのためか「学校の授業」「保護者から」というように、小学生の回答順序を(1位のテレビを除いて)そのままスライドした形になっている。もしここにテレビ(もしくは、インターネット)などのマスコミが選択肢に入っていたら、回答はどうなっていたであろうか。今年度の調査では、ぜひとも選択肢に加えてみたい項目である。

問題は「特に教えられたことはない」が、30%を超えていることである。また、「その他」も 10%近い数値を示しており、合計 40%近くになる。これは一昨年以前の調査でも同様である。中高生はすでに「万引」について認識はもっているが、それ以上の知識を学校・家庭・警察以外から得ているか、もしくは、どこからも教わっていない者が予想以上に多い。このことが、万引についての偏った、もしくは、誤った知識の源泉になっていると考えることができる。

#### 4 万引をどう考えるか

設問 万引についてあなたはどのように考えますか？（ひとつだけ）（小学生問 3、中学生問 1）

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
- 3.よくあることで、さほど問題ではないこと
- 4.その他(具体的に: )



万引について青少年がどのような考えをもっているかを問う設問である。「絶対にやってはいけない」と答えるものが全体の90.5%を占めている。万引きが犯罪であるという知識は、ほとんどの少年が共有していることが理解される。経年で見ても数値の大きな変動はない（経年変化表参照）。

学年が上がるにつれこの比率は低下するが、これは一概に万引を非犯罪化する考えをもつ者が増加したと見るべきではない。殺人、誘拐といった大罪と比較した場合や、個人が危機的状況に投げ出され時のことを考慮に入れると、万引きを最悪よりはましの選択肢と考える者がいても不思議ではない。「万引きは犯罪である」という自覚さえ失っていないなら、学年が上がるにつれて「絶対にだめ」でなく、「やってはいけないことだが大きな問題ではない」と考える者が増加するのは、視点を変えれば、規範意識の発達の証拠と見ることもできる。

したがって、ここでの問題は、まず「よくあることで、さほど問題でない」という万引きに対する規範意識が明らかに弛緩している者が、中高生で1.1%（8,756人のなかの96人弱）いることであり、その数値が毎年減ることもなく、つねに一定数存在していることである。むしろ、「さほど問題でない」という意識と、実際に万引に手を出すことには大きな乖離があ

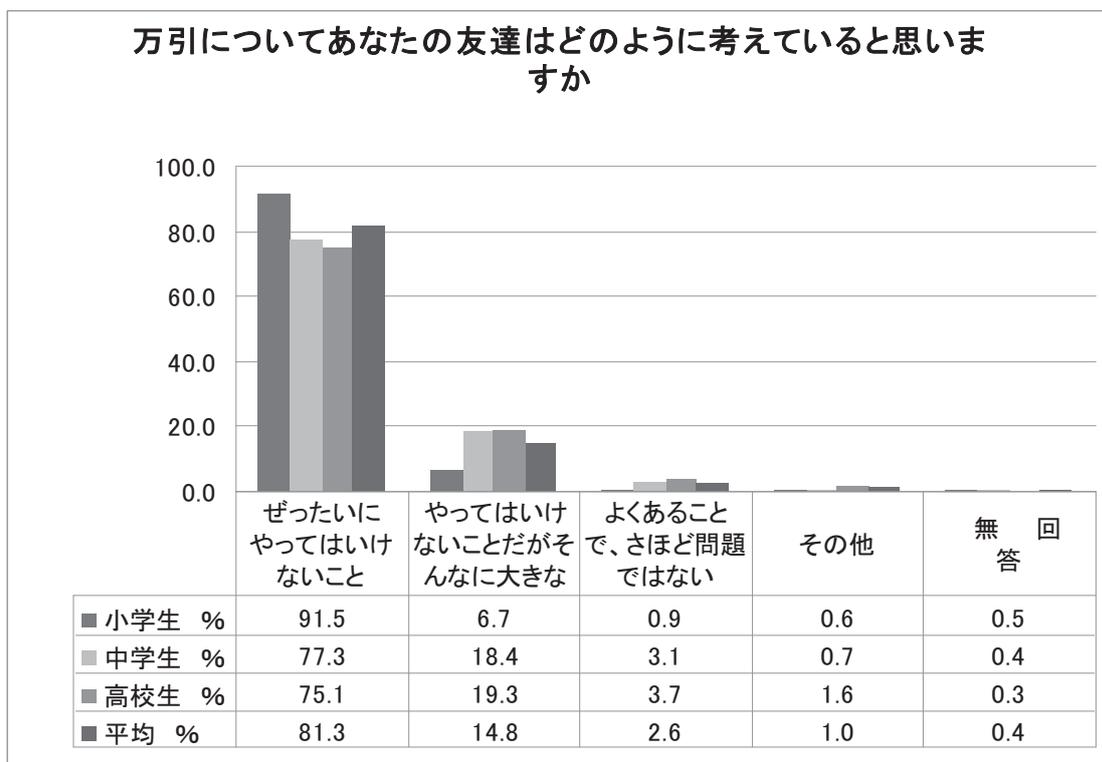
る。しかし、これは注目に値する数値である。

## 5 万引に対する友達の考え

設問 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。(ひとつだけ)

(小学生問4、中学生問2)

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
- 3.よくあることで、さほど問題ではないこと
- 4.その他(具体的に: )



前問と同様の質問を「周囲の友達」の見解として質問した。すなわち、自分の万引についての考えと、友達の考えとに差異を感じているかどうかの問題とされる。

一見したところでは、上の自分の見解との大きな差異はみられない。友達の考えでもやはり「絶対にやってはいけない」と答えるものが一番多く、「やってはだめだが大きな問題ではない」「よくあること」がその後続く。すなわち、周囲の友達も自分と同じ規範意識をもっていると考えているようである。

ただし、数値としてみると少々差異がみうけられる。「絶対にやってはいけない」が 81.3%と、自分の見解よりも 10%近く下がっている。逆に「やってはだめだが大きな問題ではない」(7.7%から 14.4%)、「よくあること」(0.8%から 2.6%)の数値は倍近く上がっている。周囲の友達は自分よりも万引を軽視していると考えるものが多い。また、この傾向は学年が上がるごとに強くなる。とくに、小学生と中学生との間で大きな数値の変動が見られる。

## 6 万引に誘われた経験の有無

設問 この1年間の間にあなたは万引をするよう誘われたことがありますか。(ひとつだけ)(小学生問5、中高生問3)

- 1.ある 2.ない

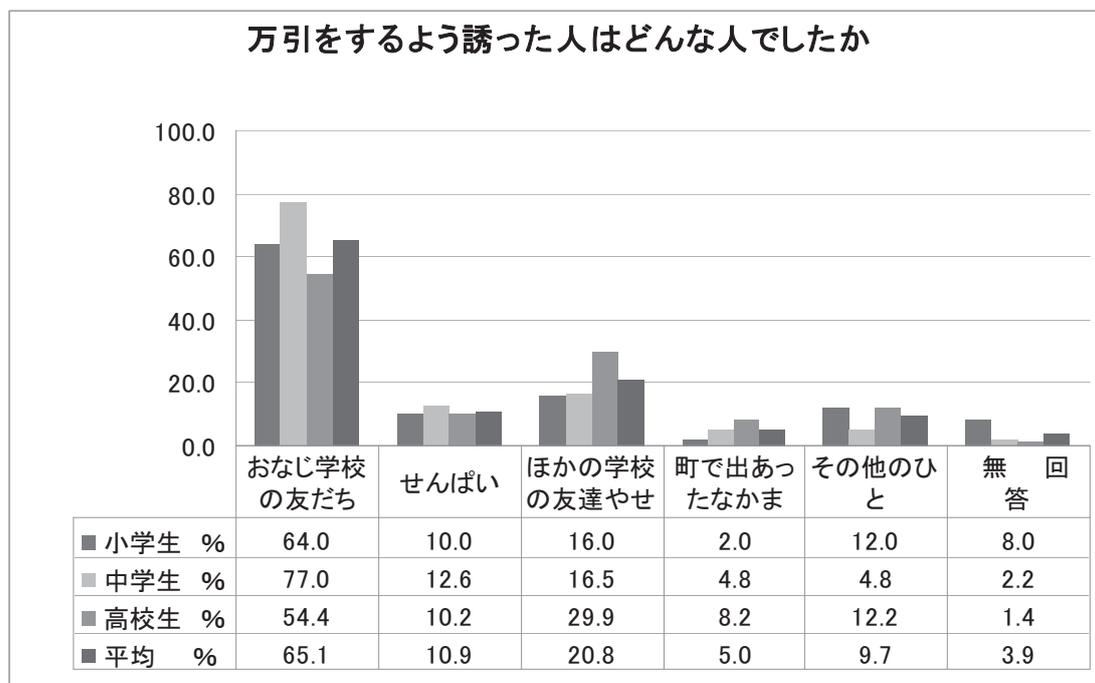
	ある	ない	無回答
小学生 %	2.1	97.7	0.2
中学生 %	5.3	94.4	0.3
高校生 %	3.4	96.6	0.0
平均 %	3.6	96.2	0.2

万引に誘われた経験を質問した。「ない」と答えた者が96.2%と圧倒的に多い。経年でみると「ある」と答えたものの数値が、一昨年度までは減少していたが、昨年度は微増に転じている。この数値は一昨年度は少年の万引き補導・検挙人員が前年度比118%増であるという事実を反映しているものと推測される。

## 7 万引に誘うのは誰か

設問 上の質問で「ある」と答えた人だけに聞きます。それはどんな人ですか。(いくつでも)(小学生問6、中高生問4)

- 1.同じ学校の友達 2.先輩 3.他の学校の友達や先輩  
4.町で出会った仲間 5.その他の人



先の設問で万引に誘われたことがあると答えた生徒に、誘った相手が誰かを質問した。一

昨年度の調査から付加された設問項目である。もっとも多いのは「同じ学校の友達」で、65.1%と過半数を大幅に超えている。あとに「他の学校の友達や先輩」(20.8)、「先輩」(10.9)、「町で出会った仲間」(5.0)と続く。この順位は一昨年度の調査も同様である。学年があがるにつれて生活圏が拡大し、「他の学校の友達や先輩」「町で出会った仲間」が増大しているのがわかる。このことは昨年度の報告書でも指摘されている。

気になるのは、一番多い「同じ学校の友達」の数値が一昨年と昨年の調査結果で大きく異なっていることである。一昨年は全体平均で 30.6%、小学生では 0%であり、小学生の「その他の人」が 84.3%であった。この数値の開きは理解に苦しむ。

この設問は上の質問で「万引に誘われたことがある」と答えた者だけに問われている。それゆえ、サンプル数が圧倒的に少なく(昨年度 427 人、一昨年度 343 人)、調査結果に違いが生じやすい。それにしても、一昨年と昨年の小学生の数値の開きは問題である。サンプルの違いゆえか、集計上の誤りなのか。中学・高校生の数値から判断すれば、昨年度の調査結果が妥当と考えられる。また、この設問項目では「その他の人」を具体的に記すよう選択肢を改める必要がある。新聞報道に見られるように、「その他」に家族(親、兄弟など)が含まれている可能性があるからである。

## 8 少年達が万引をする理由

設問 少年たちが万引する一番の理由は何だと思いますか。(いくつでも)(小学生問7/中学生問5)

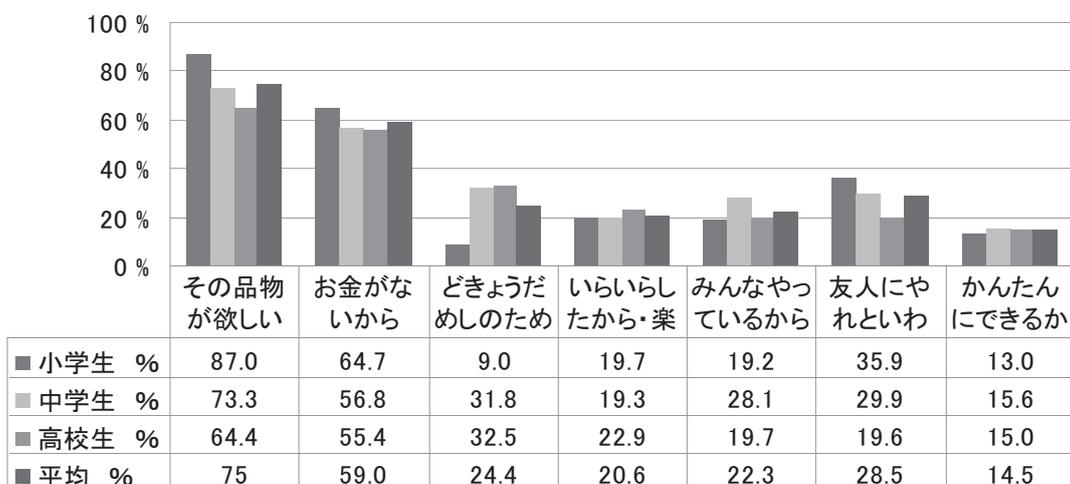
- 1.その品物が欲しいから
- 2.お金がないから
- 3.度胸試しのため
- 4.いろいろしたから・楽しいから(小学生のみ)、ストレス解消・楽しいから(中学生)
- 5.みんなややっているから
- 6.友達にやれといわれたから(小学生)、友人に強要されたから(中高生)
- 7.簡単にできるから
- 8.たいした罰を受けないから
- 9.仲間はずれになりたくないから
- 10.売るため(小学生)、中古品店等で換金するため(中学生)
- 11.友達に売るため
- 12.その他(具体的に： ) (中学生)

少年たちが万引をする理由を質問した。選択肢が多く、小学生と中学生で設問項目に違いがある。しかも複数回答であるため、さまざまな理由に大きな数値がついている。

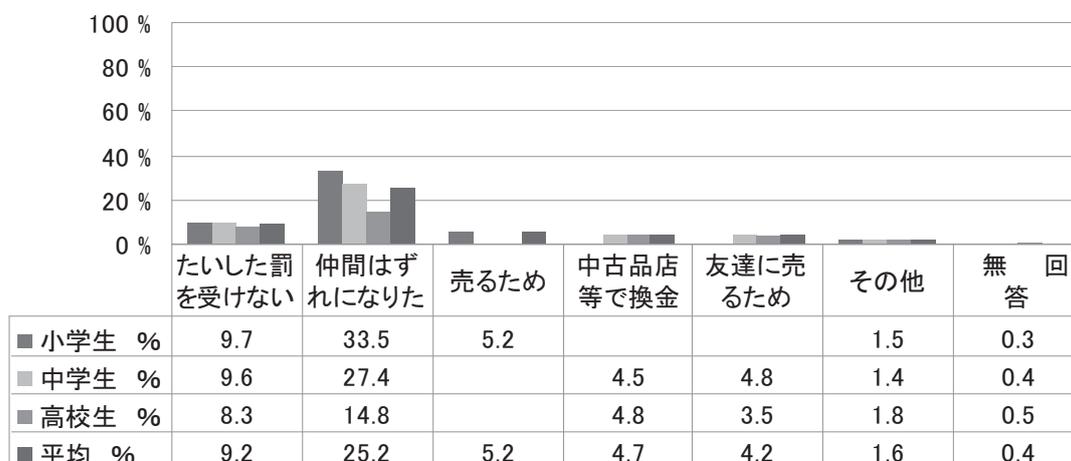
圧倒的に数値が高いのは「品物が欲しい」(75%)と「お金がない」(59%)である。これは一昨年以前の調査でも変わらない。万引の基本的動機はあくまで物欲であると考えられている。

興味深いのは「みんなやっているから」、「友達にやれといわれたから」、「仲間はずれになりたくないから」がどれも平均で 20%以上の数値を示していることである。その理由としては、この設問が「自分が万引きをした理由」ではなく、あくまで「少年たち一般が万引きを

### 子どもたちが万引をするのはなぜだと思いますか(1)



### 少年たちが万引をするのはなぜだと思いますか(2)



する理由」を問うていることが上げられる。「周囲にあわせたい」、「仲間はずれになりたくない」は少年期の一般的な心理傾向であるから、これらが万引をする理由とされるのは当然である。もう一つ注目されるのは、これらの理由がどれも、学年が上がるにつれて減少する傾向にあることである。すなわち、自分の規範意識が確立するようになるにつれて、こうした付和雷同的理由を上げる者は少なくなる。反対に、「度胸試しのため」は学年が上がるにつれて増加している。これも上の説明に一致する。

「いらいらしたから・楽しいから」および「ストレス解消・楽しいから」が 20%あることにも注目すべきであろう。一昨年度の報告書では、「子ども達の万引行動の背後に、既に小学

生という低年齢な子どもの時期から万引に導きかねない心理的なストレス等の問題が潜んでいる」と指摘している。この点に対する対策が検討されるべきだろう。

予想外に少ないのが換金、売却である。「欲しいがお金がない」が理由として真っ先にあがっても、「売却してお金にする」という考えに至るものは多くはない。これについては本章 10 で検討したい。

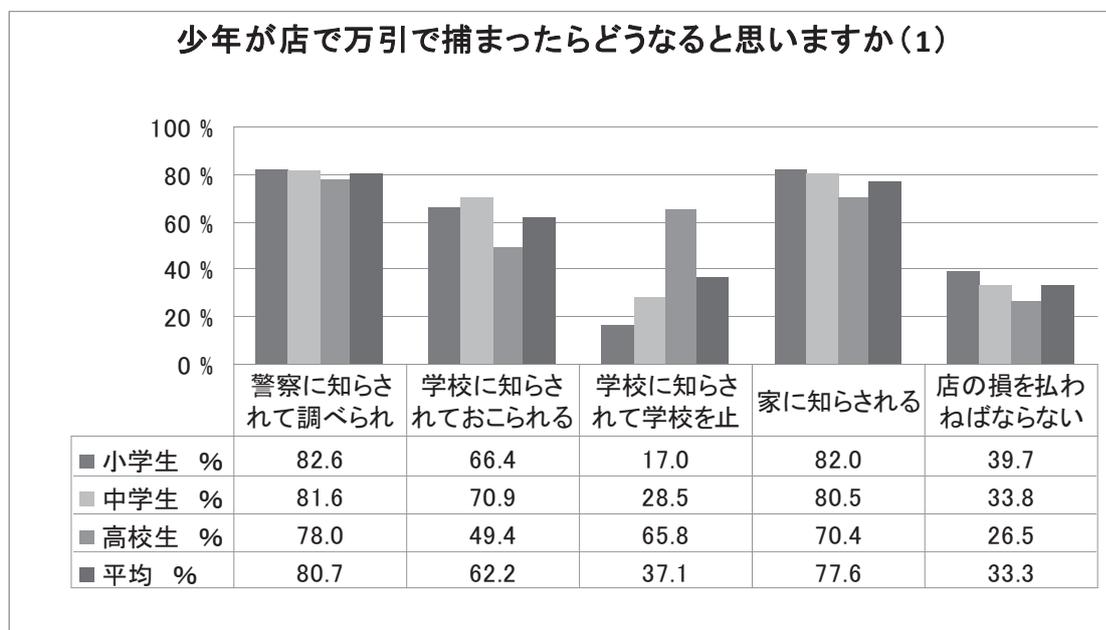
理由の順位や数値は、一昨年度以前の調査と比較して大きな違いはみられない。

## 9 万引でつかまったらどうなると思うか

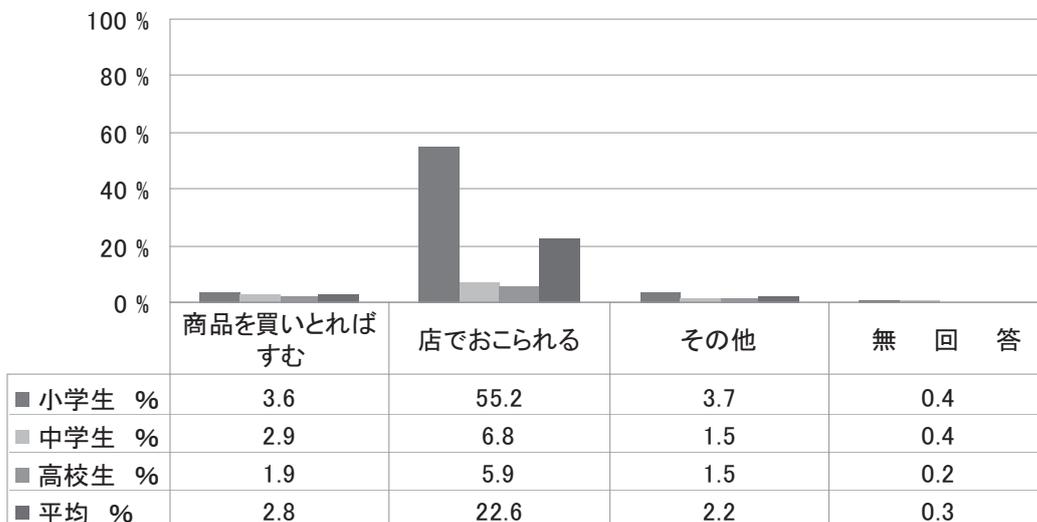
設問 もし少年が万引で捕まったらどうなると思いますか。(いくつでも)(小学生問8、中学生問6)

- 1.警察に通報されて取調べを受ける
- 2.学校に通報されて怒られる
- 3.学校に知らされて止めさせられる(小学生)、学校に通報されて停学等になる(中学生)
- 4.家に連絡される
- 5.店で損害賠償を払わねばならない
- 6.商品を買えば済む
- 7.店でおこられる(小学生)、店で説教されるのみ(中学生)
- 8.その他(具体的に: )

万引して店で捕まったらどうなるかを質問した。この設問も選択肢が多く、小学生と中学・高校生で設問項目の表現に違いがある。先の設問同様、複数回答であるため、さまざまな理由に大きな数値がついている。



## 少年が店で万引で捕まったらどうなると思いますか(2)



まず数値として圧倒的に多いのは、「警察に通報されて取調べを受ける」(80.7%)、「学校に通報されて怒られる」(62.2%)、「家に連絡される」(77.6%)である。店で捕まったなら警察、学校、家に通報されることは、ほとんどが知っている。また、それが当然のことだとも考えている(第2章1、2、3参照)。

注目すべきは、「商品を買えば済む」と考えるものは2.8%と少なく、33.3%が「店で損害賠償を払わねばならない」と考えていることである。

第3章10の「被害店舗に対して親と子は何をすべきか」(中高生問9)に対しても、「商品買取」よりも「買取だけでなく迷惑料を払う」と答えたものが多い。万引き行為が買取ではすまない損害を与えているという知識をもつ者も少なくはない。学年間の差異が激しいのは、「学校に知らされて学校を止めさせられる、学校に通報されて停学等になる」(小学17%、高校65.8%)と「店でおこられる、店で説教されるのみ」(小学55.2%、高校5.9%)であるが、児童・生徒の精神的発達と小学校と中学・高校での生徒指導のあり方を考えれば、当然であろう。

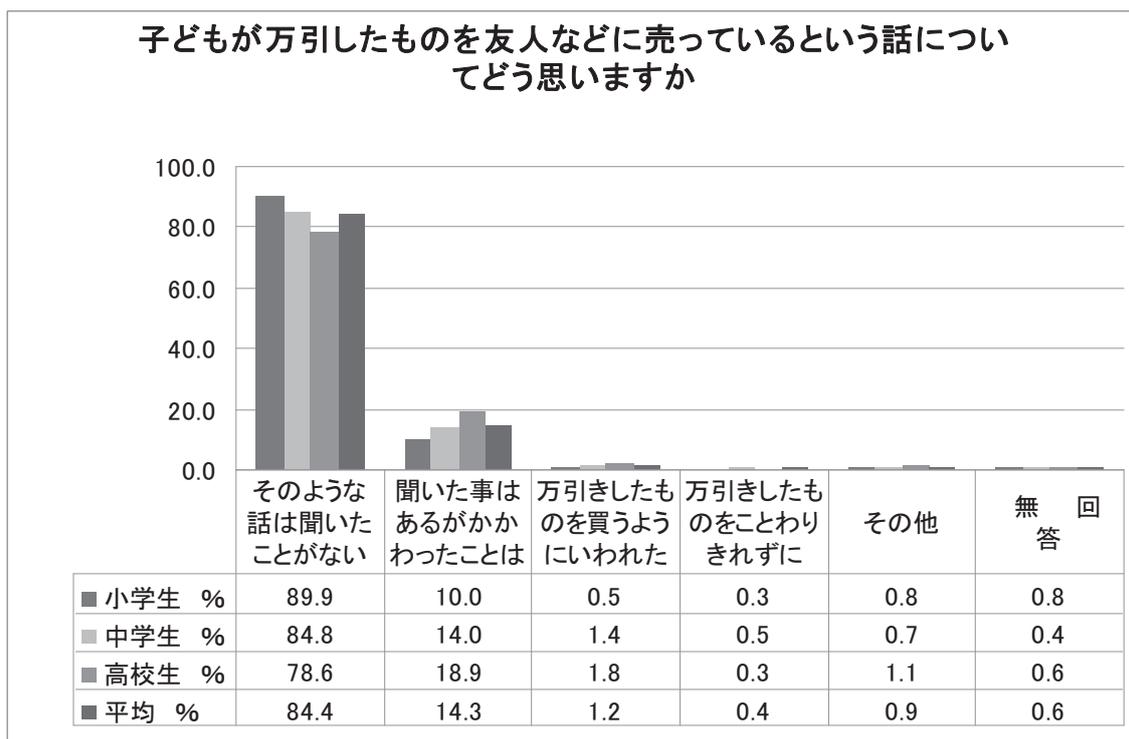
順位や数値は、一昨年度以前の調査と比較して大きな違いはみられない。

## 10 万引の品物を友人等へ売る話を聞いて

設問 少年が万引した品物を友人などに売っているという話についてどう思いますか。(いくつでも)(小学生問9、中高生問7)

1. そのような話は聞いたことがない
2. 聞いたことはあるが関わったことはない
3. 万引した品物を買うよう持ちかけられたことがある
4. 万引した品物を断りきれずに買ったことがある
5. その他(具体的に: )

### 子どもが万引したものを友人などに売っているという話についてどう思いますか



ここでは、友達に万引きした商品を売却する話をどこかで聞いたことがあるかを質問している。それに対して 84.4%が「聞いたことがない」と答えている。「聞いたことはあるがかかわったことがない」(14.3%)がそれに続く。合計すれば、99%近くが万引商品の売却にかかわったことがないと答えている。

注意すべきことは、「買うよう持ちかけられたことがある」「万引した品物を断りきれずに買ったことがある」が2%近くあることである。本調査対象者の200人近くが、万引商品の売却に関係をもっている。他方、「聞いたことがない」「聞いたことはあるがかかわったことがない」の数値が、学年が上がるごとに減少している。言い換えれば、万引き商品の売買は学年が上がり、交友関係が広がるにつれて、多くの少年が知るようになっていく。一昨年度の報告書ではこの関わりの割合を「汚染率」として、万引きに許容的なグループではこの数値が20%近くになるという分析結果を報告している。そう考えるなら、この2%という数値は軽視すべきではない。

順位や数値は、一昨年度以前の調査と比較して大きな違いはみられない。

## 第2章 万引少年に対する店の対応

### 1 店は警察に引き渡すべきか（中高校生）

設問 店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである。（ひとつだけ）（中高生問 8-1）

1. そう思う      2. そう思わない

	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 %	83.8	15.9	0.3
高校生 %	81.4	18.4	0.2
平均 %	82.6	17.2	0.3

第1章9の分析から、万引で捕まったら、警察、学校、家に連絡が行くであろうことをほとんどの少年が知っていることが理解された。ここで「警察に引き渡すべき」と答えたものが80%を超えていることは、先の分析結果に一致する。

問題は、先の分析結果（第1章4）では、合計して少年の99%近くが万引を「やってはいけないこと」と認識しているにもかかわらず、ここでは17%が「警察に引き渡すべきではない」と答えていないことである。本章3で、この理由を検討することにする。

昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない。

### 2 店は万引き少年を警察へ引き渡すべきと思う理由（中学・高校生）

設問 上記問8-1で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。（ひとつだけ）（中高生問 8-2）

1. 万引は犯罪だから      2. 少年に反省させるために      3. 再発防止のため  
4. その他(具体的に: )

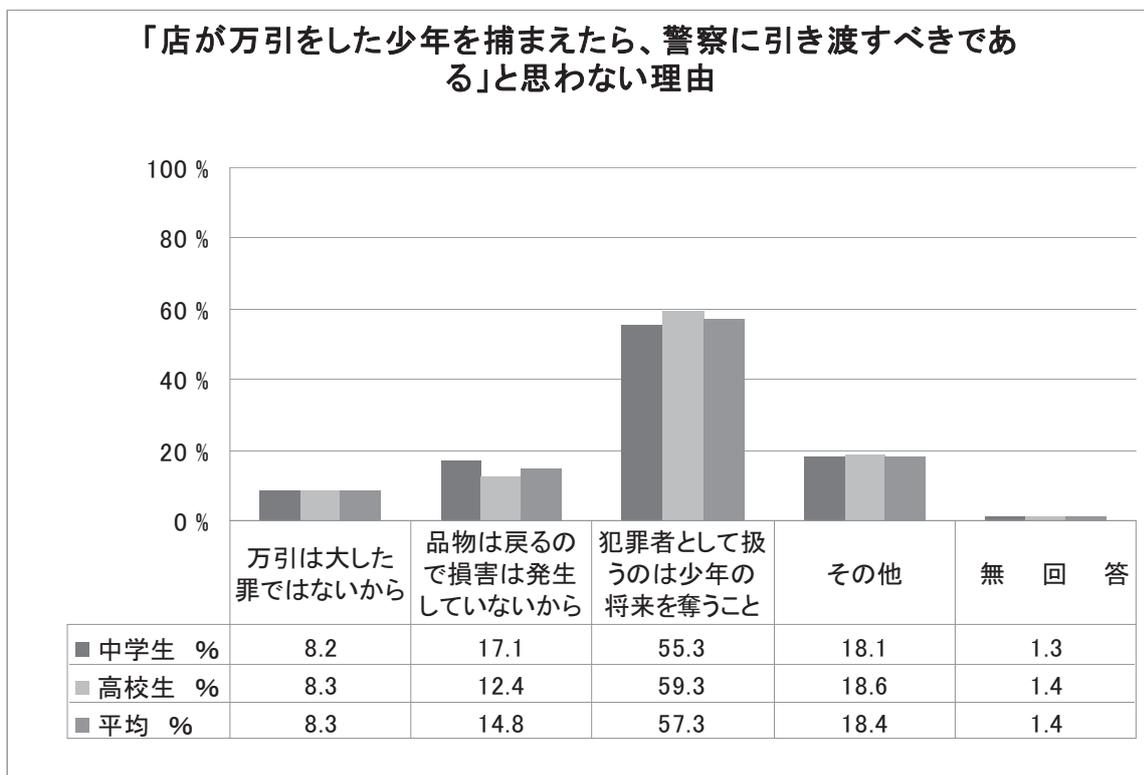
	万引は犯罪だから	少年に反省させるために	再発防止のため	その他	無回答
中学生 %	75.3	13.0	11.0	0.7	0.1
高校生 %	70.2	15.0	13.5	1.2	0.1
平均 %	72.8	14.0	12.3	1.0	0.1

先の設問で「警察に引き渡すべき」と思う者にその理由を質問している。一番多い理由は「万引は犯罪だから」（72.8%）であり、数値に若干の開きがあるが、その後に「反省させるため」（14.0%）、「再発防止」（12.3%）が続く。これらの順位は、学校および家への通報の場合でも変わらない。また、昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない。

### 3 店は警察に引き渡すべきだと思わない理由(中学・高校生)

設問 上記問8-1で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高 問8-3)

- 1.万引は大した罪ではないから
- 2.品物は戻るので損害は発生していないから
- 3.犯罪者として扱うのは少年の将来を奪うことになるから
- 4.その他(具体的に: )



万引きは犯罪であるということを認識していながら、どうして警察に引き渡すべきではないと考えるのか。その理由をここで問うている。

「犯罪者として扱うのは少年の将来を奪うことになるから」(57.3%)という理由が過半数を占めている。犯罪をしたのだから、犯罪者として扱われるのが当然という意識が弱いことがうかがわれる。また、「品物は戻るので損害は発生していないから」というものも15%近くいる。店の万引対策費用のことまでは、考えが及ばないようである。

「その他」が18.4%もいるのは、質問項目としては問題である。昨年以前の調査でも「その他」はつねに20%近い数値を占めている。遺憾であるが、これまでの報告書ではその内容についてまったく検討されていない。本年度も時間の制約のために着手できなかった。今後は、この回答でいかなる記述がなされているか、正確に分析する必要がある。

### 4 店が学校に連絡することに対する考え(中学・高校生)

設問 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである。(ひとつだけ)(中高

生問 8-4)

- 1.そう思う                      2.そう思わない

	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 %	88.2	11.6	0.2
高校生 %	82.5	17.3	0.3
平均 %	85.4	14.5	0.3

店が捕まえた少年のことを学校に連絡すべきかを質問した。第 1 章 9 にあるとおり、連絡されることをほとんどの少年は承知している。しかし、本章 1 において、捕まえた少年を警察に引き渡すべきでないとする者が 17 %もいたように、ここでも「学校に通報すべきでない」が 15 %近くいる。この理由については本章 6 で分析する。

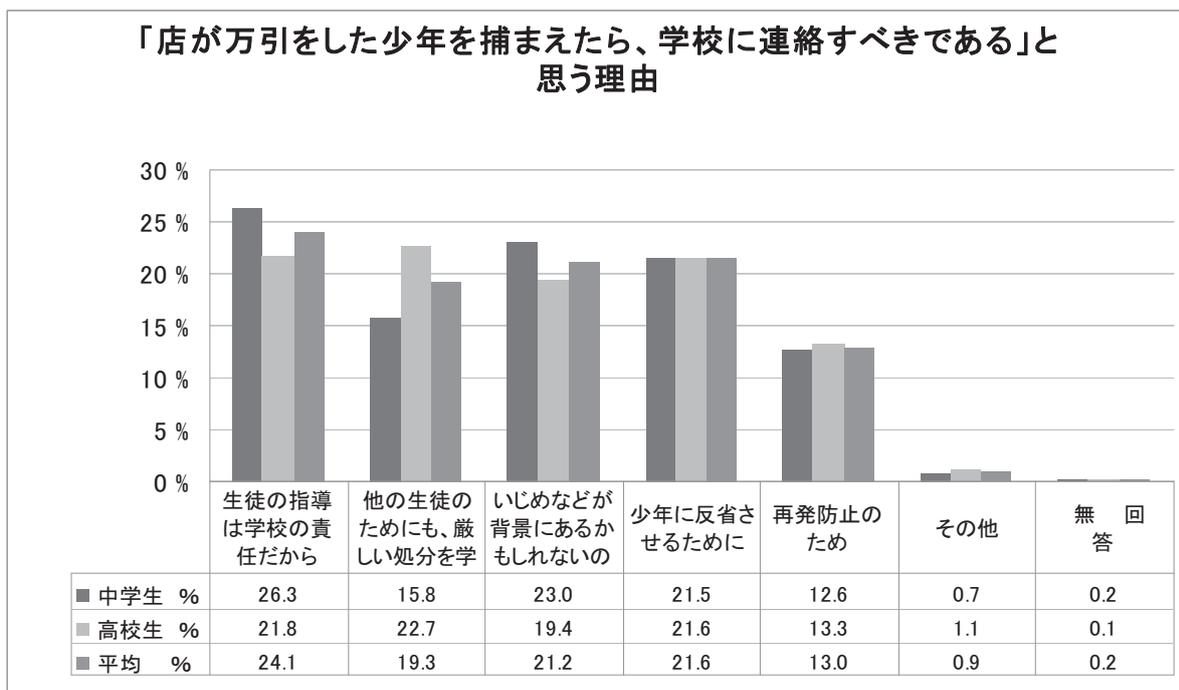
—昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない。

## 5 店は学校に連絡すべきだと思う理由(中学・高校生)

設問 上記問 8-4 で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。

(ひとつだけ) (中高生問 8-5)

- 1.生徒の指導は学校の責任だから
- 2.他の生徒のためにも、厳しい処分を学校がすべきだから
- 3.いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから
- 4.少年に反省させるために              5.再発防止のため              6.その他(具体的に:              )

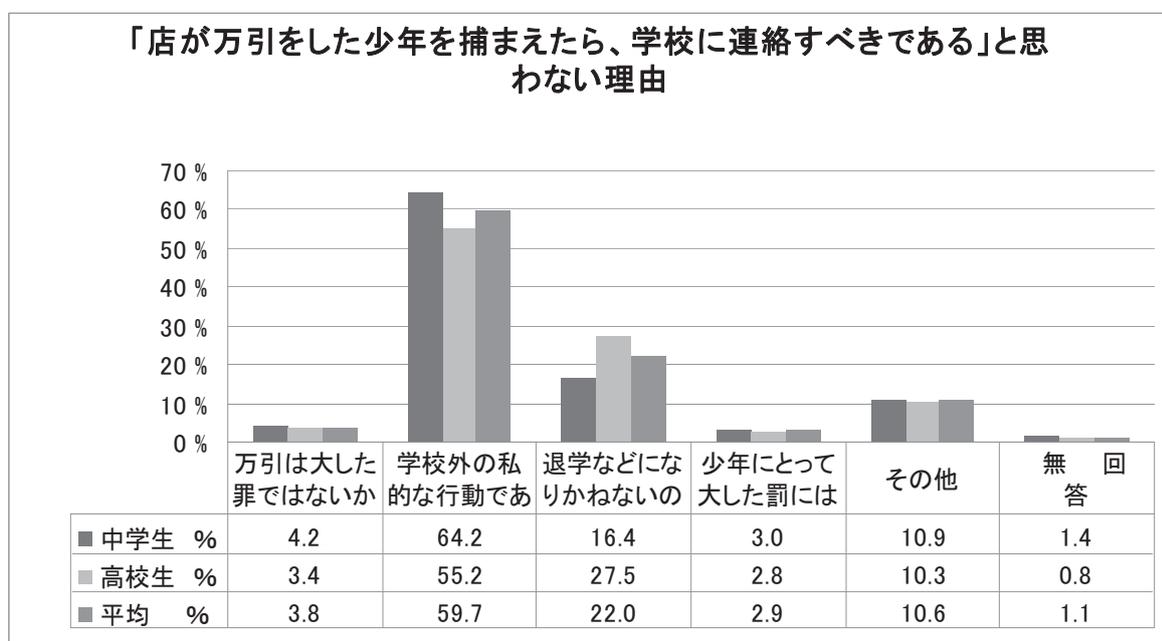


店が万引きした少年を捕まえたとき、学校に連絡すべきと考える理由を質問した。「生徒指導は学校の責任」「学校が処分すべし」「背景を知る」「反省させる」「再発防止」など多数の理由があげられるが、どれも等しく 20 %程度である。これは一昨年以前の調査でも同様である（詳しくは経年変化表参照）。

## 6 店は学校に連絡すべきだと思わない理由(中学・高校生)

設問 上記問 8-4 で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ) (中学生問 8-6)

- 1.万引は大した罪ではないから
- 2.学校外の私的な行動であるから
- 3.退学などになりかねないので、少年の将来のために
- 4.少年にとって大した罰にはならないから
- 5.その他(具体的に:



店が万引した少年を捕まえても学校には連絡すべきでないと考える理由を問うた。数値としてもっとも多いのは、「学校外の私的な行動である」(59.7%)である。学校は生徒の学校外の行動に干渉すべきでないという意識が、中学・高校生には強くあることが伺える。これは昨年度の報告書も指摘している。

このことは、以下の調査結果からも明らかである。本章9「保護者に引き取りにきてもらう必要はない」という理由でも、一番多いのは「親は子どもの万引とは関係ない」(50.2%)であり、第3章3「警察は学校に連絡すべきでない」という理由も、一番多いのは「学校外の私的な行動である」(38.7%)である。

また、この問いに対する回答から、高校生には「退学などになりかねない」(27.5%)という危機感があることがわかる。順位や数値は、一昨年度以前の調査結果と比較して大きな違

いは見られない（詳しくは経年変化表参照）。

## 7 店の保護者引取りの連絡に対する考え(中学・高校生)

設問 店が万引をした少年を捕まえたら、保護者(親)に連絡して、引取りにきてもらうべきである。(ひとつだけ)(中高生問 8-7)

- 1.そう思う                      2.そう思わない

	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 %	94.1	5.5	0.3
高校生 %	93.6	6.2	0.3
平均 %	93.9	5.9	0.3

店が万引少年を捕まえたら、保護者に引き取りにきてもらうべきと答えた者は 93.9%である。この高数値は、警察に通報すべきか(本章1)、学校に連絡すべきか(同4)という問と比較すると興味深い。この二つの問では「通報すべき」「連絡すべき」はともに 80 %台であったが、保護者の引き取りは 90 %を超えている。未成年である以上、保護者の引き取りは避けられないと認識しているようではある。この点は本章9でもう一度検討する。

昨年度の報告書では「警察への引き渡し」「学校への連絡」「保護者の引き取り」を相互にクロス分析しており、「学校と保護者はまず「すべき」だが、この内でも学校よりも家庭への連絡を「すべきだ」ということに賛成する者がおおい」という結論を出している。

一昨年以前の調査結果と比較して、数値に大きな変動はない。

## 8 店から連絡して保護者に引き取りに来て貰う理由(中学・高校生)

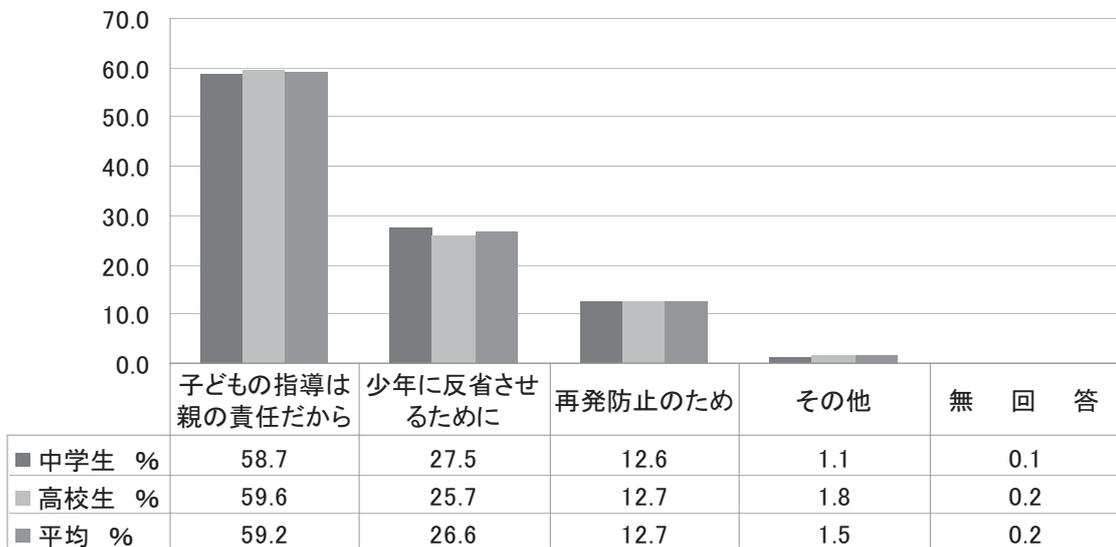
設問 上記問8-7で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高 問8-8)

- 1.子供の指導は親の責任だから      2.少年に反省させるために      3.再発防止のため  
4.その他(具体的に: )

先の分析から少年は警察、学校への連絡より、保護者からの引き取りを当然と考えていることがわかった。その理由としてあがるのは、「子供の指導は親の責任」であり、59.2%と過半数を超えている。

これは「学校への連絡」において「学校の責任」を上げる者が 24.1%で、他の理由と大差なかったことと比較すると興味深い。子供の犯罪は保護者は責任を有しても、学校は関係ないという意識が垣間見える。

「店が万引をした少年を捕まえたら、保護者に連絡して、引き取りにきてもらうべきである」と思う理由



ところで、第3章第5節では、これと同様の問い、すなわち警察もしくは学校から連絡があったときの保護者の対応についてたずねている。そこでも引き取りに行くべき理由に「親の責任」をあげるのが一番多く、78.1%であった。選択肢の関係から数値に違いはあっても、ほぼ同様の結果が出ている。昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない。

9 店から連絡して保護者に引取りにきてもらうべきと思わない理由(中学・高校生)

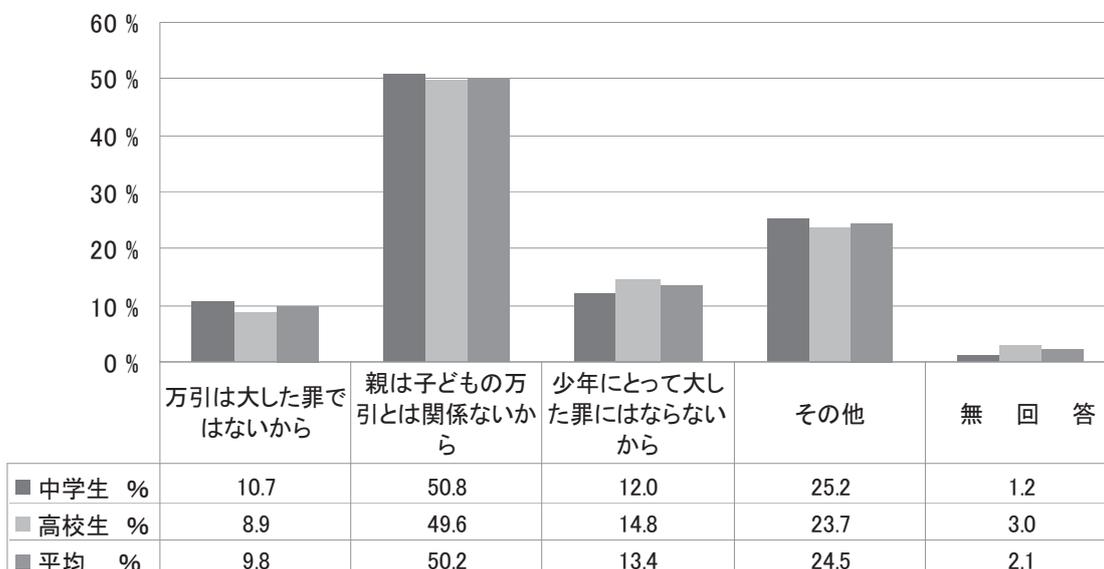
設問 上記問8-7で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高生問8-9)

- 1.万引は大した罪ではないから
- 2.親は子どもの万引とは関係ないから
- 3.少年にとって大した罰にはならないから
- 4.その他(具体的に: )

上の問でほとんどの少年が親もしくは保護者が引き取りに来るのを当然として考えており、それは親に責任があるからだと答えた。それでは、「引き取りにくるべき」と思わない少年は、その理由は何だと考えているのか。それをここでは問うている。

もっとも多いのは「親は子どもの万引とは関係ない」で、50%を超えている。すなわち、「引き取りにくるべき」と考えるものは親の責任を認め、そう考えないものは「親は万引と関係ない」としている。少年自身の親との関係が、「引き取りにくるべき」と思うか否かに、影響を与えていることがうかがえる。

### 「店が万引をした少年を捕まえたら、保護者に連絡して、引き取りにきてもらうべきである」と思わない理由



これは第3章6における同様の問の分析でも裏付けられる。そこでは「親は子どもの万引とは関係ない」という選択肢がなかった。その結果、「その他」(43%)が急激に増加した。その項目の記述を読んでも、「親は万引きと関係ない」と記しているものがほとんどであった。

この問に関しても、「その他」が24.5%ある。数値としては大きいので、その内容を確認する必要があるのだが、従来と同様に、今回もこの点に関する分析はできなかった。

昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない。



### 第3章 万引少年に対する警察および親の対応

#### (警察の対応)

#### 1 警察から学校への連絡に対する意識(中学・高校生)

設問 少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである。(ひとつだけ)(中高生問 8-10)

- 1.そう思う                      2.そう思わない

	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 %	86.9	12.8	0.3
高校生 %	80.5	19.2	0.3
平均 %	83.7	16.0	0.3

警察から学校への連絡をすべきかという問である。学校に連絡すべきは 83.7%である。第2章4において「店から学校に連絡すべきか」を問うたが、その数値 85.4%と変化はない。

一昨年以前の調査と比較してみると、「そう思う」の数値が増加している。2005年の調査では中学 81.9%、高校 71.1%であった。高校生の数値が増加している。学校は関係ないという無責任な態度が、少しずつ改善されているのかもしれない(経年変化表参照)。

#### 2 警察は学校へ連絡すべきと思う理由(中学・高校生)

設問 上記問8-10で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高生問 8-11)

- 1.再発防止のために連携して指導するべき                      2.生徒の指導は学校の責任だから  
3.いじめなどが背景にあるかもしれないので学校は知っておくべきだから  
4.少年に反省させるために    5.再発防止のため  
6.その他(具体的に:                      )

警察から学校に連絡すべきと考える理由を問うている。第2章第5で、店から学校に連絡すべき理由を問う、同様の質問をしていることを思い起こされたい。その設問では際立った理由が見出されなかったが、前述したとおり、こちらの設問では選択肢が一部変わっている。それが「再発防止のために連携して指導するべき」(60.8%)であり、数値的に他の理由を大きく引き離している。

少年には、万引防止のために学校と警察が連携すべきであるという認識はあっても、店がそこに関係している自覚がないことがうかがえる。

### 警察は、学校にも連絡すべきである」と思う理由

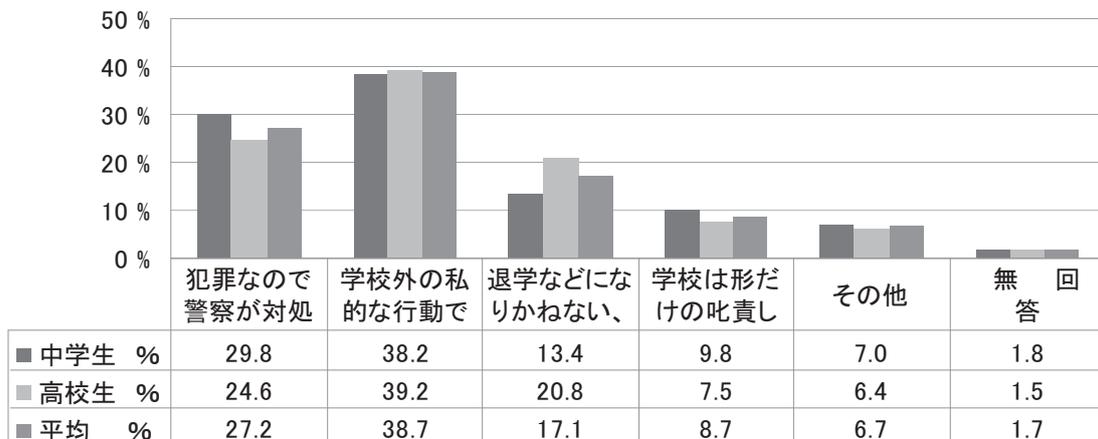


### 3 警察は学校へ連絡すべきと思わない理由(中学・高校生)

設問 上記問 8-10 で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ) (中高生問 8-12)

1. 犯罪なので警察が対処すべき
2. 学校外の私的な行動であるから
3. 退学などになりかねない、少年の将来のため
4. 学校は形だけの叱責しかしないから
5. その他(具体的に: )

### 警察は、学校にも連絡すべきであると思わない理由



警察から学校に連絡すべきと思わない理由を問うている。第2章6では、店から学校に連絡すべきと思わない理由を尋ねたが、基本的に同様の質問である。ただし、選択肢に一部変更がなされていることに注意されたい。この設問では、「万引はたいした罪ではないから」という選択肢が消え、かわりに「犯罪なので警察が対処すべき」が加わっている。

順位としては、店から学校への連絡と同様、「学校外の私的な行動である」が一番多いが、数値は38.7%であり、店から学校への連絡の場合(59.7%)よりも数値は低い。これは「犯罪なので警察が対処すべき」が加わり、30%近い数値を占めたことが原因である。犯罪は警察の管轄だから警察にまかせるべきだ。こう考えるものが一定数存在している。これは警察から学校に連絡すべきと考えるものが、警察と学校の連携を一番にあげていることと対比して考察すべきだろう。

### (親の対応)

#### 4 連絡を受けた親は直ちに引取りに行くべきか(中学・高校生)

設問 店または警察から子どもが万引をしたとの連絡を受けた親は、直ちに子どもを引取りに行くべきである。(ひとつだけ)(中高生問8-13)

- 1.そう思う                      2.そう思わない

	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 %	94.7	4.9	0.4
高校生 %	94.5	5.1	0.4
平均 %	94.6	5.0	0.4

第2章7において、店が万引少年を捕まえたら保護者に来てもらうべきかという、類似した問がなされている。そこでは「引き取りに来てもらうべき」と答えたものが93.9%であった。この問では、店もしくは学校から連絡を受けたとき、親としてただちに引き取りに行くべきかどうかを問うている。店の選択肢として保護者を呼ぶべきかではなく、保護者、もしくは親としてすぐに行くべきかという親の選択が問われているのである。

どちらの問に関しても数値に差は見られない。この問でも、引き取りに行くべきと考える者が94.6%と圧倒的に多い。

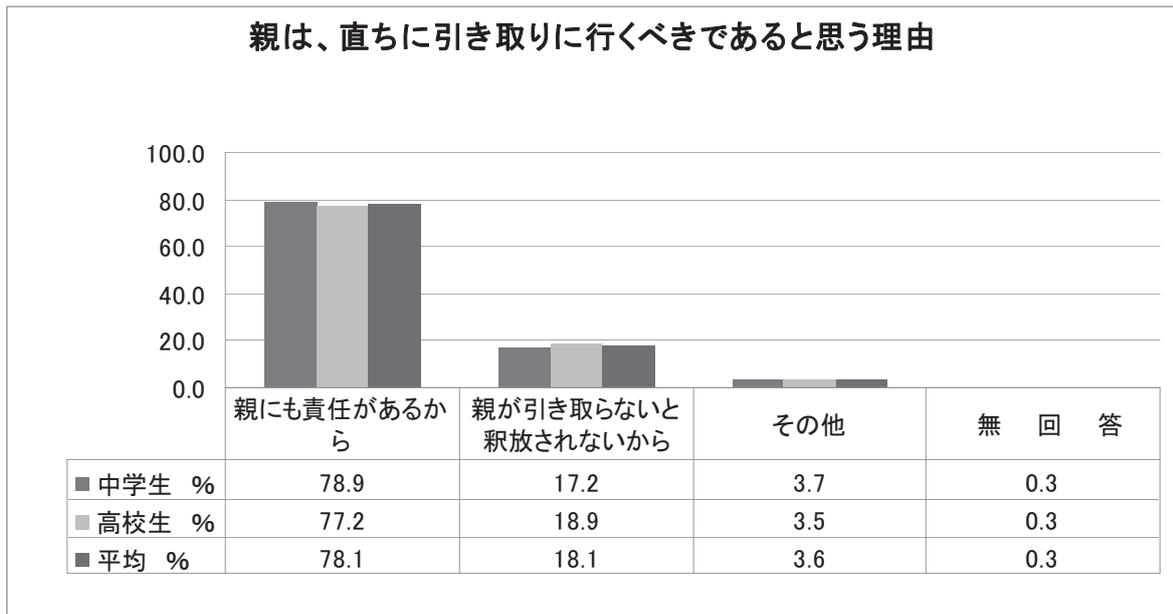
昨年以前の調査結果と比較して数値に大きな変動はない(経年変化表参照)。

#### 5 連絡を受けた親は直ちに引取りに行くべきと思う理由(中学・高校生)

設問 上記問8-13で「そう思う」と答えた方にかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高 問8-14)

- 1.親にも責任があるから              2.親が引き取らないと釈放されないから  
3.その他(具体的に:)

### 親は、直ちに引き取りに行くべきであると思う理由



連絡を受けたら、親としてただちに子どもを引き取りに行くべき理由は何なのか。「親にも責任があるから」(78.1%)が圧倒的に多い。他方、第2章8では、店が万引少年を捕まえたら、保護者にきてもらうべきと考える理由を問うているが、その設問でも「子供の指導は親の責任」と答えたものが一番多く、59.2%であった。数値の違いは基本的に他の選択肢との関係であろう。先の設問では「少年を反省させる」「再発防止」で40%近くを占めているが、この設問では他の選択肢は「親が引き取らないと釈放されない」(18.1%)だけでである。

### 6 連絡を受けた親は直ちに引取りに行くべきと思わない理由(中学・高校生)

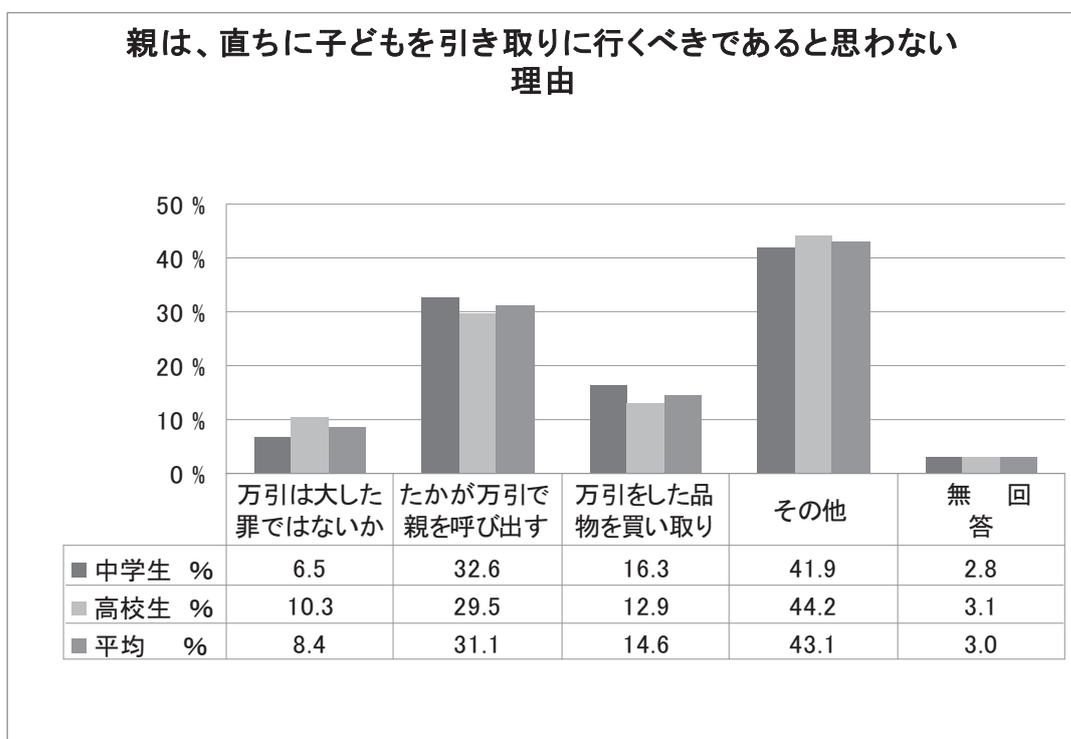
設問 上記問8-13で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高生問8-15)

- 1.万引は大した罪ではないから
- 2.たかが万引で親を呼び出すのは大げさである
- 3.万引をした品物を買取りさえすればいいから
- 4.その他(具体的に: )

連絡を受けたなら、親としてただちに引き取りに行くべきと思わない理由が問われている。第2章第9の分析ですでに記したように、先の設問にはあった「親は関係ない」という選択肢が、この設問ではなくなっている。親の立場としてすぐに引き取りに行くかを問うということで、先の設問とは意図が異なっているとはいえ、「親は関係ない」の選択肢は入れるべきだったと思われる。

すでに述べたように、この設問では「その他」が43.1%ときわめて多い。そこで、今年度は数値だけではなく、調査対象者の記した回答用紙にもどって、「その他」の具体的記述をでき

るかぎり読み込み、分析しようと試みた。



まず気づくのは、子供の行為と親との関係を否定する記述が多いことである。「親は親、子は子だから」「万引きと親は関係ない」などである。なかには、「やっぱり親は自分のことを気にしない」「少年の気持ちをわからない親が悪い」などのように、親が来たところで意味がないと考えている者もいる。「親おらんわ!？」と率直に記す者もいた。第2章までの設問では「保護者（親）」と記されていたが、第3章以降の設問では「親」と特定されている。それゆえ、こういう記述があるのも当然である。

また、親が来ない方が子供が反省するとの意見も目立った。「親がいたら甘えてしまう」「反省を促すため」などである。この調査の設問項目では、親を呼ぶことで子供を「反省させる」という選択肢はあっても、その逆はない。今後、これらの選択肢は全面的に検討する必要がある。調査結果の分析では、「その他（具体的に：）」などの回答者による記述を確実に採録できるように準備する必要がある。順位および数値に大きな変動はない。

## 7 親の指導に対する意識

設問 親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである。(ひとつだけ) (中高生問 8-16)

1. そう思う                      2. そう思わない

親が万引した少年を厳しく指導すべきかどうかを問う。厳しく指導すべきと考えるものが90.5%と圧倒的に多い。本章第4節および第5節より、少年の万引に親の責任を認めるものが多いことからすれば、これは当然の結果である。

	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 %	90.5	9.0	0.4
高校生 %	90.5	9.1	0.5
平均 %	90.5	9.1	0.5

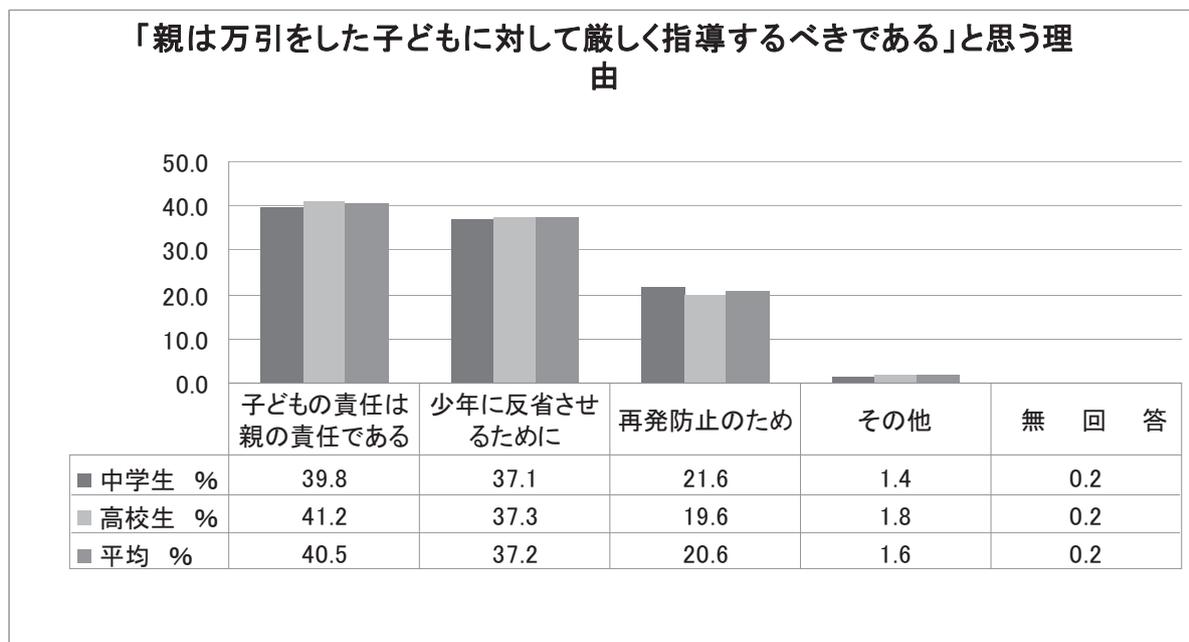
それでも「そう思わない」者が9.1% (792人) もいることに注目したい。先の設問項目の「その他」の記述でも「親きたらややこしいことになる」「親とグルかもしれない」「変な親だったら子供が反省しない」などの記述があった。親の指導そのものに対する疑問を表明する者が一定数いることは、紛れもない事実であろう。

昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない（経年変化表参照）。

## 8 親は厳しく指導するべきだと思う理由(中学・高校生)

設問 上記問8-16で「そう思う」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ) (中高生問8-17)

1. 子どもの責任は親の責任であるから
2. 少年に反省させるために
3. 再発防止のため
4. その他(具体的に: )



万引きした子供に親が厳しく指導する理由は何か。この設問で上げられる選択肢は、第2

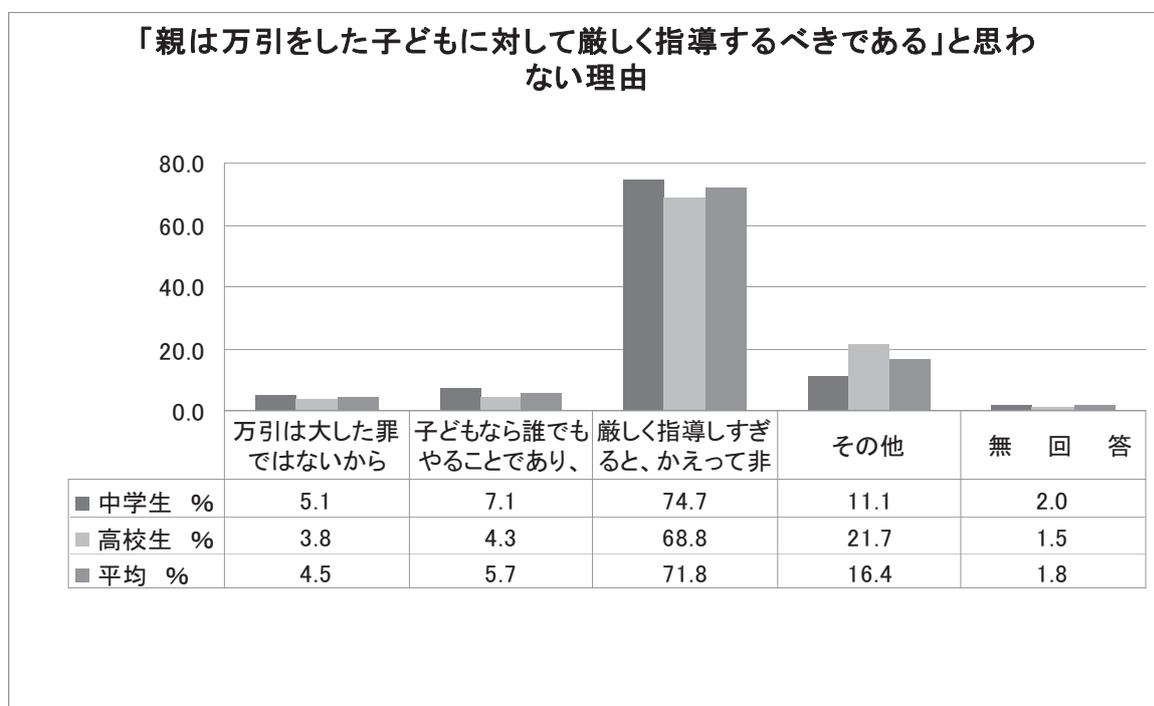
章8「店から連絡して保護者に引き取りに来てもらう理由」の選択肢と同じである。順位も同じである。ただし数値は少々違っている。先の設問では「親の責任」が59.2%と過半数を超えていたが、こちらの設問では40.5%に留まる。その代わりに「反省させる」(37.2%)、「再発防止」(20.6%)と、それぞれ10%程度数値が上がっている。親が厳しく指導すべき理由としては、それらを目的とするのが当然と考えられているようである。一昨年度の調査結果では、この「反省させる」(41.7%)がもっとも高い数値を示していた。

経年で見ると、昨年の調査になって「親の責任」の数値が増加し、「反省させる」を数値で超えたこと目につく。それ以外は大きな差異はない。

### 9 親は厳しく指導するべきと思わない理由(中学・高校生)

設問 上記問8－16で「そう思わない」と答えた方にうかがいます。その理由をお答えください。(ひとつだけ)(中高 問8－18)

- 1.万引は大した罪ではないから
- 2.子どもなら誰でもやることであり、放っておけばそのうち止めるから
- 3.厳しく指導しすぎると子どもの居場所がなくなり、かえって非行に走らせることになるから
- 4.その他(具体的に: )



万引した子供に親が厳しく指導すべきと思わない理由は何か。「厳しく指導すべきでない」と答えた者は比率では9.1%にすぎないが、実数では700人を超えている。その理由を正確に突き止める必要がある。

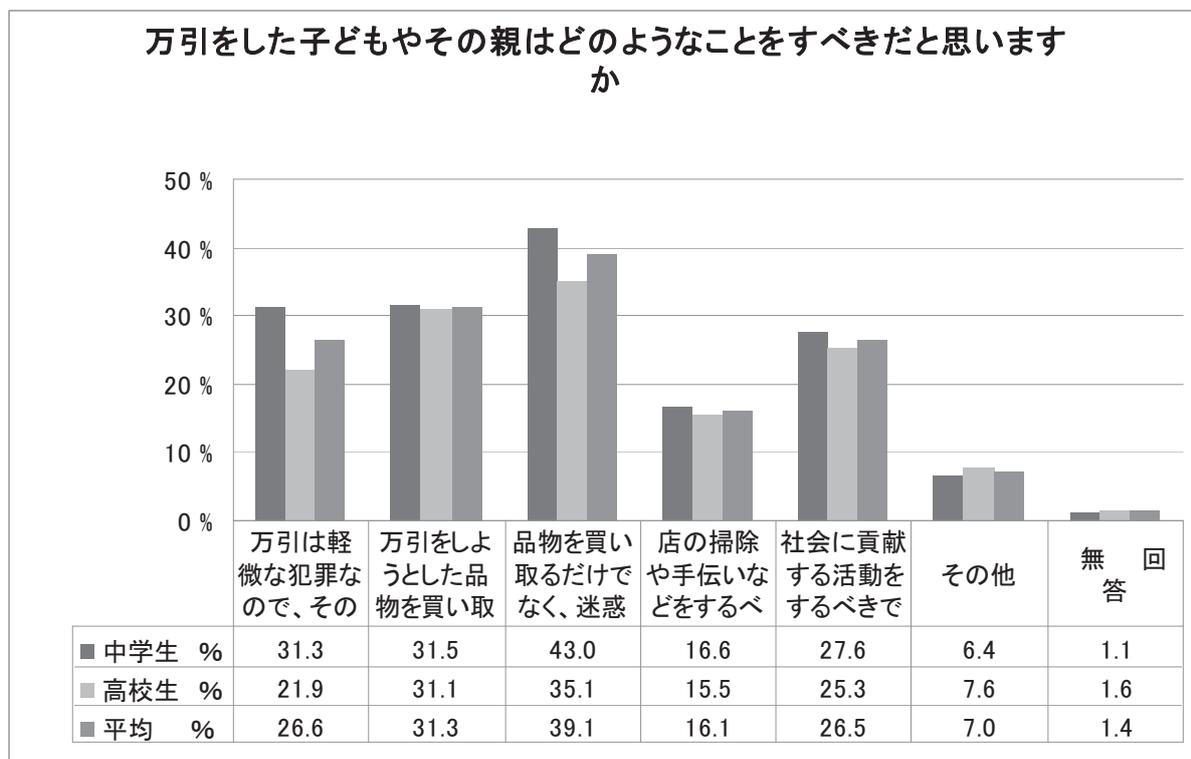
もっとも数値として高いのは「厳しく指導しすぎると子どもの居場所がなくなり、かえって非行に走らせることになる」(71.8%)である。親の指導は逆効果になるというのである。本調査のほとんどの回答者が「万引は犯罪である」として認識しているにもかかわらず、このように考える者が存在する。これはこの種の回答者に「万引きは犯罪である」という意識がないことを意味するのではない。むしろ、親子の信頼関係がきわめて危ういことを示しているように思われる。

この設問でも「その他」(16.4%)の数値が高い。これは一昨年以前も同様である。すでに述べたように、この「その他(具体的に: )」にいかなる記述がなされているか。詳細な分析が必要がある。昨年以前の調査と比較して数値に大きな変動はない。

### 10 被害店舗に対する親・子の対応についての意識(中学・高校生)

設問 万引をした子どもやその親はどのようなことをすべきだと思いますか。(いくつでも)(中高校生問9)

- 1.万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい
- 2.万引をしようとした品物を買取るべきである
- 3.万引をしようとした品物を買取るだけでなく、迷惑料などを払うべきである
- 4.店の掃除や手伝いなどをすべきである
- 5.ボランティア活動に従事するなど、社会に貢献する活動をするべきである
- 6.その他(具体的に: )



被害店舗に対して、万引き少年とその親はいかなる補償をすべきと考えるかを問うている。きわめて重要な問いであるが、残念なことに、設問および選択肢に少しばかり問題があるように見える。というのは、選択肢が明らかに補償の段階ごとになっているため、複数回答にすると、かえって回答者の考えを正確に把握することができなくなる。たとえば、「1.その場で謝罪すればよい」は、2～5のどれとも矛盾する。こうした選択肢がある以上、択一回答の方が適切であろう。

調査結果を見ると、30%近くに達した選択肢が四つある。「買い取るだけでなく、迷惑料を払うべき」(39.1%)がもっとも多く、ただ「品物を買取るべき」(31.3%)、「謝罪すればよい」(26.6%)、「社会に貢献する活動をするべき」(26.5%)に順になっている。「その場で謝罪すればよい」と「買い取るだけでなく、迷惑料を払うべき」は、中学生と高校生とで数値の開きがある。これらは昨年以前から共通して見出される特徴である。しかし、一昨年に比較して、二つの矛盾する選択肢でともに高校生の数値が減少している。しかし、他に増加している項目はない。

一昨年の報告書では、この状況を「万引を巡る親一子の対応をめぐり、万引きした「社会奉仕まで行う」のグループと「ただ謝ればよい」というグループの二極化が成されているのではないか」と分析している。昨年の報告書のクロス分析からも、これは説得力があるように思われる（経年変化表参照）。



## 第4章 万引対策と非行の認識

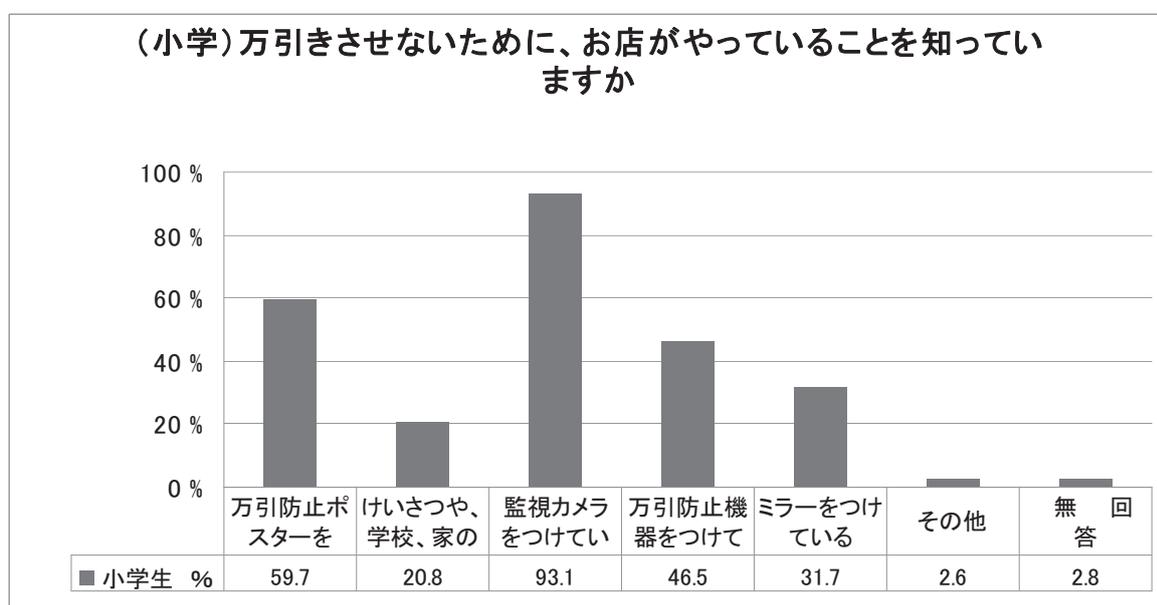
### 1 万引対策を認識しているか

設問 万引をさせないために、お店がやっていることを知っていますか。(いくつでも)

(小学生問 10、中高生問 12)

小学生の調査項目

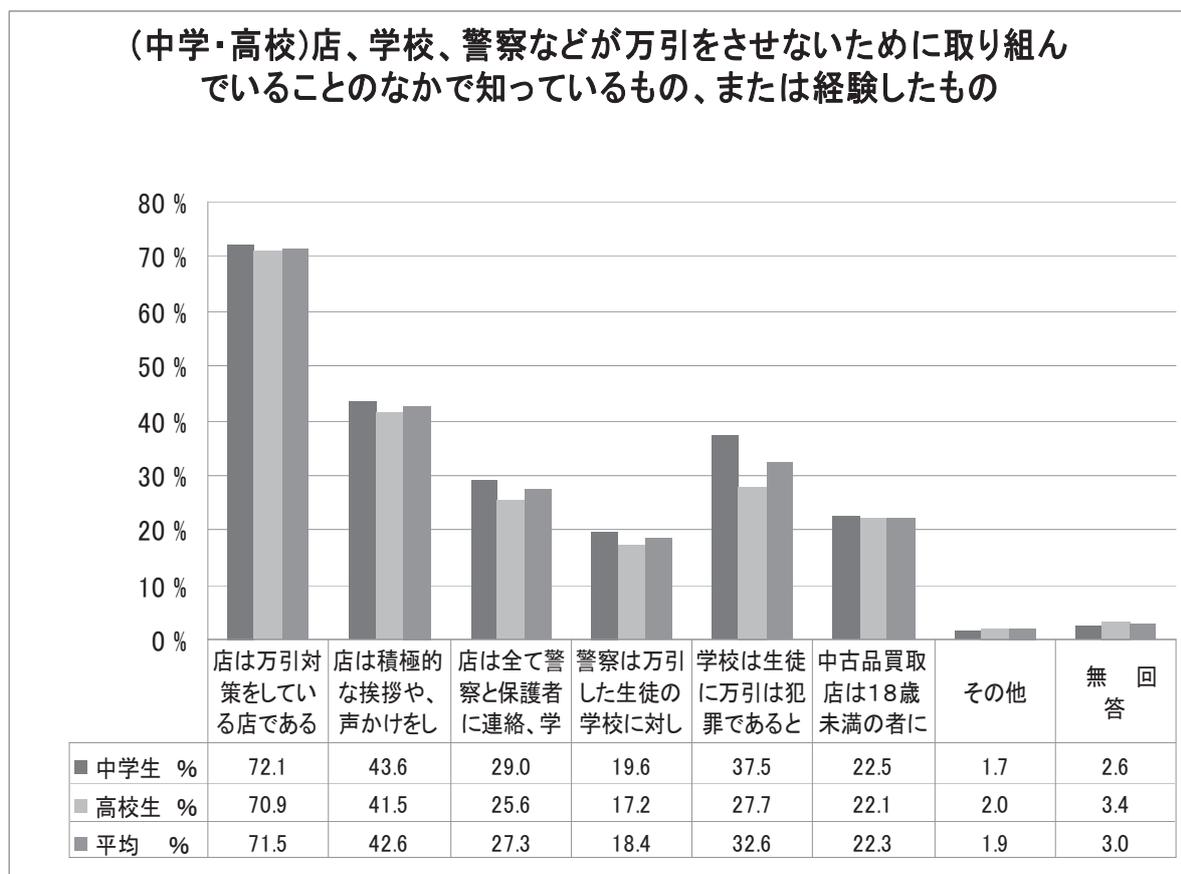
- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| 1.万引防止ポスターを貼っている | 2.警察や、学校、家の人に知らせる |
| 3.監視カメラをつけている    | 4.万引防止機器をつけている    |
| 5.ミラーをつけている      | 6.その他(具体的に: )     |



中学・高校生調査項目

- 1.店は万引防止ポスターを貼るなど、万引対策をしている店であることをアピールする。
- 2.店は「いらつしゃいませ」などの積極的な挨拶や、店員や防犯ミラーを気にしながらウロウロするなど万引と疑わしい不審な行動には「何かお探しですか」などの声かけをして万引を事前に防ぐ
- 3.店は、少年の万引は全て警察と保護者に連絡する。万引した少年の通学する学校が判明したときは、学校に対して、性別・学年を連絡する
- 4.警察は、万引した生徒の学校に対し、非行防止に必要な指導をしてもらうため連絡する
- 5.学校は、生徒に「万引は犯罪であること」を指導し、万引した少年に対しては万引を繰り返させないような心に響く指導をする
- 6.本やレコードなどの中古品を買い取る店は、中古品を売りにきた 18 歳未満の者に対して、保護者と一緒に来るように求め、または保護者に電話して確認を徹底する

7.その他(具体的に: )



店が行っている万引対策をどこまで知っているか、また体験したかを質問した。小学生用の項目と、中学・高校生用の質問項目で選択肢が大きく違うので、ここでは別の表にして示す。

少年のほとんどが、店が万引防止対策を行っていることを知っている。とくに、万引防止ポスターは、店が対策に力を入れていることを示すのに効果的である(中高 71.5%、小学 59.7%)。小学生の調査結果からは、監視カメラや万引防止機器が店の万引に対する姿勢を示すのに有効であることがわかる。

「店員の声かけ」(42.6%)は、警視庁の被疑者調査等では万引きを断念させるもっとも大きな要因(全被疑者 62.2%、少年被疑者 60.3%)とされているが、ここでの数値はそれほど高くない。客の側の万引きをしようという意図の有無が、この差を生み出していると考えられる。

気になるのは、店の警察・保護者・学校への連絡が全体で 27.3% (小学生 20.8%) に留まることである。第 1 章 9 で「万引少年が捕まったらどうなるか」について考察したが、警察(80.7%)、学校(62.2%)、家(77.8%)に連絡がいくことはほとんどの回答者が知っている。それにもかかわらず、この間ではその数値(小学生 20.8%、中高生 27.3%)は高くない。捕まった後に、警察や家などに連絡がいくことはわかっているが、それが万引防止の取り組みで

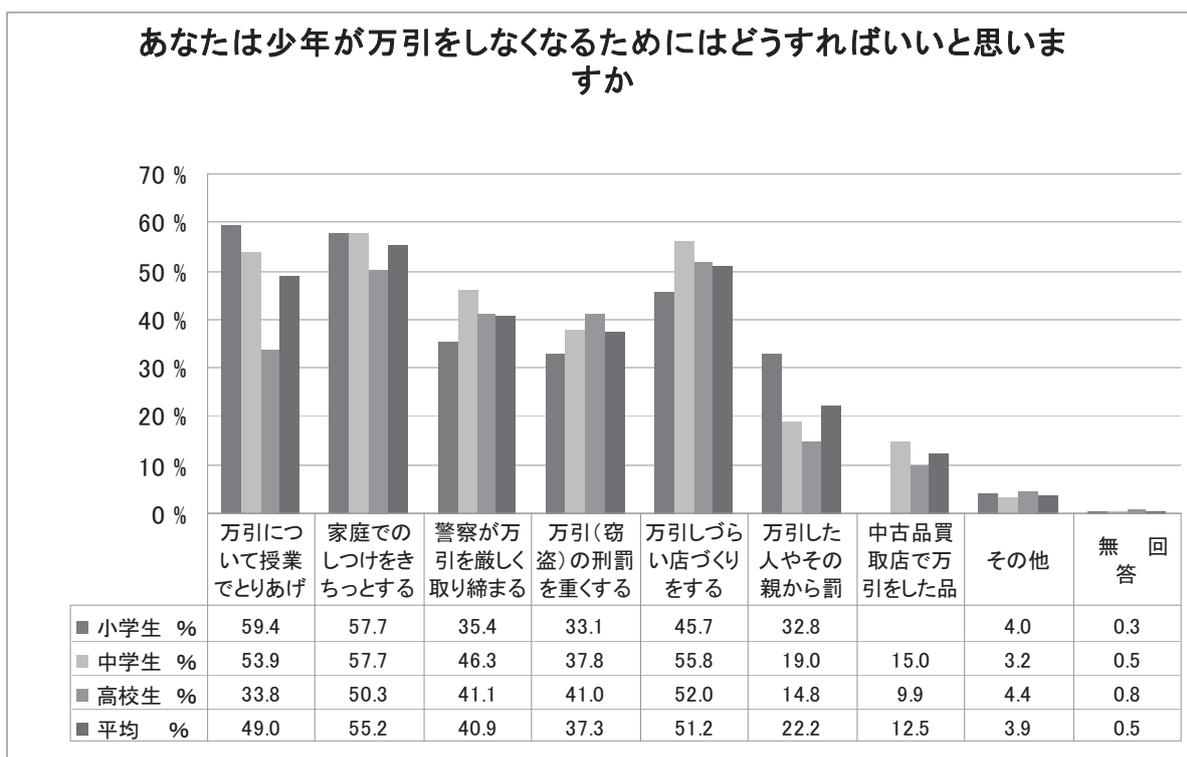
あるとは認識していないと考えられる。

昨年以前の調査と比較して順位、数値に大きな差異はみられない。

## 2 少年が万引をしなくなるための対策

設問 あなたは子供が万引をしなくなるためにどうすればよいと思いますか。(いくつでも)(小学生・中学生問 11)

- 1.万引について学校でとりあげる(中学生では「授業でとりあげる」)
- 2.家庭でのしつけをきちっとする
- 3.警察が万引を厳しく取り締まる
- 4.万引(窃盗)の刑罰を重くする
- 5.万引をしづらい店づくりをする
- 6.万引をした人やその親から罰金、迷惑料などをとる
- 7.中古品を買い取る店で万引をした品物かどうか厳しくチェックする(中学生のみ)
- 8.その他(具体的に: )



少年が万引をしなくなるための対策を問うている。過半数に近い数値を示したのは、「家庭でのしつけ」(55.2)、「万引しづらい店づくり」(51.2)、「万引について授業(学校)でとりあげる」(49.0)の三つである。家庭と学校での躾と教育と店の対策が万引き防止基本であると、少年たちは考えている。これは、第2章および第3章における分析結果に基本的に合致する。

他方、学年別に見ると、「万引について授業でとりあげる」の数値が、小中学生と、高校生との間で、大きな開きがあることに気づく。学年が高くなるにつれ、学校での授業は万引防

止に役立たないと考える傾向がある（小学生 59.4%、高高生 33.8%）。反対に、学年が上がるにつれて「警察が厳しく取り締まる」「刑罰を重くする」の数値は高くなる。高学年になるとともに、犯罪を取り締まるのは警察の役目であり、それが犯罪抑制に効果的と考える傾向が見られる。これは、第3章の分析結果に一致する。こうした傾向については、経年でも変化は見られない。

もう一つ注意すべき点は、「罰金・迷惑料などをとる」（22.2%）の数値が低いことである。少年は、学校、店、警察が対策や刑罰の強化に「建て前」として理解を示しても、自分たちが直接に金銭的負担を負うことに躊躇する傾向がある。昨年度の報告書では、こうした指摘とともに「少年の万引対策として、子どもが何歳であろうと「子どもを伴って金銭的なものを含む償う行動」を求める対策の有効性」を強調している。この指摘は正しい。来年度以降の調査では、前節の設問項目とも関連して、少年の万引きをしようとする気持ちを抑制する要因を具体的に質問するようすべきであろう。

### 3 麻薬や脱法ドラッグに対する自分の意見

設問 麻薬や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか。（ひとつだけ）（中高生間 13）

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、さほど問題ではない
- 4.その他(具体的に: )

	絶対にやってはいけないこと	やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない	よくあることで、さほど問題ではない	その他	無回答
中学生 %	96.3	1.8	0.5	0.8	0.7
高校生 %	95.3	2.2	0.7	1.2	0.6
平均 %	95.8	2.0	0.6	1.0	0.7

中学・高校生に麻薬および脱法ドラッグについての考えを質問した。「絶対にやってはいけないこと」と答えた者が95.8%になった。第1章3の万引の数値（中高校生の平均では88.1）よりも7ポイント以上も高い。麻薬および脱法ドラッグは、万引やタバコと比較しても許容しがたいと考えられている。これは、経年変化でみてもかわらない。

麻薬・脱法ドラッグに対する認識と、万引に対する認識との統計的クロス分析を行った。麻薬・脱法ドラッグに対しては、万引きを拒否するグループだけでなく、万引きに比較的寛容なグループでも「絶対にやってはいけない」と答えるものが圧倒的に多い（第6章参照）。

#### 4 麻薬や脱法ドラッグに対する友達の意見

設問 麻薬や脱法ドラッグについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。  
(ひとつだけ) (中高生間 14)

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、さほど問題ではない
- 4.その他(具体的に: )

	絶対にやって はいけないこ と	やってはいけな いことだが、そ んなに大きな問 題ではない	よくあること で、さほど問 題ではない	その他	無回答
中学生 %	95.0	2.9	0.6	0.8	0.7
高校生 %	93.9	2.8	1.0	1.3	0.9
平均 %	94.5	2.9	0.8	1.1	0.8

麻薬と脱法ドラッグについて友達がどう考えていると思うかを質問した。「絶対にやってはいけない」(94.5%)が他を圧倒している。調査対象の少年たちは、この間に関しては友人も自分と同じ考えを持っていると思っている。万引の場合には、必ずしもそう考えていない。万引では、「自分は絶対にいけないと考える」(平均 90.5%、高校生 86.9%)と「友達もそう考えていると思う」(平均 81.3%、高校生 75.1%)との間には明白な差がある。麻薬および脱法ドラッグについては、この差が認められない。少年たちは自分だけでなく、自分の友人たちも麻薬や脱法ドラッグを容認しないと考えていることがわかる。

経年変化表でも大きな数値の差は見られない。

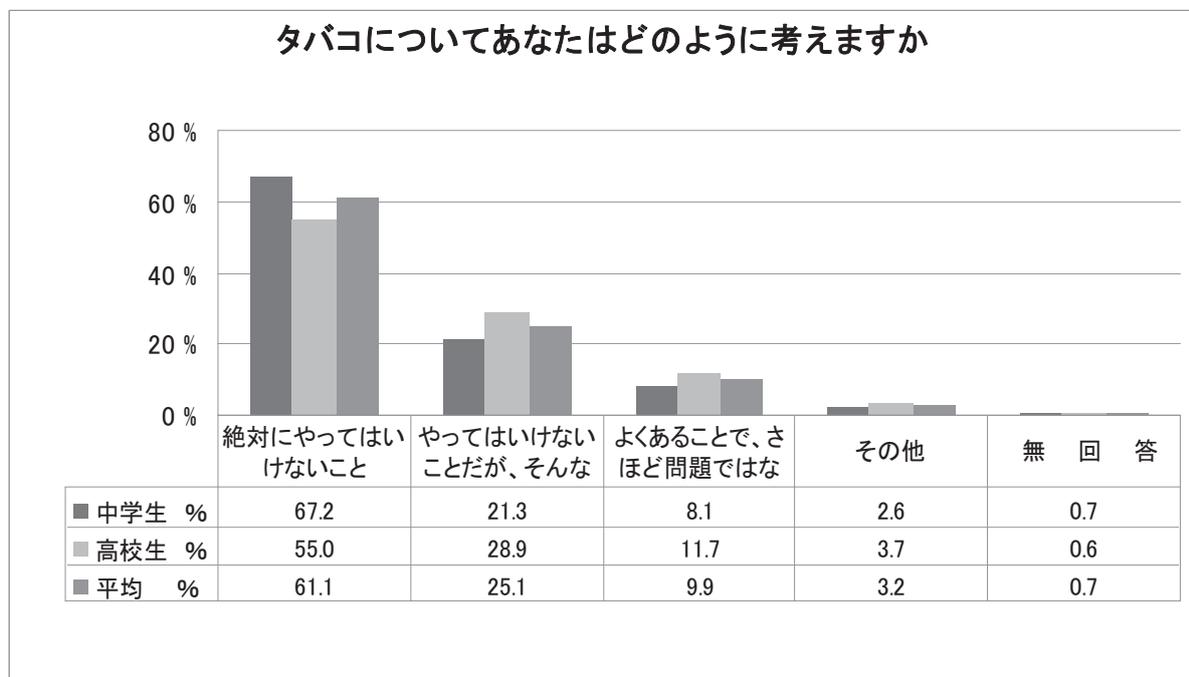
#### 5 喫煙に対する自分の意見

設問 タバコについてあなたはどのように考えますか。(ひとつだけ) (中高生間 15)

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、さほど問題ではない
- 4.その他(具体的に: )

タバコについて自分の考えを質問した。「絶対にやってはいけない」(平均 61.1%、高校生 55%)の数値は、「万引」(平均 90.5 %、高校生 86.9 %)や「麻薬・脱法ドラッグ」(平均 96.8%、高校生 95.3 %)ほど高くはない。これに対応して、「やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない」(平均 25.1 %、高校生 28.9 % )、「よくあることで、さほど問題ではない」(平均 9.9 %、高校生 11.7 %)、の数値を合計すると、平均で 35%になり、高校生

では 40 %を超える。しかし、この結果を「万引」や「麻薬・脱法ドラッグ」と同レベルで比較することはできない。



「万引」「麻薬・脱法ドラッグ」は違法であり、社会的に認知されていないことは明らかである。それに比べるなら、タバコは、近年、規制が強化される傾向が強いとはいえ、それ自体として決して違法ではないから、それらを安易に比較対照にすることはできない。まして、この設問項目では「未成年者の喫煙」ではなく、「タバコ」(喫煙)一般についての考えを問うている。それゆえ、タバコを許容する者の数値が高いのも当然である。むしろ、半数以上が「絶対にいけない」としていることに注目すべきであろう。これは、調査対象の少年たちが、「未成年者の喫煙」が問われていると理解したからであろう。来年度以降は、設問の意味をさらに明確にする必要がある。

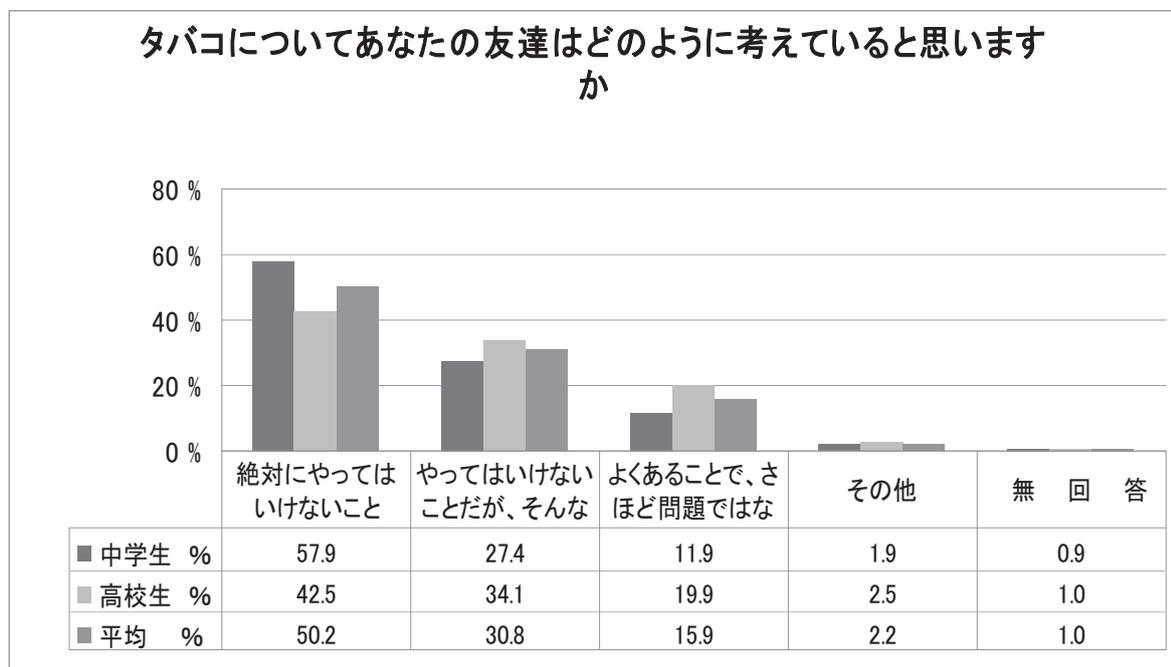
## 6 喫煙に対する友達の意見

設問 タバコについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。(ひとつだけ)  
(中高生間 16)

- 1.絶対にやってはいけないこと
- 2.やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない
- 3.よくあることで、さほど問題ではない
- 4.その他(具体的に: )

友達のタバコについての意識を尋ねると、「絶対にやってはいけない」が平均で 50.2%、高

校生では 42.5%と半数以下になる。言い換えると、煙草を許容するものが半数に達してくるということである。しかし、これも上の間で述べたように、「万引」および「麻薬・脱法ドラッグ」と安易な比較を試みるべきではない。



経年変化を見ると、「絶対にやってはいけない」の数値が一昨年度までは少しずつ増加する傾向にあったが、昨年度では逆に減少している。また、「よくあることで、さほど問題ではない」の数値が、一昨年度まで減少傾向にあったが、昨年度は微増している。大きな差ではないが、今後の変化に注意していきたい。



## 第5章 青少年の自己意識と周囲の人々の一般的態度

昨年度の調査から、青少年の自己意識と身近な人の態度を問う設問を付加した。一昨年度の調査では、本章1「自分の心理傾向についての判定とパターン」と4「間違っただけをしたときの周囲の反応」を結びつけた設問のみであったが、昨年度から周囲の人間の少年自身に対する態度、および学校に対する少年自身の態度を問う設問を増やした。これにより学校に対する感情および周囲の人々に対する信頼（不信）感の実像が浮き彫りにされた。

この調査結果から、調査対象の青少年のなかで「万引きに対する意識の違い」と「周囲の人々に対する態度の違い」との関係进行分析することができるようになった。この種の分析の結果の一端は、第6章において論及する。

以下、各設問と、それに対する分析結果およびグラフをそれぞれ示す。

### 1 自分の心理傾向についての判定とパターン

設問 下の1～8のそれぞれについて、「そうだ」と思うものに○をつけてください。（いくつでも）（小学 問12／中高 V.）

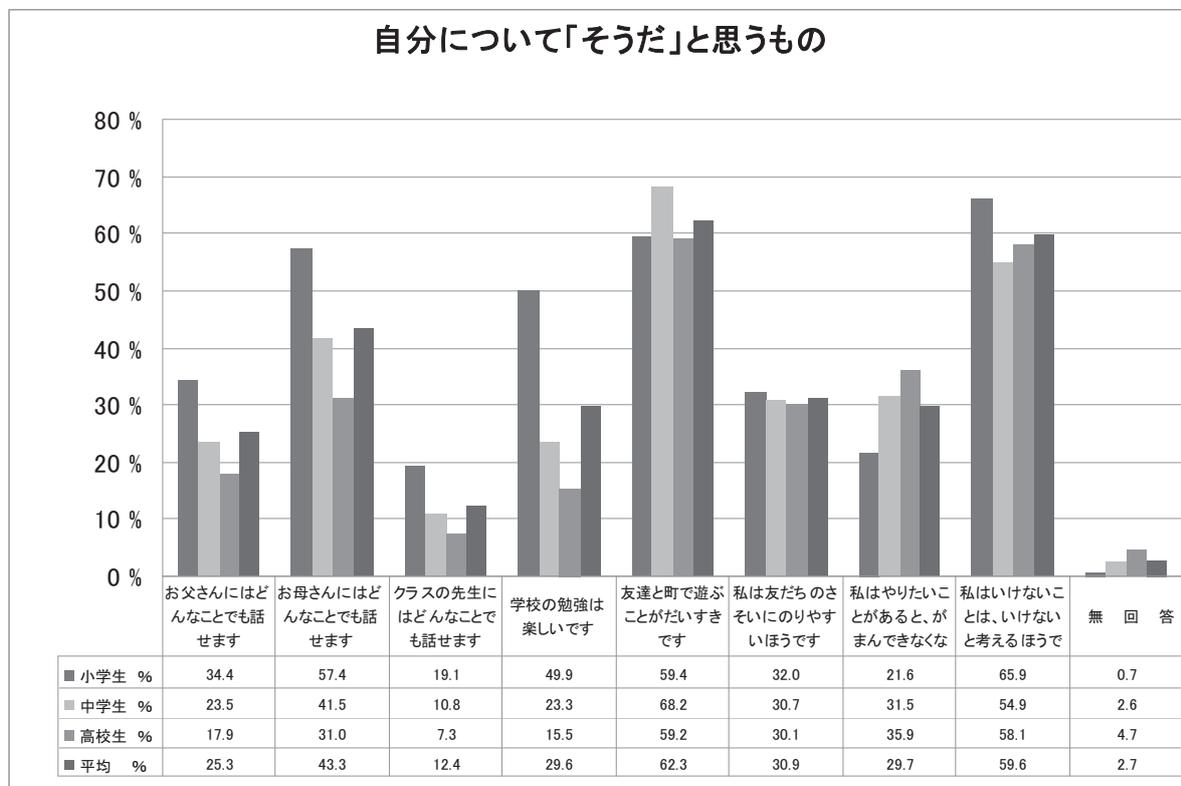
- 1.お父さんにはどんなことでも話せます
- 2.お母さんにはどんなことでも話せます
- 3.クラスの先生にはどんなことでも話せます
- 4.学校の勉強は楽しいです
- 5.友達と町で遊ぶことが大好きです
- 6.私はどちらかといえば「友達の誘い」にのりやすい
- 7.私は「したいこと、やりたいこと」があると、どちらかといえば、我慢できるほうです
- 8.私はどちらかといえば「いけないことは、いけない」と考えるほうです

最初に、身近な大人である父親、母親、担任の先生に「どんなことでも話せる」かどうかを問っている。肯定的な答えは少ない。過半数を超えるのは、小学生の母親に対する答えだけであり、他ではほとんどが30%以下である。

これは、大人に対する少年の不信感を示すとは考えられない。実際、思春期にある青少年が性に関する悩みなどを、両親であっても気軽に話せるとは思われない。以下の4と5で見られるように、これら身近な大人は「悪いことをしたら叱る」、「社会の決まりを守っている」、「言うこととすることが違わない」と考える者がほとんどであり、「自分のことを気にかけてくれる」と答える者がどれも過半数を超えている。大人に対する不信感や疎外感が、けっして高いわけではない。

したがって、この間で肯定的な意見の数値が少ないのは、少年が自分の秘密をもち、自我が確立されていくことの証左であると見てよい。担任の先生に対する肯定的意見が少ない（小学生19.1%、中学生10.8%、高校生7.3%）ことが注意を引くが、父母に比べて児童・生徒との接触の機会が少なく、とくに中学・高校では、クラス担任教員にホームルームと担当

教科以外で接触する機会はほとんどない。この点を考慮に入れるなら、むしろこの数値でも高いといえるのかもしれない。一昨年度の調査結果と比較しても数値に大きな差異はない。



「学校の勉強は楽しい」(29.6%)と「町で友達と遊ぶことが好き」(62.3%)という二つの選択肢は対立しているように見えるが、事実としてはそうではない。比率で見ると、小学生ではこの二つに対する肯定的意見の和は100%を超え(109.3%)、反対に高校生では100%に及ばない(74.7%)。学校の勉強も町で遊ぶのも好きというグループも、どちらも嫌いというグループも存在するのである。

その上、「学校の勉強は楽しい」という設問自体が二義的である。この間には「学校が好き」と「勉強が好き」という二つの意味で理解できるからである。言い換えれば、「学校での勉強は楽しい」と考えるグループを正確に把握するために、「学校は楽しい」と思うグループと対比してみなければならない。実際、「学校が嫌い」と「学校での勉強がきらい」との間には大きな差がある。このことは、次の問「学校は話し合える友達や好きな先生がいるので満足している」に「そう思う」(57.3%)と答えた者が、全体の6割近くになることから明らかである。

問「町で友達と遊ぶことが好き」についても同様である。「街で遊ぶことが好き」と「友達と遊ぶことが好き」とは同じことではない。むしろ、高校生では「学校の勉強が楽しい」も「町で友達と遊ぶことが好き」も、ともに中学生よりも数値を落としていることが気付きである。これは、自分の居場所を見つけられず、勉強にも友人関係にも嫌気をさしている者

が、年齢とともに増加していることを示すように見えるからである。一昨年度の調査と比較しても大きな差異はない。

「友達の誘いに乗りやすい」、「したいことを我慢できる」、「いけないことは、いけないと考える」という選択肢は、少年の付和雷同傾向を調査したものである。今回の調査結果では、学年を問わず 60 %近くが「いけないことは、いけない」と自分で判断している。少年は学年にかかわらず、自分の判断を尊重し、安易に他に流されないと自分を判断しているのである。

第1章では、「万引について友達がどう考えていると思うか」、「万引に誘われたことがあるか」という問に対する調査結果を分析した。それによると、調査対象の少年たちは、友達は万引について自分よりも少し甘い考えをしているが、自分自身は事柄の正不正について厳しい考えをもっていると思っている。しかし、その数値（90.5%と 59.6%）には大きな差がある。その差を埋めているのが、「やりたいことがあると、我慢できなくなる」（29.7%）であるように見える。昨年度の調査と比較しても大きな差異はない。

## 2 身の回りの状況と自分の心についての判断

設問 次のそれぞれの質問についてあてはまるものに○をつけてください。（いくつでも）

（小学生問 13、中高生VI）

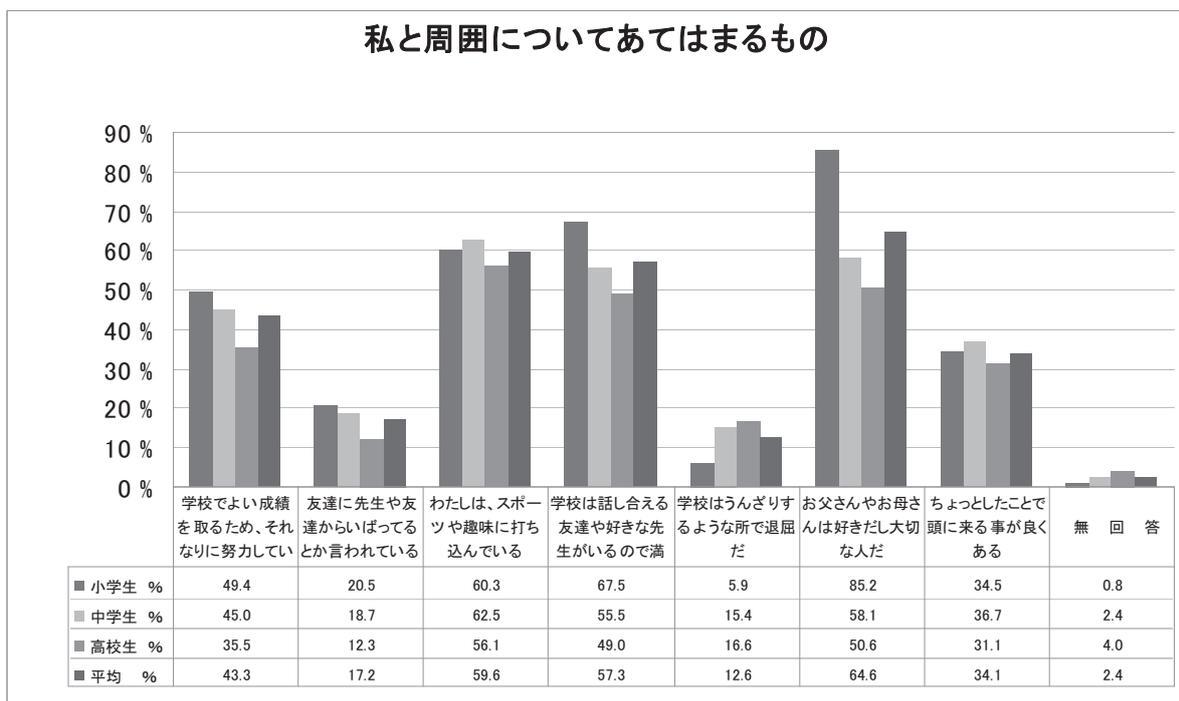
- 1.わたしは、学校でよい成績をとるため、それなりに努力をしている
- 2.わたしがふだん親しくしている友達には先生や友達から「いばってる」とか「ふざけている」とか言われている者がいる
- 3.わたしはスポーツや趣味に打ち込んでいる
- 4.学校には話し合える友達や好きな先生 がいるので満足している
- 5.学校はうんざりするような所で退屈だ
- 6.お父さんやお母さんは好きだし大切な人だ
- 7.ちょっとしたことで頭にくる事が良くある

本年度の調査より新しく付加された質問項目である。基本的には、上の設問を補うものと見なすことができる。

上の設問では、「学校の勉強が楽しい」と答えた者は 30 %程度しかいなかった。しかし、この問への回答では「よい成績をとるため努力している」が 40%を超えている。「勉強を楽しみ」とまでは言えなくても、「努力をしている」と思っている者は決して少なくない。また、「学校に話し合える友達と好きな先生がいるので満足している」（57.3%）と答えた者が約6割ある。「学校の勉強は嫌い」であっても「学校嫌い」でない者が相当数存在するのである。「学校はうんざりするところで退屈だ」（12.6%）とはっきり「学校嫌い」を表明している者は8人に1人にすぎない。

とはいえ、調査対象者が 11,000 人を越える本調査では 1,500 人以上が、勉強だけでなく「学校嫌い」であることを見逃すことはできない。学校嫌いで、友達との交遊を楽しむこともできず、スポーツなどにも打ち込めない少年が、悪い遊びを覚えて非行に走る可能性は十

分にある。



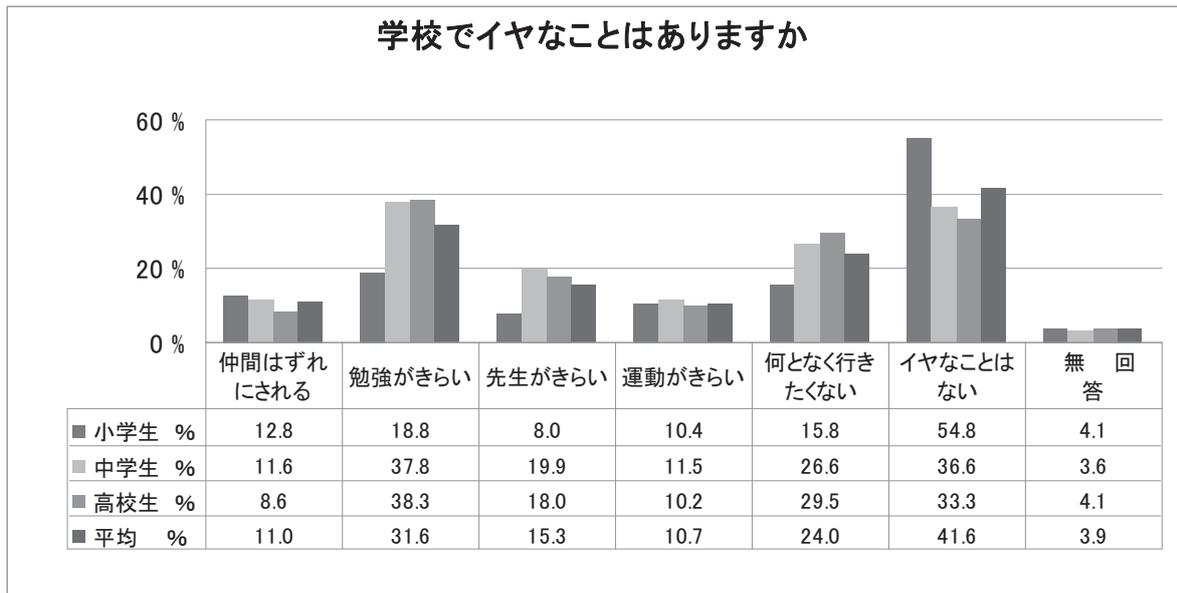
「父母を大切な人」と考えている者は全体で 64.6 %である。これを高いと見るか、低いと見るかは、観点によって異なるであろう。しかし、本章5で見ると、少年たちの父母への信頼が高いことを考えると、高校生の「父母を大切な人」(50.6%)という数値には、現在の親子関係には難しい問題が隠されている見るべきであろう。

### 3 学校に対する忌避感情

設問 あなたは学校で次のようなイヤなことがありますか。「そうだ」と思うものに○をつけてください (いくつでも、イヤなことの無い人は6に○を付けて下さい) (小学生問 14、中高生VII)

- 1.仲間はずれにされる
- 2.勉強がきらい
- 3.先生がきらい
- 4.運動がきらい
- 5.何となく行きたくない
- 6.イヤなことはない

本年度の調査より新しく付加された質問項目であり、上の先の学校についての質問項目を補うものと見なすことができる。



上の設問項目から、学校の勉強は嫌いでも、明確に「学校嫌い」といえるのは15%程度であることがわかった。この設問では、その学校嫌いの理由を尋ねる選択肢がほとんどを占めている。ところが、そのなかでも「イヤなことはない」と答えたものが41.6%と一番多い。むしろ、学年が上がるにつれて「イヤなことはない」と答える児童・生徒の数が減少する傾向にあるが、自我の確立という点から見ると、ある意味で自然な傾向なのかも知れない。

「勉強が嫌い」（小学生18.8%、高校生38.3%）、「先生が嫌い」（小学生8.0%、高校生18.0%）は、学年が上がるが増加する。他方、「仲間はずれにされる」（小学生12.2%、高校生8.6%）は、学年が上がるにつれて減少している。これは好ましい傾向である。

しかし、「何となく行きたくない」（24%）は、学年が上がるにつれて増加する傾向（小学生15.8%、高校生29.5%）にある。これは重要な問題を提起しているように思われる。こうした少年は勉強嫌いやスポーツ嫌い、先生や友達との関係など明確な理由で学校を忌避しているのではない。よくわからない理由で学校を忌避し、そこにいること自体が嫌だという気分になっている。このことは、本章1で見たように、中学生よりも高校生の方で「学校の勉強が楽しい」と「町で友達と遊ぶのが楽しい」がともに減少していることに対応している。自分の居場所を学校にも友人関係にも見出せない層が一定数存在し、しかも学年とともに増加しているのである。

#### 4 身近な大人をどうみているか

設問 あなたから見て、次の人たちはどんな様子ですか（小学 問15 / 中高 VIII.）

- ・あなたのお父さん、お母さん、先生、は私が悪いことをしたら必ず叱る  
（それぞれについて）はい いいえ 父（母）はいない
- ・あなたのお父さん、お母さん、先生は私の行動を気にかけている

- (それぞれについて) はい      いいえ      父(母) はいない
- ・あなたのお父さん、お母さん、先生は言うこととすることが違う  
(それぞれについて) はい      いいえ      父(母) はいない
  - ・あなたのお父さん、お母さん、先生は社会の決まりを良く守っている  
(それぞれについて) はい      いいえ      父(母) はいない

**私の行動を気にかけている 「はい」**

	お父さん	お母さん	先生
小学生 %	64.4	79.7	70.4
中学生 %	61.9	81.8	62.8
高校生 %	66.0	83.3	62.2
平均 %	64.1	81.6	65.1

**言うこととすることが違う 「いいえ」**

	お父さん	お母さん	先生
小学生 %	66.6	76.7	73.0
中学生 %	57.2	68.0	60.9
高校生 %	55.2	62.4	61.0
平均 %	59.7	69.0	65.0

**社会の決まりをよく守っている 「はい」**

	お父さん	お母さん	先生
小学生 %	85.2	92.6	92.2
中学生 %	79.9	90.4	87.2
高校生 %	78.8	88.8	87.0
平均 %	81.3	90.6	88.8

**悪いことをしたら叱る 「はい」**

	お父さん	お母さん	先生
小学生 %	81.1	92.3	90.4
中学生 %	75.1	89.8	85.3
高校生 %	72.3	85.6	81.4
平均 %	76.2	89.2	85.7

昨年度の調査より新しく付加された質問項目である。周囲の大人の道徳性を少年がどう考えているか、大人が自分のことを気にかけていると感じているかどうかを問うている。

上記の表は、父、母、先生が「悪いことをしたら必ず叱るか」、「社会の決まりをよく守っているか」、「言うこととすることが違うか」、「私の行動を気にかけているか」という問いに対して、肯定的な回答の数値だけを抜き出したものである。これを見ると、子供は両親や先生を不信の目で見ているわけでないことがわかる。

父親(76.2%)、母親(89.2%)、先生(85.7%)は、かなり高い数値で自分が「悪いことをしたら必ず叱る」と考えられている。ほぼすべての項目が80%を超えているが、気になるのは、父親に関する中学生(75.1%)と高校生(72.3%)の数値が他に比較して少しばかり低い点である。父親と子供との接触機会が少ないことがその理由であろう。他の項目でも、父親は母親および先生と比べて数値が低くなっている。

一昨年度の調査結果(中学生70.7%、高校生64.5%)と比較すると、先生の数値が改善されていること(中学生85.3%、高校生81.4%)が目につく。昨年度の報告書では、この「悪いことをしたら必ず叱る」に関する先生に対する数値の低さから、「万引防止を含めた中学から高校段階における教師一生徒間の生徒指導の問題」を指摘している。しかし、今年度の調査では、父親と母親との関係での先生の数値の落ち込みは見出されない。それゆえ、ここでは昨年度報告書の指摘を再提示して、少年は父親と母親との対比で先生の道徳性を低く評価しているわけではないと注記しておく。

また、問「社会の決まりを守っている」は 80 ～ 90 %以上が「はい」と答えている。しかし、前の問と同様に父親だけは 70 %台に留まる。

問「言うこととすることが違う」には6割以上が「いいえ」と答えている。言い換えれば、少年の過半数以上が、自分の父親、母親、先生の言行一致を認めていることになる。しかし、この数値の評価は悩ましい。他の設問に比べ、望ましいレベルに達していないと見ることもできる。しかし、学年が上がるにつれてこの数値が下がって行くところを見ると、これは少年自身の道徳（規範）意識が発達してきた証と見ることもできる。社会生活において「ホンネ」と「タテマエ」を使い分けることは、ごく常識的な処世の技であり、大人は誰もが言行を一致させることの困難さを認めている。多くの思春期の少年は、こうした大人の振る舞いに気づき、それに反感を覚えるようになる。こうした点を考慮に入れるなら、この 6 割程度という数値はむしろ予想以上に肯定的と見ることもできよう。

問「私の行動を気にかけている」では、母親が 8 割に達しているのに比べ、父親と先生は 6 割程度にすぎない。これも肯定的に見ることも可能である。一般的に母親に比較して、父親と先生は子供と接触する機会が少ない。上述の数値の違いは、この事実を反映していると見ることができるからである。

しかし、そうした事実にもかかわらず、「悪いことをしたら必ず叱る」が 8 割近くに達していたことを考えると、自分の行動を気にかけてくれない父親や先生が 3 割以上存在するという事実を認めざるをえない。子供から見ると、父親と先生はとくに大きな問題が生じないかぎり、言い換えれば、悪いことをしないかぎり、自分のことを気にかけていないと思われている。しかし、質問の内容が「気にかけている」であったから、「自分のことを気に掛けている」は「私に無関心」とか「関与する時間の欠如」を意味するのであって、必ずしも少年の父親と先生に対する「信頼感の欠如（不信感）」を表現するものではない。



## 第6章 まとめ—主要な調査結果と考察

### 1. 主要な調査結果と万引き対策の基本

前回までの調査結果から、以下の項目が明らかになっているが、今回の調査でも基本的なところではまったく変化は見られない。

(1) ほとんどの小学5年生が万引とは何かを知っている(99.2%)。小学5年生では「テレビで」知ったとする意見が全体の66.0%に達した。

(2) 万引は「絶対やってはいけないこと」とする小学生が95.4%を占めているが、その比率は高学年(中学生、高校生)になると低くなる。大きな落差は小学生(95.4%)と中学生(89.2%)の間にある。経年で見ると、中高生の「やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない」が、ともに2005年度からの5年間で5ポイントほど低下している。

(3) 万引は「絶対やってはいけないこと」とする意識は、自分自身の場合には強いが、友だちも同じように考えているとは考えていない。事実、「やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではない」は、自分自身場合(7.7%)から友達の場合(14.8%)に倍増する。

(4) 万引きを友達に誘われた経験は、小学生2.1%、高校生3.4%であるのに対し、中学生が一番高い(5.3%)。

(5) 全学年で万引する理由として最も多いのは、「その品物が欲しいから」(74.9%)であり、小学生の9割近くがそう回答している。「簡単にできる」は各学年で大きな差はない(平均で14.5%)。「換金・売却」目的の比率は、中学生(9.3%)と高校生(8.3%)では小学生(5.2%)の2倍近くになる。

しかし、ここから知ることができるのは、実際に万引きを行った少年の1割弱が、「換金・売却」を目的にしていたということではない。たんに一般の少年の1割弱が、「少年が万引きをする動機は換金・売却である」と推測しているすぎない。

(6) 捕まった時のことを考えた場合、「家に連絡される」「警察に通報され取り調べを受ける」の占める割合が各学年ともに約8割になる。興味深いのは、中学生で「学校に知らされておこられる」(70.9%)と「学校に知らされて学校を止めさせられる」(28.5%)の順が、高校では「学校に知らされておこられる」(49.4%)と「学校に知らされて学校を止めさせられる」(65.8%)と逆になっていることである。高校の教育現場における知育偏重、徳育軽視の風潮の表れと見るべきなのだろうか。

(7) 「警察は学校にも連絡すべきだ」(中86.9%、高80.5%)と答えた者のうち「警察と学校が連携して指導すべき」(中59.8%、高61.8%)とする意見は、調査対象者全体の半数(平均で50.9%)を占める。

(8) 子どもが万引をしたと連絡を受けた親は、直ちに引き取りに行くべきだとする意見が、中学生も高校生もともに9割を超える。その理由として、8割近くが「親にも責任がある」(平均で78.9%)としている。

(9) 万引きをした子どもの親は「厳しく罰するべきだ」とする回答が、中学生・高校生を問わず9割ほどある。その理由としては、「子ども責任は親の責任」が全体の36.7%

であり、「反省させるため」が33.7%である。他方、「厳しく指導するべきでない」とする理由として、「居場所がなくなり、かえって非行に走るから」と答えた者は、回答者全体で6.5%であった。

(10) 万引をしてしまった場合の店への対応については、「買い取りと迷惑料を払う」が中学生(43.0%)、高校生(35.1%)でともに1位であるが、後者の比率は低い。「その場で謝罪すればよい」という回答は、中学生で3割強あったが、高校生では2割強に留まる。経年で見ると、「社会奉仕活動」(平均で26.5%)は、中高生ともに2008年度に比べて3ポイントほど減少している。

(11) 監視カメラ(93.1%)や万引防止機器(46.5%)の存在は、小学生にもよく知られている。中・高生では「万引対策をよくしている店であることをアピールする」(71.5%)が、万引を減らすのにもっとも有効であると考えられている。

(12) 子どもが万引をしなくなる対策は、「家庭のしつけ」であるとする者は、小学生・中学生ともに約6割(57.7%)であり、高校生では5割程度(50.3%)に下がる。高校生では「万引をしづらい店づくり」(52.0%)で1位であるが、数値としては「家庭のしつけ」と大きな差はない。

(13) その他の非行について「絶対にやってはならない」とするものが、「麻薬・脱法ドラッグ」では95.8%と圧倒的なのに対して、「タバコ」では61.1%に過ぎない。万引きは90.5%であった。

(14) もし自分が万引きをして捕まったとき、調査対象の少年たちはどういう対応をされるのが嫌なのか。

(イ) 「店が万引きをした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである」と思わない理由の1位は、「犯罪者として扱うのは少年の将来を奪うことになるから」(中高生平均で「そう思わない者」の57.3%)である。

(ロ) 「店が万引きをした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである」と思わない理由の1位は、「学校外の私的な行動であるから」(中高生平均で「そう思わない者」の59.7%)である。

(ハ) 「店が万引きをした少年を捕まえたら、保護者に連絡して、引き取りにきてもらうべきである」と思わない理由の1位は、「親は子どもの万引きとは関係ないから」(中高生平均で「そう思わない者」の50.2%)である。

(ニ) 「少年が万引きをしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである」と思わない理由の1位は、「学校外の私的な行動であるから」(中高生平均で「そう思わない者」の38.7%)である。

(ホ) 「店又は警察から連絡を受けた親は、直ちに子どもを引き取りに行くべきである」と思わない理由で「その他」(中高生平均で43.1%)を除く1位は、「たかが万引きで親を呼び出すのは大げさである」(中高生平均で「そう思わない者」の31.1%)である。

ここから導き出される結論は、家庭、商店、学校、警察等が離散的で閉鎖的な小空間を形成している限り、万引き少年に犯行を思いとどまる積極的な理由はないということである。したがって、万引防止対策の基本は、保護者、商店、学校、警察等の緊密かつ適切な連携にあるということができよう。

## 2. 少年の万引きに対する態度の3類型と他の諸要因との関係

もし本調査の設問項目に、「あなたは万引きをしたことがありますか」という設問があるなら、これに「はい」と答えた者の多様な設問に対する回答を「いいえ」と答えた者の回答とを比較照合することによって、その者に固有の心的及び行動上の特徴を割り出すことは原理的に可能である。しかし、本調査にそのような設問は含まれていないし、それを加えることが適切であるかどうかは判然としない。したがって、以下では「万引き拒否群」「万引き寛容群」「万引き正当化群」という3類型を設定するが、これは分析のためのたんなる枠組みであって、「万引き正当化群」は万引き経験者のグループであるということの意味するのではない。

まず、以下の考察の前提として、以下の事実を確認しておきたい。

(1)平成21年少年検挙・補導人員の同世代人口100,000人に対する比率は184.1人であるから、本調査対象者には万引きによって検挙・補導された経験のある者20人強を含んでいる。

(2)昨年夏の警視庁調査報告書による万引き事案の暗数の推定(検挙・補導者の5倍)に基づけば、本調査には100人ほどの万引き経験者が含まれることになる。

したがって、まず本調査に対する回答から上述の100人を適切に含むであろう回答者の集合をどのように設定するかが、以下の分析のための最初の難題となる。

さて、前回調査報告書では、(中高生用)問1「自分はどう考えているか」の回答2「大きな問題ではない」および回答3「よくあること」の和集合Aと、問2「友達はどう考えている」の回答2「大きな問題ではない」と回答3「よくあること」の和集合Bとの積集合Cを「万引き許容群」と名付けて、各種クロス集計の基礎としている。

しかし第1に、問1に対する回答1は、「やっていけないことだが[殺人や強盗に比べて]そんなに悪いことではない」として理解するなら、ごく正当な常識的判断であって、必ずしも万引きの正当化、もしくは非犯罪化を意味しない。というのは、この種の判断はたんに万引きの悪さと殺人や強盗の悪さとを比較しているに過ぎないからである。

また、回答2「よくあることで、さほど問題ではない」も、平均的な大人の万引きに対する実感と見なすことができるから、これも万引きを正当化し非犯罪化しようとする考えの表れと見なすことはできない。一般論として万引きを「大きな問題ではない」「よくあること」と考えることと、実際に万引きを行うことの間には大きな距離があると考えられる。実際、万引き被疑者の「ゲーム感覚」「好奇心」「スリルを味わうため」「魔がさした」という回答は、再犯者の場合はその場の言い逃れとも考えられるが、初犯者の場合には、当人が捕まる瞬間までは「絶対にやってはいけないこと」と考えていた証拠と見ることもできるのではないだろうか。

第2に、問2「友達は万引きをどう考えているか」についての自分考えが、自分がそれについてどう考えているかと、どういう関係にあるのか明確ではない。したがって、上述の和集合1と和集合2の積集合が何を意味するのかははっきりしない。

むしろ、曖昧さの余地を多く残すが、和集合A自体の方が「万引きに対する自分自

身の考え」を明確に示していると考えた方がよいであろう。したがって、分析のための基礎枠組みとして、上述の和集合 A を「万引き寛容群」とする。

「万引き寛容群」(全体の 8.5% = 945 人) というのは、万引きについて比較的大人の考えを持つ少年たちを指し、そこには、万引きを何らかの理由によって正当化しようとするか、あるいは、万引きを犯罪とは見なさない(見なすべきではない)と主張する少年たちが含まれると推定される。他方、調査対象者のなかの推定万引き経験者は約 100 人である。

次に、和集合 D と和集合 E との積集合 F を「万引き正当化群」(168 人) と名付ける。以下のように、たんに一般論としてではなく、ある少年が実際に万引きを行ったという前提の下で、その犯罪行為を何らかの理由で正当化しようとする傾向が見られるからである。

(1) 問 8-1 「店は万引き少年を警察に引き渡すべきだ」に対する回答「そう思わない」(17.2%)のうち、「たいした罪ではない」(8.3%)と「損害は発生していない」(14.8%)の和集合 D (「そう思わない」の 23.1%、全体の 4.00% = 444 人)

(2) 問 8-13 「店や警察へ親は子どもを引き取りに行くべきである」に対する回答「そう思わない」(5%)のうち、回答「大した罪ではない」(8.4%)、「たかが万引き」(31.1%)、「買い取ればよい」(14.6%)の和集合 E (思わないの 54.1%、全体の 2.71% = 300 人)

※問 8-4 「店は学校に連絡すべきである」の回答「そう思わない」(14.5%)のうち、「大した罪ではない」(3.8%)と回答「学校外の私的な行動」(59.7%)の和集合 G (「思わない」の 63.5%、全体の 9.22% = 1,023 人)。和集合 G は上述の「万引き寛容群」よりも要素が多いので考慮に入れない。

最後に、「万引き寛容群」と「万引き正当化群」との対照群として「万引き拒否群」(5,703 人)を設定する。これは以下の(1)(2)(3)の積集合 G である。

(1) 問 8-1 「店は万引き少年を警察に引き渡すべきだ」に対する回答「そう思う」(82.6%)

(2) 問 8-4 「店は学校に連絡すべきである」の回答「そう思う」(85.4%)

(3) 問 8-10 「警察は学校にも連絡すべきである」に対する回答「そう思う」(83.7%)

**考察 1.** 「万引き拒否群」、「万引き寛容群」、「万引き正当化群」の間に、問 13 各項目と問 15 各項目に対する回答に有意な差があるかどうかを調べる。

まず、問 13 「麻薬や脱法ドラッグに対する考え」について、万引き拒否群 (5703 人)のうち 5544 人が「絶対にやってならない」(97.2%)がと答え、「やっていけないが、そんなに大した問題ではない」は 1.4%に留まる。「万引き寛容群」(952 人)のうち 790 人が「絶対にやってならない」(83.0%)と答えているが、「やっていけないが、そんなに大した問題ではない」は 9.0%に増える。他方、「万引き正当化群」(168 人)のうち 167 人が「絶対にやってならない」(99.4%)と答え、「やっていけないが、そんなに大した問題ではない」はわずか 0.6%にすぎない。すでに見たように、調査対象者全体で「絶対にやってはならない」と答えたのは 94.5%であり、「やっていけないが、そんなに大した問題ではない」は 2.9%であった。

したがって、「絶対にやってはならない」の比率の高い方から順に並べると、「万引き正当化群」>「万引き拒否群」>「全体の平均」>「万引き寛容群」ということになる。要するに、「万引き正当化群」は「万引き拒否群」と同様に薬物拒否の比率が高いから、「麻薬・脱法ドラッグ」に関して、両者には態度の違いが認められないということになる。むしろ、この問題に関しては、「万引き寛容群」の振る舞いに注目すべきだろう。「やっていけないが、そんなに大した問題ではない」が1割近くに達するからである。

**万引きに対する態度の3類型と「麻薬や脱法ドラッグに対する態度」  
および「タバコに対する態度」のクロス表**

		麻薬や脱法ドラッグについて どう思うか		タバコについてどう思うか	
		やっては 絶対にい けない	やってはいけ ないが、そん なに大きな 問題ではない	やっては 絶対にい けない	やってはいけ ないが、そん なに大きな 問題ではない
全体の平均	度数 %	8,266 94.5%	253 2.9%	5,347 61.1%	2197 25.1%
万引き拒否群	度数 %	5,544 97.2%	80 1.4%	5473 95.9%	128 2.2%
万引き寛容群	度数 %	813 85.4%	86 9.0%	790 83.0%	96 10.1%
万引き正当化群	度数 %	167 99.4%	1 0.6%	163 97.3%	4 2.4%

\*考察を簡略化するために、また数値が小さいので、回答「よくあることで、さほど問題ではない」「その他」「無回答」は省略する。

問14「タバコについてどう思うか」についても同様である。「絶対にやってはいけない」という回答の比率の高い方から順に並べると、「万引き正当化群」>「万引き拒否群」>「万引き寛容群」>「全体の平均」になる。注目すべきなのは、「万引き正当化群」で「絶対にやってはいけない」が、「全体の平均」をはるかに凌駕していることである。したがって、「麻薬や脱法ドラッグ」に対する態度と同様に、「タバコ」に関しても「万引き正当化群」と「万引き拒否群」との間には態度の違いがまったく認められない。

**考察2. 万引きに対する態度の3類型と「父親信頼（不信）群」、「母親信頼（不信）群」、「先生信頼（不信）群」との相関関係を調べる。**

最初に、問15-1「お父さんは私を気にかける」に対する「はい」64.1%、問15-2「お父さんは言うこととやることが違う」「いいえ」59.7%、問15-3「お父さんは社会の決

まりを守る」「はい」(81.3%)、問 15-4「お父さんは叱る」「はい」(76.1%)の積集合を作り、「父親信頼群」とする。

次に、問 15-1「お母さんは私を気にかける」に対する「はい」(81.6%)、問 15-2「お母さんは言うこととやることが違う」の「いいえ」(69.0%)、問 15-3「お母さんは社会の決まりを守る」「はい」(90.6%)、問 15-4「お母さんは叱る」の「はい」(89.2%)の積集合を作り、「母親信頼群」とする。

最後に、問 15-1「先生は私を気にかける」に対する「はい」(65.1%)、問 15-2「先生は言うこととやることが違う」の「いいえ」(65.0%)、問 15-3「先生は社会の決まりを守る」「はい」(88.8%)、問 15-4「先生さんは叱る」の「はい」(85.7%)の積集合を作り、「先生信頼群」とする。さらに、上記と同じ仕方で、「父不信群」、「母不信群」、「先生不信群」を作る。

相関係数		父信頼群	父不信群	母不信群	母信頼群	先生不信群	先生信頼群
万引正当化群	Pearson の相関係数	.054	-.029	.009	.043	-.058	.077
	有意確率(両側)	.000	.006	.423	.000	.000	.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751
万引き拒否群	Pearson の相関係数	.070	-.020	-.017	.052	-.043	.058
	有意確率(両側)	.000	.065	.102	.000	.000	.000
	N	8725	8725	8725	8725	8725	8725
万引寛容群	Pearson の相関係数	-.079	.055	.005	-.052	.068	-.085
	有意確率(両側)	.000	.000	.621	.000	.000	.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751

※「母親不信群」に関わる相関係数を考察の対象から除外する。

さて、上図に示されるように、「万引き拒否群」、「万引き寛容群」、「万引き正当化群」と「父信頼群」、「母信頼群」、「先生信頼群」および「父不信群」、「母不信群」、「先生不信群」との間の相関係数は極めて低い。したがって、万引きに対する態度と両親（保護者）および教員に対する信頼（不信）との間には相関関係は認められない。

ちなみに、「父信頼群」、「母信頼群」、「先生信頼群」相互の間の相関係数も、「父不信群」、「先生不信群」相互の間の相関係数も大きい。反対に、各信頼群と各不信群の間の相関係数は小さい。大まかに言うと、父親を信頼する者は母親も先生も信頼し、先生を

信頼する者は父親も母親も信頼する傾向が強いとすることができる。

		父信頼群	父不信頼群	母不信頼群	母信頼群	先生不信頼群	先生信頼群
父信頼群	Pearson の相関係数	1	-.263	-.199	.443	-.137	.368
	有意確率(両側)		.000	.000	.000	.000	.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751
父不信頼群	Pearson の相関係数	-.263	1	.419	-.139	.295	-.104
	有意確率(両側)	.000		.000	.000	.000	.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751
母不信頼群	Pearson の相関係数	-.199	.419	1	-.467	.336	-.132
	有意確率(両側)	.000	.000		.000	.000	.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751
母信頼群	Pearson の相関係数	.443	-.139	-.467	1	-.120	.479
	有意確率(両側)	.000	.000	.000		.000	.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751
先生不群	Pearson の相関係数	-.137	.295	.336	-.120	1	-.651
	有意確率(両側)	.000	.000	.000	.000		.000
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751
先生信頼群	Pearson の相関係数	.368	-.104	-.132	.479	-.651	1
	有意確率(両側)	.000	.000	.000	.000	.000	
	N	8751	8751	8751	8751	8751	8751

付記

この調査報告書のとりまとめに当たって、上述の万引きに対する態度の3類型と各設問とのクロス集計を試みるなど、調査結果の高度な分析のための資料を準備したが、時間的な制約のために、それを十分に生かすことができなかった。機会を改めて、その成果を発表したいと考えている。



## あとがき

今回の調査結果の分析と報告書の編集は、事務局長福井昂氏の委嘱によって、筆者が担当することになった。まずその経緯について、簡単に述べておきたい。

今から4年前の平成18年6月、北海道警察本部生活安全部の依頼で、筆者は北海道警察犯罪脆弱者対策研究委員会という共同研究グループを組織し、その委員長（平成19年3月末まで）を勤めることになった。主要な研究課題は、北海道警察本部が行った犯罪脆弱者調査（被疑者として補導・検挙された少年、高齢者、出所者、薬物乱用者を対象に、その取り調べを担当した警察官が行った聞き取り調査）の分析と、それに基づく犯罪防止対策の立案である。当時の道警本部長は、言うまでもなく、現警察庁生活安全局長樋口建史警視監であった。

この調査研究委員会の最初の研究成果は、少年と高齢者で補導・検挙された者の罪種のほとんどが万引きであったことから、万引き対策に焦点を絞って、「安全・安心まちづくりシンポジウム—犯罪を起こさない、起こさせない社会環境を目指して」（同年11月）において公表した。その基調講演をなさったのは本機構理事長の河上和雄先生である。また、この研究委員会の主要な提言は、企業の社会的責任（CSR）の観点から、各店舗で現行犯逮捕された万引き被疑者をすべて警察に通報する（万引全件届出）ということである。この研究成果とりまとめの過程で、各県警本部の万引きに関する調査報告書、社会安全研究財団が公表している各種の研究成果報告書とともに、全国万引犯罪防止機構「万引きに関する全国青少年意識調査報告書」等から多くを勉強させてもらった。

その後、本研究委員会の提言に基づいて、「北海道万引犯罪防止ウィーブ・ネットワーク」が結成され、翌年3月、その設立総会が開催された。本機構事務局長の福井昂氏が記念講演の講師を務められた。筆者が福井さんにお目にかかったのはこの時が最初である。平成19年3月末をもって、筆者は北海道大学大学院文学研究科を定年退職し、4月から桜美林大学に勤務することになった。以来、2年ほどは平穏な倫理学担当の大学教員の生活が続いたのである。

ところが、である。昨年6月、警視庁生活安全部長山下史雄警視長が筆者の研究室を訪れ、警視庁で行った万引き被疑者に対する聞き取り調査の分析と防止対策立案に協力して欲しいという依頼を受けた。これが、「万引きをしない、させない」社会環境づくりと規範に醸成に関する調査研究委員会の始まりである。その成果については、本調査報告書の冒頭でも簡単に紹介したので、ここでは繰り返さない。この調査研究委員会では、福井昂氏と本機構理事の佐藤聖氏にオブザーバーとして参加をお願いした。また、福井昂氏が昨年12月に発足した東京万引き防止官民合同会議において重要な役割を果たされていることは、ご承知の通りである。以上が、筆者が本調査報告書のとりまとめを依頼されるに至った大まかな経緯である。

前置きが長くなったが、この作業を始めるとすぐに幾つかの困難に遭遇した。言うまでも

なく、筆者の主たる研究分野は哲学・倫理学であって、犯罪学を専門とするわけではないし、社会学や心理学の研究方法にも明るくない。要するに、統計学的な分析手法に関しては無知に近いのである。これまでは、北海道警察本部や警視庁の熟練した警察官が作成した数値票やグラフ等の資料を見て、新たな分析を指示したり、その場の議論を踏まえて妥当な結論が導き出されるよう助言するだけであった。これまでの経験から言うと、この種の作業は専門を異にする数名の研究者の共同研究として行うのが望ましい。そのうえ、時間的な制約も大きい。実質的な作業期間は1ヶ月ほどしかなかったからである。そこで、まず北海道大学大学院在職中に研究指導を担当した青山学院大学非常勤講師の佐藤拓司君に協力をお願いすることにした。佐藤君の側から言うと、元指導教員に無理に仕事を押しつけられた、というところであろう。

筆者と佐藤君がまず最初に着手したのは、調査票と前回までの調査報告書の内容を検討することと、調査結果が示された数値票から多数の図表を作成することであった。図表の作成に関しては、筆者のゼミの学生である山田有紀君、浅野歩夢君、柴田直樹君、古橋亜都さんが献身的な努力をしてくれた。これは、本報告書を多少なりとも見やすくわかりやすい形で公表するために欠くことのできない作業である。また、佐藤君は学生諸君の図表作成作業を指導するとともに、過去4年間にわたる本調査の成果を踏まえて、第1章から第5章までの草稿を執筆してくれた。佐藤君の尽力によって、筆者はそれに加筆修正を加えるだけですのでのである。

さらに、高度な統計学的分析に関しては、警視庁生活安全部管理官江崎徹治警視のお手を煩わせた。本報告書の最初の部分に掲載した「全国万引き統計資料 2009年」は、警視庁生活安全部のご厚意によって、今回新たに作成されたものである。生活安全部長山下史雄警視長と江崎徹治管理官のご配慮とご尽力に衷心よりお礼を申し上げる。

さて、本調査の調査票には今回から新たな項目が追加されている。そうした項目との関係で、本報告書で準拠枠として用いた「万引き拒否群」「万引き寛容群」「万引き正当化群」はそれぞれどのような諸特性を有するのか。さらに立ち入った分析が可能であり、そこから新たな知見が得られるものと推測される。しかし、今回は時間と資源の制約のために、ごく初歩的な分析に留めざるをえなかった。これを次回の課題としておきたい。

最後に、わが国の犯罪抑止対策にとってきわめて有意義であると同時に、研究者としても非常に興味深い任務に従事する機会を与えてくれた河上和雄先生と福井昂氏に心からの感謝の念を表明したい。

桜美林大学教授（倫理学）坂井昭宏

平成 22 年 5 月

## 経年変化表

1. 万引についての認識（第1章1 小 問1）
2. 万引に誘われた経験の有無（第1章6 小 問5／中高 問3）
3. 万引をどう考えるか（第1章4 小 問3／中高 問1）
4. 万引した品物を友人などに売る話を聞いて（第1章10 小 問9／中高 問7）
5. 店は警察に引き渡すべきか（第2章1 中高 問8－1）
6. 店は学校に連絡すべきだと思う理由（第2章5 問8－5）五つに分割
7. 店は学校に連絡すべきとは思わない理由（第2章6 中高問8－6）四つに分割
8. 店は保護者に連絡し引き取りに来てもらうべきか（第2章7 中高問8－7）
9. 警察は学校に連絡すべきか（第3章1 中高問8－10）
10. 連絡を受けた親は直ちに子供を引き取りに行くべきか（第3章4 中高問8－13）
11. 親は万引した子供を厳しく指導すべきか（第3章7 中高問8－16）
12. 親は万引した子供を厳しく指導すべきだと思う理由（第3章8 中高問8－17）
13. 被害店舗に対して親と子がすべきこと（第3章10 中高問9）五つに分割
14. 麻薬や脱法ドラッグについての自分の意見（第4章3 中高問13）三つに分割
15. 麻薬や脱法ドラッグについての友達の意見（第4章4 中高問14）三つに分割
16. タバコについての自分の意見（第4章5 中高問15）三つに分割
17. タバコについての友達の意見（第4章6 中高問16）三つに分割

以下、数値の変化としてとくに有意味と思われるものについて言及する。

2の「万引に誘われた経験の有無」では、昨年度まで数値が明らかに減少していたが、今年度から微増に転じている。これがサンプルの差による一時的なものか、それとも増加傾向を示すものなのか、来年度以降の調査を待ちたい。

7の「店は学校に連絡すべきとは思わない理由」では、「大罪ではない」の中学生と高校生の数値が昨年度に大きく開いたものの、今年度の調査では近い数値に戻っている。サンプルの変化による昨年度だけの現象と思われるが、今後の調査で注意したい。

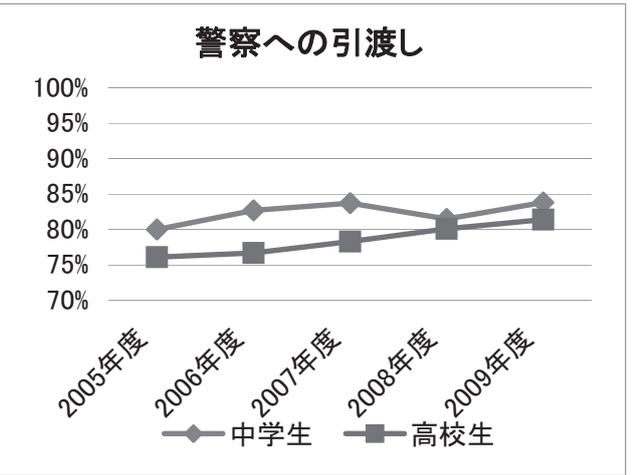
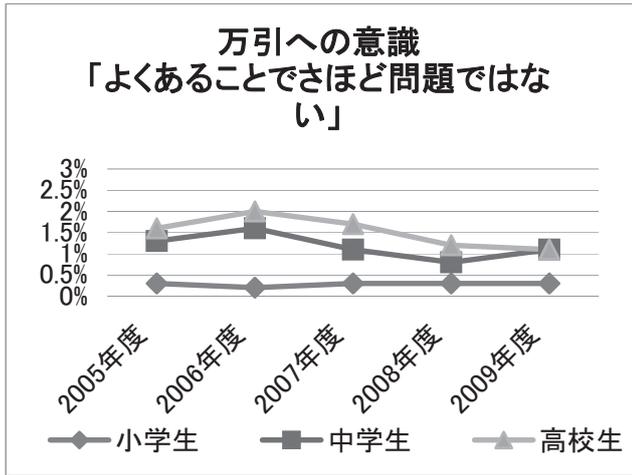
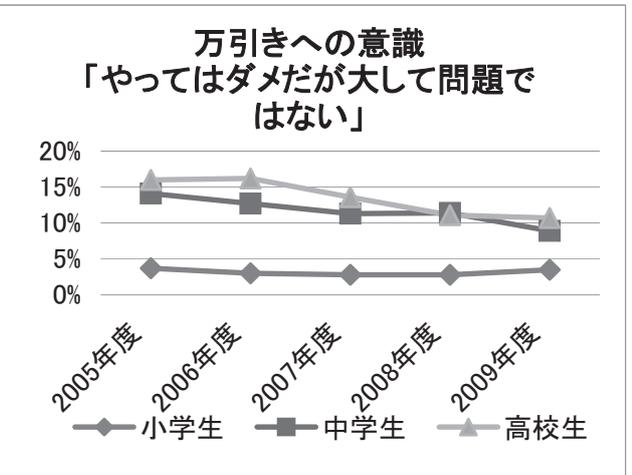
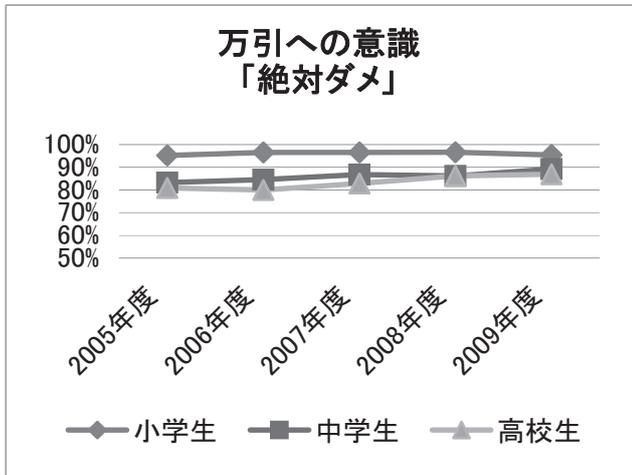
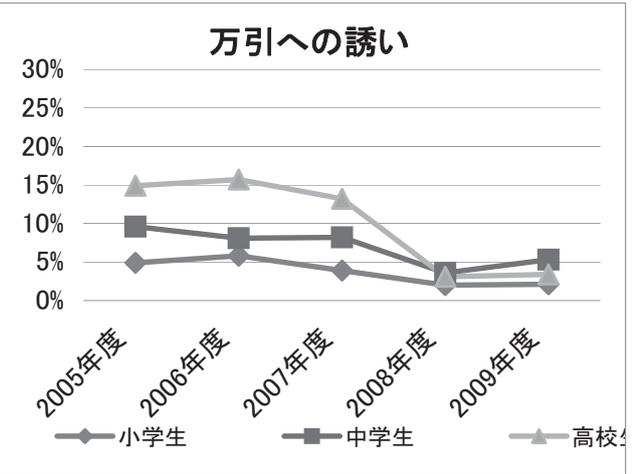
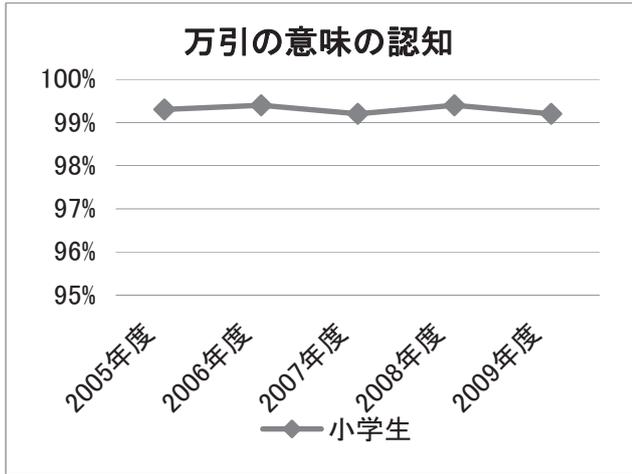
9の「警察は学校に連絡すべきか」では、「そう思う」の数値が年々増加している。とくに高校生では、この5年間で10%近くも増加している。

10の「連絡を受けた親は直ちに子供を引き取りに行くべきか」でも、「そう思う」の数値が少しずつではあるが増加している。

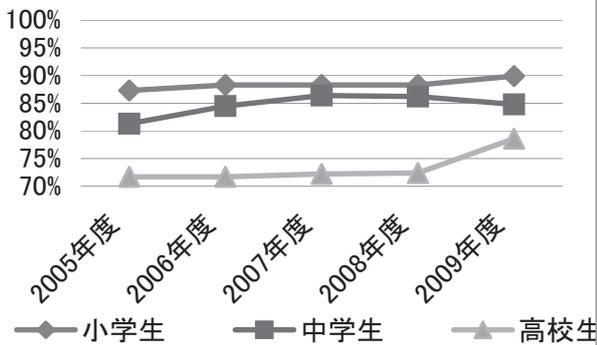
12の「親は万引した子供を厳しく指導すべきだと思う理由」では、選択項目の順位が本年度から逆転していることに注意されたい。

17の「タバコについての友達の意見」では、昨年度までは、「絶対にだめ」が増加し、「だめだが大問題ではない」が減少していたが、今年度からこれが逆転している。

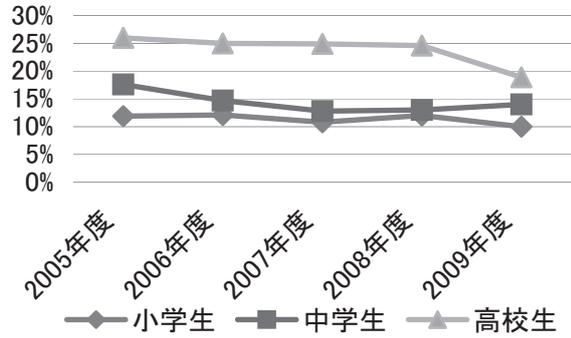
それ以外のグラフではとくに有意な差は見出されない。4の「万引した品物を友人などに売る話を聞いて」などでは、基準数値を小さくしたため変化が大きくみえてしまうものの、有意な差とは思えない。他も同様である。



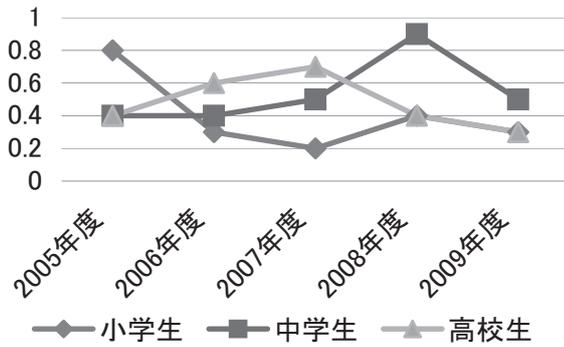
友人への売買  
「聞いたことがない」



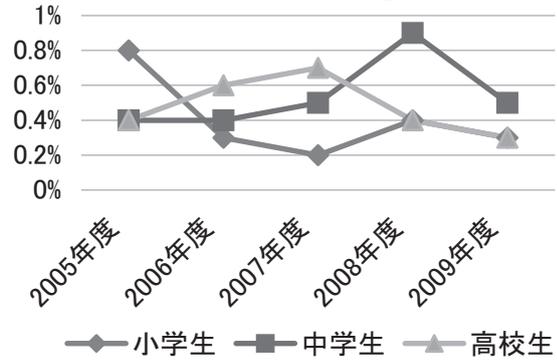
友人への売買  
「あるが関わりなし」



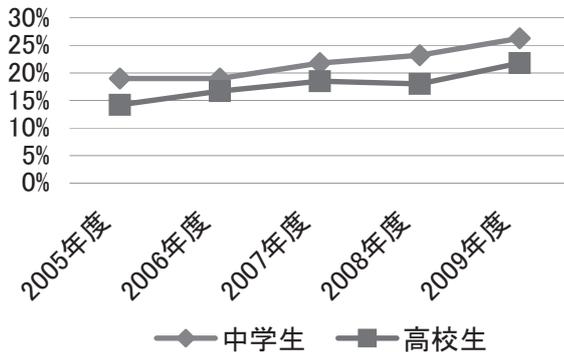
友人への売買  
「買うことを持ちかけられた」



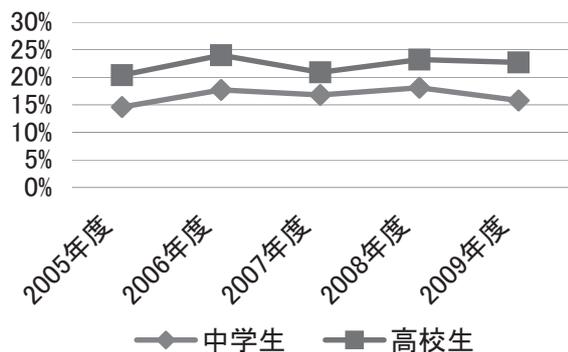
友人への売買  
「断れず買った」



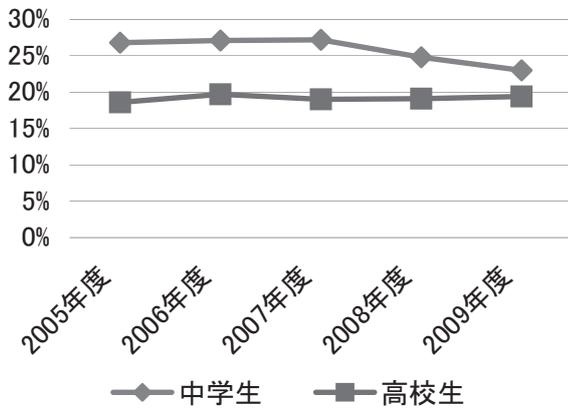
店は学校に連絡すべき  
「学校責任」



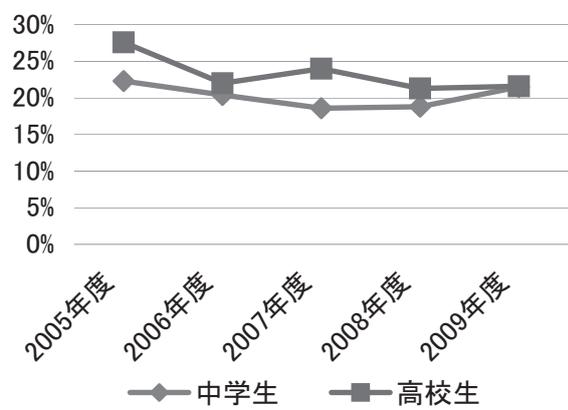
店は学校に連絡すべき  
「他生徒のため」



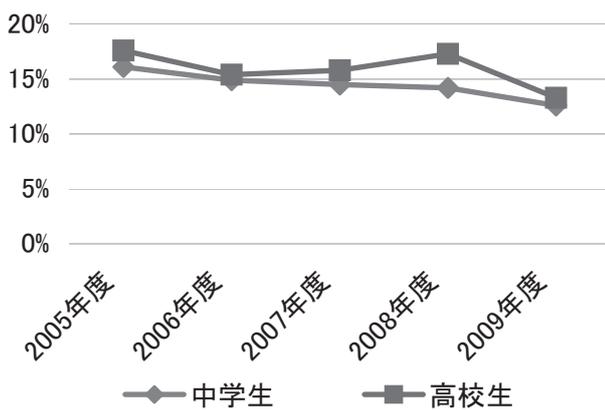
店は学校に連絡すべき  
「学校認知のため」



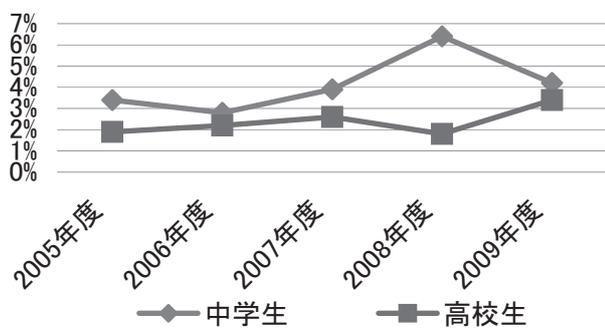
店は学校に連絡すべき  
「反省させるため」



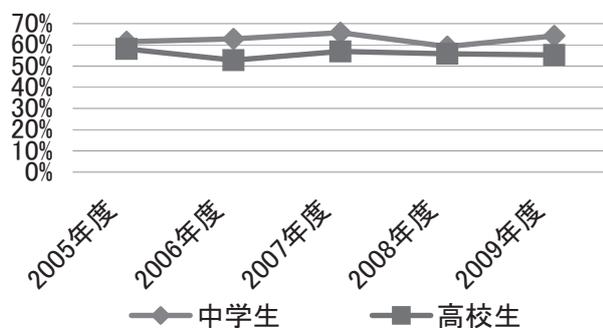
店は学校に連絡すべき  
「再発防止のため」



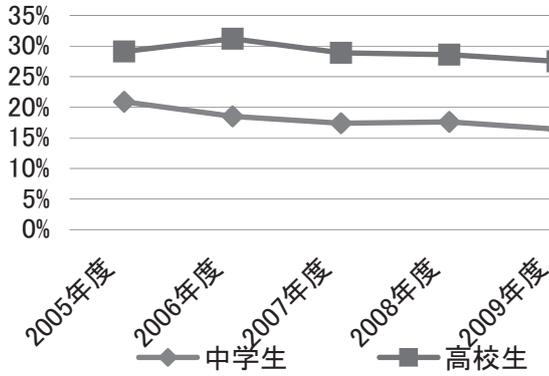
店は学校に連絡すべきでない  
「大罪ではないから」



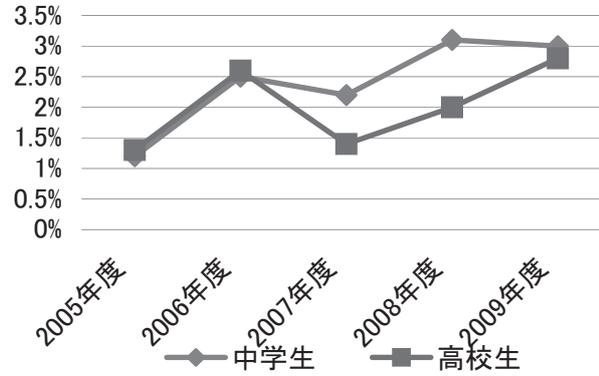
店は学校に連絡すべきでない  
「私的な行動だから」



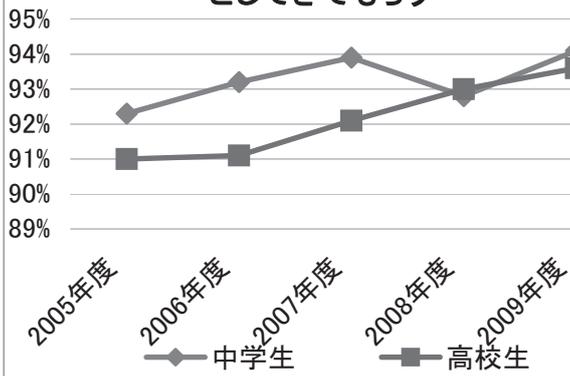
店は学校に連絡すべきでない  
「少年の将来のため」



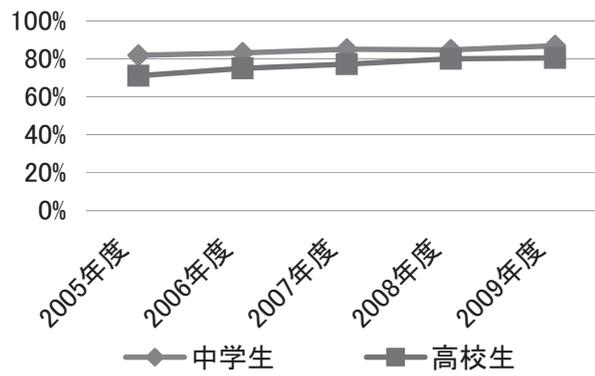
店は学校に連絡すべきでない  
「罰にならない」



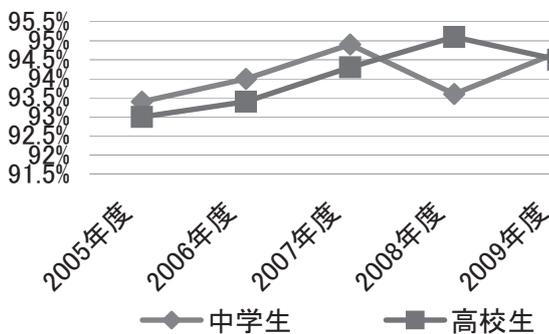
店は保護者へ連絡し身元引受人  
としてきてもらう



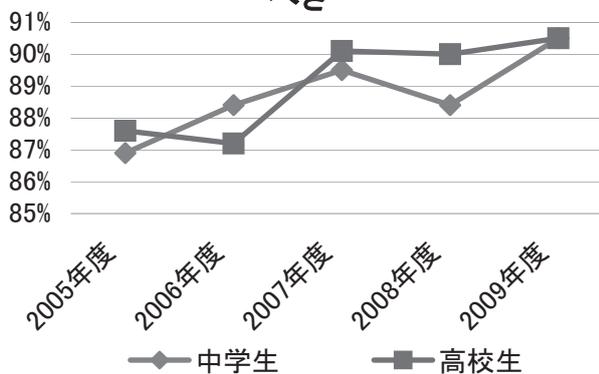
警察は学校に連絡すべき



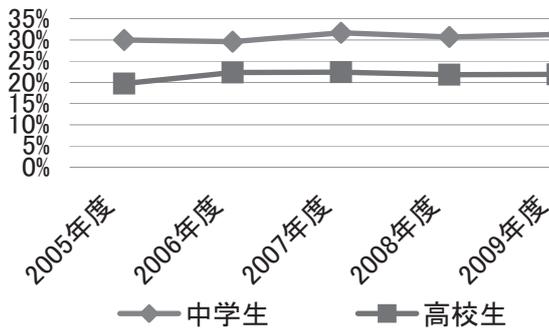
店または警察からの連絡ですぐ  
に子供を引き取るべき



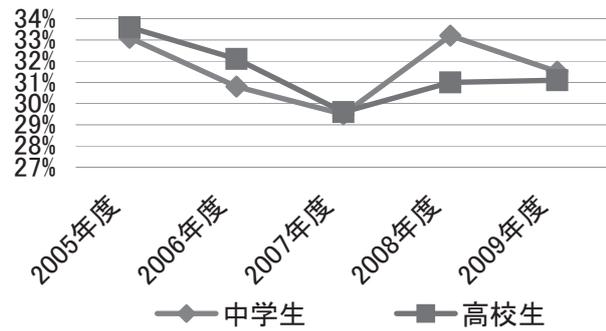
親は万引した子供を厳しく指導す  
べき



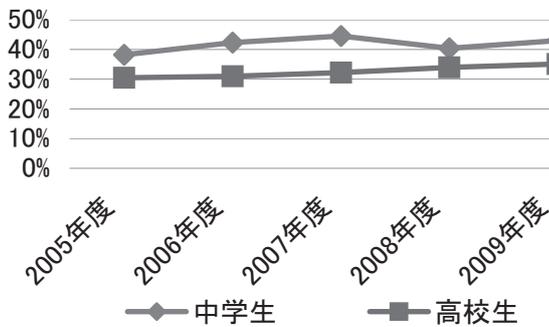
万引した子供や親のすべきこと  
「その場で謝罪」



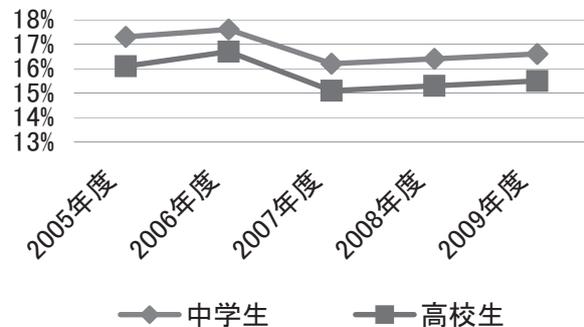
万引した子供や親のすべきこと  
「買取のみ」



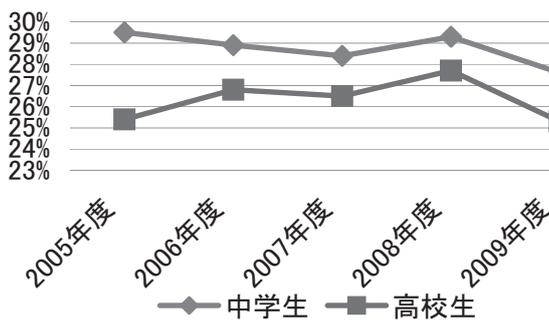
万引した子供や親のすべきこと  
「買い取り料と迷惑料を払う」



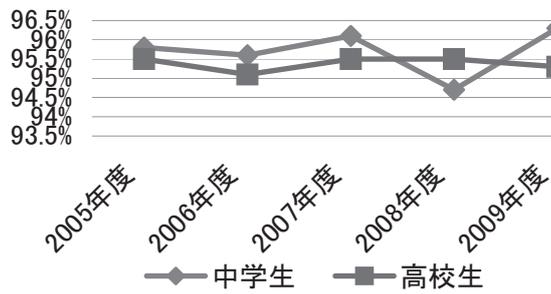
万引した子供や親のすべきこと  
「店の掃除と手伝い」



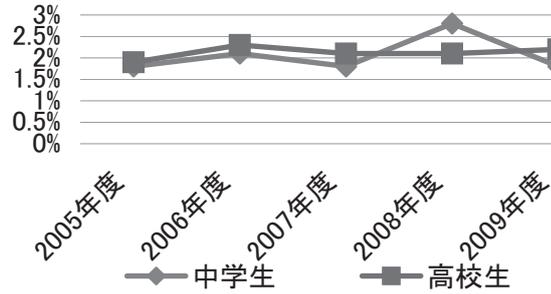
万引した子供や親のすべきこと  
「社会奉仕活動」



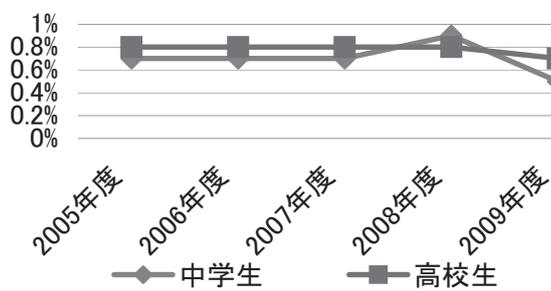
麻薬や脱法ドラッグについての自分の意見  
「絶対にだめ」



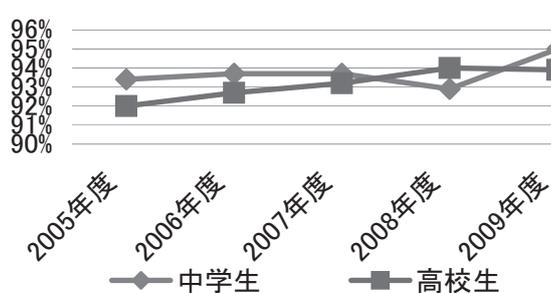
麻薬や脱法ドラッグについての自分の意見  
「だめだが大問題ではない」



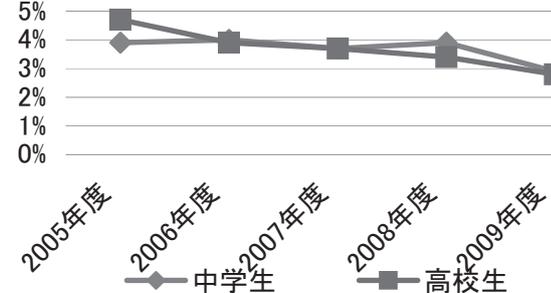
麻薬や脱法ドラッグについての自分の意見  
「さほど問題ない」



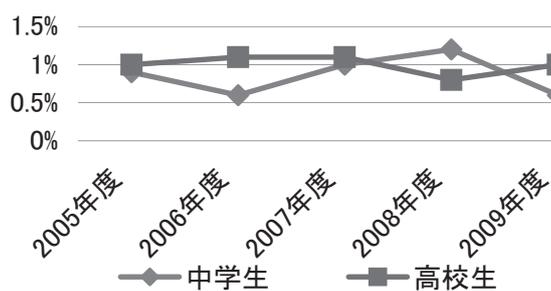
麻薬や脱法ドラッグについての友達の意見  
「絶対にだめ」



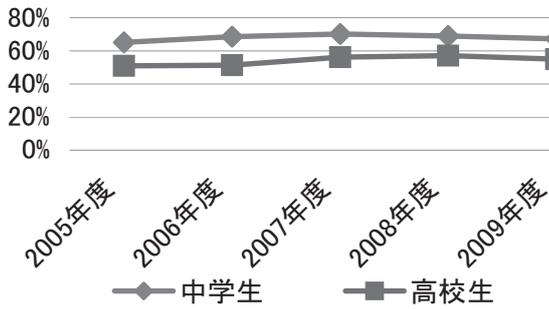
麻薬や脱法ドラッグについての友達の意見  
「だめだが大問題ではない」



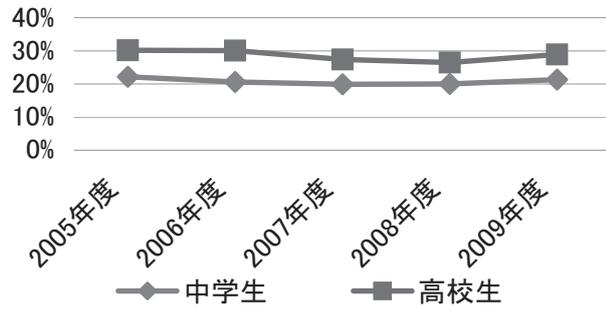
麻薬や脱法ドラッグについての友達の意見  
「さほど問題ない」



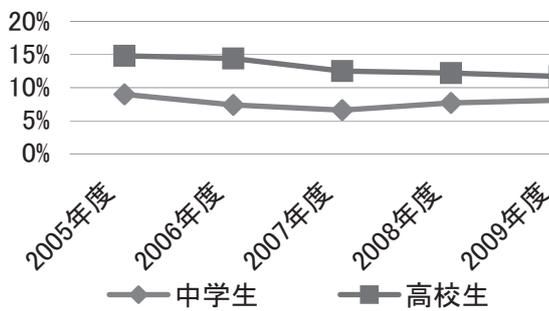
タバコについての自分の意見  
「絶対にだめ」



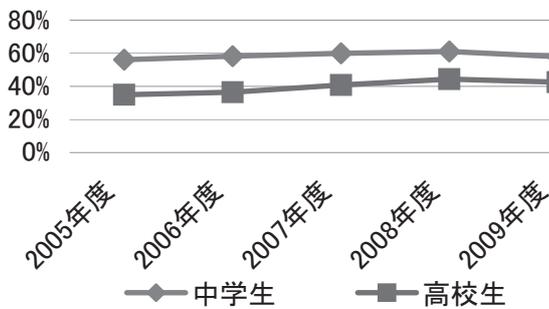
タバコについての自分の意見  
「だめだが大問題ではない」



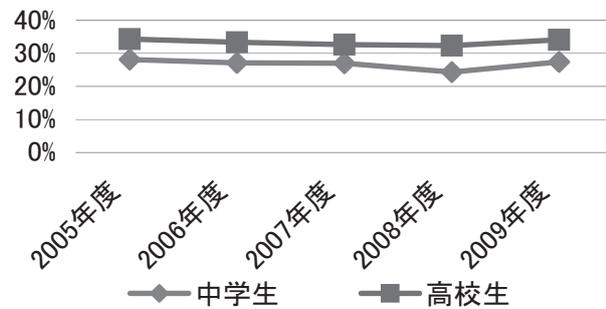
タバコについての自分の意見  
「さほど問題ない」



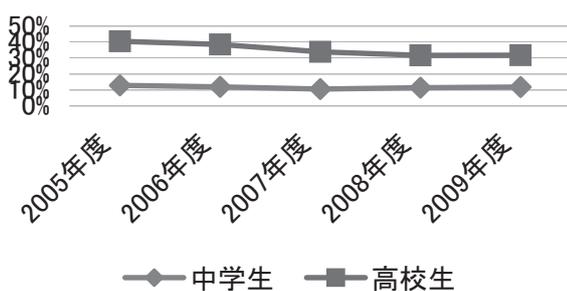
タバコについての友達の意見  
「絶対にだめ」



タバコについての友達の意見  
「だめだが大問題ではない」



タバコについての友達の意見  
「さほど問題ない」



経年変化の分析

万引の意味の認知

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
小学生	99.3	99.4	99.2	99.4	99.2

万引への誘い

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
小学生	4.9	5.8	3.9	2	2.1
中学生	9.6	8.1	8.2	3.6	5.3
高校生	14.9	15.7	13.2	3.1	3.4

万引への意識

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
小学生 絶対×	95.2	96.5	96.5	96.6	95.4
中学生 絶対×	83.2	84.6	86.8	86.2	89.2
高校生 絶対×	80.9	80	82.9	86.2	86.9
小学生 ×だが大ではない	3.7	3	2.8	2.8	3.5
中学生 ×だが大ではない	14.1	12.7	11.3	11.4	8.9
高校生 ×だが大ではない	16	16.2	13.6	11.1	10.7
小学生 よくあること	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3
中学生 よくあること	1.3	1.6	1.1	0.8	1.1
高校生 よくあること	1.6	2	1.7	1.2	1.1

警察への引渡し

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中学生	80	82.7	83.7	81.5	83.8
高校生	76.1	76.7	78.3	80.1	81.4

友人への売買について

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
小 聞いた事がない	87.3	88.3	88.3	88.3	89.9
中 聞いた事がない	81.3	84.5	86.4	86.2	84.8
高 聞いた事がない	71.7	71.7	72.2	72.4	78.6
小 あるが関わりなし	11.9	12.1	10.8	12	10
中 あるが関わりなし	17.6	14.7	12.8	13	14
高 あるが関わりなし	26	25	24.9	24.6	18.9
小 買うことを持ちかけられた	0.6	0.4	0.8	0.4	0.5
中 買うことを持ちかけられた	1.2	0.9	1	0.9	1.4
高 買うことを持ちかけられた	1.4	2.5	1.8	2.1	1.8
小 断れず買った	0.8	0.3	0.2	0.4	0.3
中 断れず買った	0.4	0.4	0.5	0.9	0.5
高 断れず買った	0.4	0.6	0.7	0.4	0.3

店は学校に連絡すべき理由

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
----	--------	--------	--------	--------	--------

中	学校責任	19	19	21.8	23.2	26.3
高	学校責任	14.2	16.7	18.5	18	21.8
中	他生徒のため	14.6	17.7	16.8	18.1	15.8
高	他生徒のため	20.4	24	20.9	23.2	22.7
中	学校認知	26.8	27.1	27.2	24.8	23
高	学校認知	18.6	19.7	19	19.1	19.4
中	反省	22.3	20.4	18.6	18.8	21.5
高	反省	27.6	22	24	21.3	21.6
中	再発防止	16.1	14.9	14.5	14.2	12.6
高	再発防止	17.6	15.4	15.8	17.3	13.3

店は学校に連絡すべきとは思わない理由

年度		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中	大罪ではない	3.4	2.8	3.9	6.4	4.2
高	大罪ではない	1.9	2.2	2.6	1.8	3.4
中	私的な理由	61.5	62.8	65.7	59.2	64.2
高	私的な理由	58.1	52.8	56.9	55.8	55.2
中	少年の将来	20.9	18.5	17.4	17.6	16.4
高	少年の将来	29.1	31.2	28.9	28.6	27.5
中	罰にならない	1.2	2.5	2.2	3.1	3
高	罰にならない	1.3	2.6	1.4	2	2.8

店は保護者へ連絡し身元引受人としてきてもらう

年度		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中	引き取るべき	92.3	93.2	93.9	92.8	94.1
高	引き取るべき	91	91.1	92.1	93	93.6

警察は学校に連絡すべきだ

年度		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中		81.9	83.1	85.1	84.7	86.9
高		71.1	75	77.2	80	80.5

店または警察からの連絡ですぐに子供を引き取るべき

年度		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中		93.4	94	94.9	93.6	94.7
高		93	93.4	94.3	95.1	94.5

親は万引した子供を厳しく指導すべきだ

年度		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中		86.9	88.4	89.5	88.4	90.5
高		87.6	87.2	90.1	90	90.5

万引した子供や親のすべきこと

年度		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中	その場で謝罪	30	29.6	31.7	30.7	31.3

高	その場で謝罪	19.7	22.3	22.4	21.8	21.9
中	買取	33.1	30.8	29.5	33.2	31.5
高	買取	33.6	32.1	29.6	31	31.1
中	買取と迷惑料	38.2	42.3	44.5	40.4	43
高	買取と迷惑料	30.5	31	32.2	34	35.1
中	店の掃除と手伝い	17.3	17.6	16.2	16.4	16.6
高	店の掃除と手伝い	16.1	16.7	15.1	15.3	15.5
中	社会奉仕活動	29.5	28.9	28.4	29.3	27.6
高	社会奉仕活動	25.4	26.8	26.5	27.7	25.3

万引は軽犯なので謝罪でよい

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中	30	29.6	31.7	30.7	31.3
高	19.7	22.3	22.4	21.8	21.9

万引をした子供や親は社会奉仕活動をすべきだ

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中	29.5	28.9	28.4	29.3	27.6
高	25.4	26.8	26.5	27.7	25.3

麻薬や脱法ドラッグについての自分の意見

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	
中	絶対にだめ	95.8	95.6	96.1	94.7	96.3
高	絶対にだめ	95.5	95.1	95.5	95.5	95.3
中	だめだが大問題ではない	1.8	2.1	1.8	2.8	1.8
高	だめだが大問題ではない	1.9	2.3	2.1	2.1	2.2
中	さほど問題なし	0.7	0.7	0.7	0.9	0.5
高	さほど問題なし	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7

麻薬や脱法ドラッグについての友達の意見

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	
中	絶対にだめ	93.4	93.7	93.7	92.9	95
高	絶対にだめ	92	92.7	93.2	94	93.9
中	だめだが大問題ではない	3.9	4	3.7	3.9	2.9
高	だめだが大問題ではない	4.7	3.9	3.7	3.4	2.8
中	さほど問題なし	0.9	0.6	1	1.2	0.6
高	さほど問題なし	1	1.1	1.1	0.8	1

タバコについての自分の意見

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	
中	絶対にだめ	65.1	68.6	70.2	69	67.2
高	絶対にだめ	50.9	51.3	56.2	57.1	55
中	だめだが大問題ではない	22.2	20.6	19.9	20	21.3
高	だめだが大問題ではない	30.2	30.1	27.4	26.5	28.9
中	さほど問題なし	9	7.4	6.6	7.7	8.1
高	さほど問題なし	14.8	14.4	12.5	12.2	11.7

## タバコについての友達の意見

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中 絶対にだめ	56.1	58.2	59.9	61.1	57.9
高 絶対にだめ	34.9	36.5	40.8	44.4	42.5
中 だめだが大問題ではない	28.1	27.1	27	24.3	27.4
高 だめだが大問題ではない	34.3	33.3	32.6	32.3	34.1
中 さほど問題なし	12.9	12	10.6	11.5	11.9
高 さほど問題なし	27.6	26.6	23.3	20.2	19.9

## 親はきびしく指導すべきと思う理由

年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
中 親の責任	30.1	31.8	33.3	33	39.8
高 親の責任	30.8	34.4	34.1	35.7	41.2
中 反省させるため	42.5	40.6	40	42.5	37.1
高 反省させるため	44.1	41.6	41.3	41	37.3
中 再発防止	25.6	25.8	24.5	21.7	21.6
高 再発防止	23	21.1	23	21.2	19.6

## 巻末数値表

### (小 問1) 万引ということを知っていますか

	件数	知っています	知らなかった	無回答
小学生 度数	2345	2327	18	
%	100.0	99.2	0.8	-

### (小 問2) 万引についてどこで教えられましたか(知っていると答えたもの)

	件数	学校の授業で	家の人から	けいさつで	テレビで	その他	無回答
小学生 度数	2327	621	953	121	1535	149	5
%	100.0	26.7	41.0	5.2	66.0	6.4	0.2

### (小 問3) (中高 問1) 万引についてあなたはどのように考えていますか

	件数	ぜったいにやっ てはいけ ないこと	やっ てはいけ ないこと だが そんなに 大きな 問題では ないこと	よくある こと で、さ ほど問 題では ない	その他	無回答
小学生 度数	2345	2237	82	8	11	7
%	100.0	95.4	3.5	0.3	0.5	0.3
中学生 度数	4365	3892	388	46	35	4
%	100.0	89.2	8.9	1.1	0.8	0.1
高校生 度数	4386	3813	470	48	53	2
%	100.0	86.9	10.7	1.1	1.2	0.0
合計 度数	11096	9942	940	102	99	13
平均 %	100.0	90.5	7.7	0.8	1	0.1

### (小 問4) (中高 問2) 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか

	件数	ぜったいにやっ てはいけ ないこと	やっ てはいけ ないこと だが そんなに 大きな 問題では ないこと	よくある こと で、さ ほど問 題では ない	その他	無回答
小学生 度数	2345	2145	156	20	13	11
%	100.0	91.5	6.7	0.9	0.6	0.5
中学生 度数	4365	3374	805	136	32	18
%	100.0	77.3	18.4	3.1	0.7	0.4
高校生 度数	4386	3296	845	164	70	11
%	100.0	75.1	19.3	3.7	1.6	0.3
合計 度数	11096	8815	1806	320	115	40
平均 %	100.0	81.3	14.8	2.6	1.0	0.4

### (小 問5) (中高 問3) この1年間の間で万引をするよう誘われたことはありますか

	件数	ある	ない	無回答
小学生 度数	2345	50	2291	4
%	100.0	2.1	97.7	0.2
中学生 度数	4365	230	4121	14
%	100.0	5.3	94.4	0.3
高校生 度数	4386	147	4238	1
%	100.0	3.4	96.6	0.0
合計 度数	11096	427	10650	19
平均 %	100.0	3.6	96.2	0.2

**(小学 6) (中高 問4) 万引をするよう誘った人はどんな人でしたか (「ある」と答えたもの)**

	件数	おなじ学校の友だち	せんばい	ほかの学校の友達やせんばい	町で出あったなかま	その他のひと	無回答
小学生 度数	50	32	5	8	1	6	4
%	100.0	64.0	10.0	16.0	2.0	12.0	8.0
中学生 度数	230	177	29	38	11	11	5
%	100.0	77.0	12.6	16.5	4.8	4.8	2.2
高校生 度数	147	80	15	44	12	18	2
%	100.0	54.4	10.2	29.9	8.2	12.2	1.4
合計 度数	427	289	49	90	24	35	11
平均 %	100.0	65.1	10.9	20.8	5.0	9.7	3.9

**(小 問7) (中高 問5) 少年たちが万引をするのはなぜだと思いますか**

	件数	その品物が欲しいから	お金がないから	どきょうだめしのため	いらいらしたから・楽しいから・ストレス	みんなやっているから	友人にやれといわれたから	かんたんにできるから
小学生 度数	2345	2039	1518	210	461	450	842	305
%	100.0	87.0	64.7	9.0	19.7	19.2	35.9	13.0
中学生 度数	4365	3198	2478	1387	843	1228	1306	682
%	100.0	73.3	56.8	31.8	19.3	28.1	29.9	15.6
高校生 度数	4386	2823	2430	1426	1004	865	861	656
%	100.0	64.4	55.4	32.5	22.9	19.7	19.6	15.0
合計 度数	11096	8060	6426	3023	2308	2543	3009	1643
平均 %	100.0	74.9	59.0	24.4	20.6	22.3	28.5	14.5

	かんたんにできるから	たいした罰を受けないから	仲間はずれになりたくないから	売るため	中古品店等で換金するため	友達に売るため	その他	無回答
小学生 度数	305	227	785	122			36	6
%	13.0	9.7	33.5	5.2			1.5	0.3
中学生 度数	682	421	1197		196	209	63	18
%	15.6	9.6	27.4		4.5	4.8	1.4	0.4
高校生 度数	656	365	651		211	153	79	22
%	15.0	8.3	14.8		4.8	3.5	1.8	0.5
合計 度数	1643	1013	2633	122	407	362	178	46
平均 %	14.5	9.2	25.2	5.2	4.7	4.2	1.6	0.4

**(小 問8) (中高 問6) もしも少年が店で万引で捕まったらどうなると思いますか**

	件数	警察に知らされて調べられる	学校に知らされておこられる	学校に知らされて学校を止めさせられる	家に知らされる
小学生 度数	2345	1936	1558	398	1923
%	100.0	82.6	66.4	17.0	82.0
中学生 度数	4365	3564	3094	1246	3515
%	100.0	81.6	70.9	28.5	80.5
高校生 度数	4386	3419	2165	2888	3089
%	100.0	78.0	49.4	65.8	70.4
合計 度数	11096	8919	6817	4532	8527
平均 %	100.0	80.7	62.2	37.1	77.6

	店の損を払わねばならない	商品を買いたればすむ	店でおこられる	その他	無回答
小学生 度数	931	84	1294	86	9
%	39.7	3.6	55.2	3.7	0.4
中学生 度数	1474	127	295	65	16
%	33.8	2.9	6.8	1.5	0.4
高校生 度数	1162	83	258	64	10
%	26.5	1.9	5.9	1.5	0.2
合計 度数	3567	294	1847	215	35
平均 %	33.3	2.8	22.6	2.2	0.3

**(小 問9) (中高 問7) 少年が万引したものを友人などに売っているという話をどう思いますか**

	件数	そのような話は聞いたことがない	聞いた事はあるがかかわったことはない	万引きしたものを買うようにいわれたことがある	万引きしたものをことわりきれずに買ったことがある	その他	無回答
小学生 度数	2345	2107	235	12	8	19	19
%	100.0	89.9	10.0	0.5	0.3	0.8	0.8
中学生 度数	4365	3702	610	59	24	30	17
%	100.0	84.8	14.0	1.4	0.5	0.7	0.4
高校生 度数	4386	3447	828	77	13	48	28
%	100.0	78.6	18.9	1.8	0.3	1.1	0.6
合計 度数	11096	9256	1673	148	45	97	64
平均 %	100.0	84.4	14.3	1.2	0.4	0.9	0.6

**(中高 問8-1) 店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである**

	件数	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 度数	4365	3659	692	14
%	100.0	83.8	15.9	0.3
高校生 度数	4386	3572	805	9
%	100.0	81.4	18.4	0.2
合計 度数	8751	7231	1497	23
平均 %	100.0	82.6	17.2	0.3

**(中高 問8-2) 「店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである」と思う理由**

	件数	万引は犯罪だから	少年に反省させるために	再発防止のため	その他	無回答
中学生 度数	3659	2755	475	401	24	4
%	100.0	75.3	13.0	11.0	0.7	0.1
高校生 度数	3572	2509	536	482	43	2
%	100.0	70.2	15.0	13.5	1.2	0.1
合計 度数	7231	5264	1011	883	67	6
平均 %	100.0	72.8	14.0	12.3	1.0	0.1

(中高 問8-3) 「店が万引をした少年を捕まえたら、警察に引き渡すべきである」と思わない理由

	件数	万引は大した罪ではないから	品物は戻るので損害は発生していないから	犯罪者として扱うのは少年の将来を奪うことになるから	その他	無回答
中学生 度数	692	57	118	383	125	9
%	100.0	8.2	17.1	55.3	18.1	1.3
高校生 度数	805	67	100	477	150	11
%	100.0	8.3	12.4	59.3	18.6	1.4
合計 度数	1497	124	218	860	275	20
平均 %	100.0	8.3	14.8	57.3	18.4	1.4

(中高 問8-4) 店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである

	件数	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 度数	4365	3851	505	9
%	100.0	88.2	11.6	0.2
高校生 度数	4386	3618	757	11
%	100.0	82.5	17.3	0.3
合計 度数	8751	7469	1262	20
平均 %	100.0	85.4	14.5	0.3

(中高 問8-5) 「店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである」と思う理由

	件数	生徒の指導は学校の責任だから	他の生徒のためにも、厳しい処分を学校がすべきだから	いじめなどが背景にあるかもしれないので	少年に反省させるために	再発防止のため	その他	無回答
中学生 度数	3851	1012	607	886	828	484	27	7
%	100.0	26.3	15.8	23.0	21.5	12.6	0.7	0.2
高校生 度数	3618	787	822	703	782	480	40	4
%	100.0	21.8	22.7	19.4	21.6	13.3	1.1	0.1
合計 度数	7469	1799	1429	1589	1610	964	67	11
平均 %	100.0	24.1	19.3	21.2	21.6	13.0	0.9	0.2

(中高 問8-6) 「店が万引をした少年を捕まえたら、学校に連絡すべきである」と思わない理由

	件数	万引は大した罪ではないから	学校外の私的な行動であるから	退学などになりかねないので、少年の将来のために	少年にとって大した罰にはならないから	その他	無回答
中学生 度数	505	21	324	83	15	55	7
%	100.0	4.2	64.2	16.4	3.0	10.9	1.4
高校生 度数	757	26	418	208	21	78	6
%	100.0	3.4	55.2	27.5	2.8	10.3	0.8
合計 度数	1262	47	742	291	36	133	13
平均 %	100.0	3.8	59.7	22.0	2.9	10.6	1.1

(中高 問8-7) 店が万引少年を捕まえたら、保護者に連絡して、引き取りにきてもらうべきである

	件数	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 度数	4365	4109	242	14
%	100.0	94.1	5.5	0.3
高校生 度数	4386	4104	270	12
%	100.0	93.6	6.2	0.3
合計 度数	8751	8213	512	26
平均 %	100.0	93.9	5.9	0.3

**(中高 問8-8) 「店が万引少年を捕まえたら、保護者に引き取りにきてもらうべきである」と思う理由**

	件数	子どもの指導は親の責任だから	少年に反省させるために	再発防止のため	その他	無回答
中学生 度数	4109	2411	1130	517	45	6
%	100.0	58.7	27.5	12.6	1.1	0.1
高校生 度数	4104	2446	1053	523	75	7
%	100.0	59.6	25.7	12.7	1.8	0.2
合計 度数	8213	4857	2183	1040	120	13
平均 %	100.0	59.2	26.6	12.7	1.5	0.2

**(中高 問8-9) 「店が万引少年を捕まえたら、保護者引き取りにきてもらうべきである」と思わない理由**

	件数	万引は大した罪ではないから	親は子どもの万引とは関係ないから	少年にとって大した罪にはならないから	その他	無回答
中学生 度数	242	26	123	29	61	3
%	100.0	10.7	50.8	12.0	25.2	1.2
高校生 度数	270	24	134	40	64	8
%	100.0	8.9	49.6	14.8	23.7	3.0
合計 度数	512	50	257	69	125	11
平均 %	100.0	9.8	50.2	13.4	24.5	2.1

**(中高 問8-10) 少年が万引をしたとの通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである**

	件数	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 度数	4365	3793	560	12
%	100.0	86.9	12.8	0.3
高校生 度数	4386	3529	842	15
%	100.0	80.5	19.2	0.3
合計 度数	8751	7322	1402	27
平均 %	100.0	83.7	16.0	0.3

**(中高 問8-11) 「通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである」と思う理由**

	件数	再発防止のために連携して指導すべき	生徒の指導は学校の責任だから	いじめなどが背景にあるかもしれないので	少年に反省させるために	再発防止のため	その他	無回答
中学生 度数	3793	2270	355	547	408	182	25	6
%	100.0	59.8	9.4	14.4	10.8	4.8	0.7	0.2
高校生 度数	3529	2180	249	475	362	217	37	9
%	100.0	61.8	7.1	13.5	10.3	6.1	1.0	0.3
合計 度数	7322	4450	604	1022	770	399	62	15
平均 %	100.0	60.8	8.3	14.0	10.6	5.5	0.9	0.3

**(中高 問8-12) 「通報を受けた警察は、学校にも連絡すべきである」と思わない理由**

	件数	犯罪なので警察が対処すべき	学校外の私的な行動であるから	退学などになりかねない、少年の将来のため	学校は形だけの叱責しかないから	その他	無回答
中学生 度数	560	167	214	75	55	39	10
%	100.0	29.8	38.2	13.4	9.8	7.0	1.8
高校生 度数	842	207	330	175	63	54	13
%	100.0	24.6	39.2	20.8	7.5	6.4	1.5
合計 度数	1402	374	544	250	118	93	23
平均 %	100.0	27.2	38.7	17.1	8.7	6.7	1.7

**(中高 問8-13) . 店又は警察から連絡を受けた親は、直ちに子どもを引き取りに行くべきである**

	件数	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 度数	4365	4134	215	16
%	100.0	94.7	4.9	0.4
高校生 度数	4386	4143	224	19
%	100.0	94.5	5.1	0.4
合計 度数	8751	8277	439	35
平均 %	100.0	94.6	5.0	0.4

**(中高 問8-14) 「連絡を受けた親は、直ちに子どもを引き取りに行くべきである」と思う理由**

	件数	親にも責任があるから	親が引き取らないと釈放されないから	その他	無回答
中学生 度数	4134	3260	711	152	11
%	100.0	78.9	17.2	3.7	0.3
高校生 度数	4143	3200	784	145	14
%	100.0	77.2	18.9	3.5	0.3
合計 度数	8277	6460	1495	297	25
平均 %	100.0	78.1	18.1	3.6	0.3

**(中高 問8-15) 「連絡を受けた親は、直ちに子どもを引き取りに行くべきである」と思わない理由**

	件数	万引は大した罪ではないから	たかが万引で親を呼び出すのは大げさである	万引をした品物を買取りさえすればいいから	その他	無回答
中学生 度数	215	14	70	35	90	6
%	100.0	6.5	32.6	16.3	41.9	2.8
高校生 度数	224	23	66	29	99	7
%	100.0	10.3	29.5	12.9	44.2	3.1
合計 度数	439	37	136	64	189	13
平均 %	100.0	8.4	31.1	14.6	43.1	3.0

**(中高 問8-16) 親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである**

	件数	そう思う	そう思わない	無回答
中学生 度数	4365	3952	395	18
%	100.0	90.5	9.0	0.4
高校生 度数	4386	3969	397	20
%	100.0	90.5	9.1	0.5
合計 度数	8751	7921	792	38
平均 %	100.0	90.5	9.1	0.5

**(中高 問8-17) 「親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである」と思う理由**

	件数	子どもの責任は親の責任であるから	少年に反省させるために	再発防止のため	その他	無回答
中学生 度数	3952	1571	1468	852	54	7
%	100.0	39.8	37.1	21.6	1.4	0.2
高校生 度数	3969	1634	1479	777	72	7
%	100.0	41.2	37.3	19.6	1.8	0.2
合計 度数	7921	3205	2947	1629	126	14
平均 %	100.0	40.5	37.2	20.6	1.6	0.2

(中高 問8-18) 「親は万引をした子どもに対して厳しく指導するべきである」と思わない理由

	件数	万引は大した罪ではないから	子どもなら誰でもやることであり、そのうち止めるから	厳しく指導しすぎると、かえって非行に走らせることになる	その他	無回答
中学生 度数	395	20	28	295	44	8
%	100.0	5.1	7.1	74.7	11.1	2.0
高校生 度数	397	15	17	273	86	6
%	100.0	3.8	4.3	68.8	21.7	1.5
合計 度数	792	35	45	568	130	14
平均 %	100.0	4.5	5.7	71.8	16.4	1.8

(中高 問9) 万引をした子どもやその親はどのようなことをすべきだと思いますか

	件数	万引は軽微な犯罪なので、その場で謝罪すればよい	万引をしようとした品物を買取り取るべきである	品物を買取り取るだけでなく、迷惑料などを払うべきである	店の掃除や手伝いなどをすべきである	社会に貢献する活動をするべきである	その他	無回答
中学生 度数	4365	1365	1374	1877	725	1204	278	49
%	100.0	31.3	31.5	43.0	16.6	27.6	6.4	1.1
高校生 度数	4386	959	1362	1541	682	1110	333	71
%	100.0	21.9	31.1	35.1	15.5	25.3	7.6	1.6
合計 度数	8751	2324	2736	3418	1407	2314	611	120
平均 %	100.0	26.6	31.3	39.1	16.1	26.5	7.0	1.4

(中高 問10) あなたは万引についてどこかで教えられたことがありますか

	件数	学校の授業で	保護者から	警察で	特に教えられたことはない	その他	無回答
中学生 度数	4365	2689	1678	361	1028	431	25
%	100.0	61.6	38.4	8.3	23.6	9.9	0.6
高校生 度数	4386	2211	1067	301	1646	377	29
%	100.0	50.4	24.3	6.9	37.5	8.6	0.7
合計 度数	8751.0	4900.0	2745.0	662.0	2674.0	808.0	54.0
平均 %	100.0	56.0	31.4	7.6	30.6	9.3	0.7

(小・中高 問11) あなたは少年が万引をしなくなるためにはどうすればいいと思いますか

	件数	万引について授業でとりあげる	家庭でのしつけをきちっとする	警察が万引を厳しく取り締まる	万引(窃盗)の刑罰を重くする	万引しづらい店づくりをする
小学生 度数	2345	1394	1352	830	776	1072
%	100.0	59.4	57.7	35.4	33.1	45.7
中学生 度数	4365	2353	2518	2019	1650	2437
%	100.0	53.9	57.7	46.3	37.8	55.8
高校生 度数	4386	1484	2208	1802	1797	2279
%	100.0	33.8	50.3	41.1	41.0	52.0
合計 度数	11096	5231	6078	4651	4223	5788
平均 %	100.0	49.0	55.2	40.9	37.3	51.2

	万引した人やその親から罰金、迷惑料などをとる	中古品買取店で万引をした品物かどうか厳しくチェックする	その他	無回答
小学生 度数	770		93	8
%	32.8		4.0	0.3
中学生 度数	830	655	139	21
%	19.0	15.0	3.2	0.5
高校生 度数	649	434	192	37
%	14.8	9.9	4.4	0.8
合計 度数	2249	1089	424	66
平均 %	22.2	12.5	3.9	0.5

**(小 問10) 万引きさせないために、お店がやっていることを知っていますか**

	件数	万引防止ポスターを貼っている	けいさつや、学校、家の人に知らせる	監視カメラをつけている	万引防止機器をつけている	ミラーをつけている	その他	無回答
小学生 度数	2345	1399	488	2183	1091	744	62	65
%	100.0	59.7	20.8	93.1	46.5	31.7	2.6	2.8

**(中高 問12) 店、学校、警察などが万引防止に取り組んでいる事で知っているもの、経験したもの**

	件数	店は万引対策をしている店であることをアピールする	店は積極的な挨拶や、声かけをして万引を事前に防ぐ	店は全て警察と保護者に連絡、学校には性別・学年を連絡	警察は万引した生徒の学校に対し指導をしてもらうため連絡
中学生 度数	4365	3149	1901	1266	857
%	100.0	72.1	43.6	29.0	19.6
高校生 度数	4386	3111	1818	1125	754
%	100.0	70.9	41.5	25.6	17.2
合計 度数	8751	6260	3719	2391	1611
平均 %	100.0	71.5	42.6	27.3	18.4

	学校は生徒に万引は犯罪であると指導し心に響く指導をする	中古品買取店は18歳未満の者に対して保護者に確認をする	その他	無回答
中学生 度数	1635	982	73	112
%	37.5	22.5	1.7	2.6
高校生 度数	1215	971	88	150
%	27.7	22.1	2.0	3.4
合計 度数	2850	1953	161	262
平均 %	32.6	22.3	1.9	3.0

**(中高 問13) 麻薬や脱法ドラッグについてあなたはどのように考えますか**

	件数	絶対にやってはいけないこと	やっではないけど、そんなに大きな問題ではない	よくあることで、さほど問題ではない	その他	無回答
中学生 度数	4365	4203	77	22	33	30
%	100.0	96.3	1.8	0.5	0.8	0.7
高校生 度数	4386	4182	96	32	51	25
%	100.0	95.3	2.2	0.7	1.2	0.6
合計 度数	8751	8385	173	54	84	55
平均 %	100.0	95.8	2.0	0.6	1.0	0.7

(中高 問14) 麻薬や脱法ドラッグについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか

	件数	絶対にやってはいけないこと	やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない	よくあることで、さほど問題ではない	その他	無回答
中学生 度数	4365	4146	128	25	37	29
%	100.0	95.0	2.9	0.6	0.8	0.7
高校生 度数	4386	4120	125	46	57	38
%	100.0	93.9	2.8	1.0	1.3	0.9
合計 度数	8751	8266	253	71	94	67
平均 %	100.0	94.5	2.9	0.8	1.1	0.8

(中高 問15) タバコについてあなたはどのように考えますか

	件数	絶対にやってはいけないこと	やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない	よくあることで、さほど問題ではない	その他	無回答
中学生 度数	4365	2934	929	355	115	32
%	100.0	67.2	21.3	8.1	2.6	0.7
高校生 度数	4386	2413	1269	515	162	27
%	100.0	55.0	28.9	11.7	3.7	0.6
合計 度数	8751	5347	2198	870	277	59
平均 %	100.0	61.1	25.1	9.9	3.2	0.7

(中高 問16) タバコについてあなたの友達はどのように考えていると思いますか

	件数	絶対にやってはいけないこと	やってはいけないことだが、そんなに大きな問題ではない	よくあることで、さほど問題ではない	その他	無回答
中学生 度数	4365	2527	1197	519	81	41
%	100.0	57.9	27.4	11.9	1.9	0.9
高校生 度数	4386	1865	1494	875	108	44
%	100.0	42.5	34.1	19.9	2.5	1.0
合計 度数	8751	4392	2691	1394	189	85
平均 %	100.0	50.2	30.8	15.9	2.2	1.0

(小 問12) (中高 問17 V) 自分について「そうだ」と思うもの

	件数	お父さんにはどんなことでも話せます	お母さんにはどんなことでも話せます	クラスの先生にはどんなことでも話せます	学校の勉強は楽しいです	友達と町で遊ぶことがだいずきです
小学生 度数	2345	807	1346	447	1170	1393
%	100.0	34.4	57.4	19.1	49.9	59.4
中学生 度数	4365	1025	1813	471	1016	2978
%	100.0	23.5	41.5	10.8	23.3	68.2
高校生 度数	4386	786	1358	319	678	2598
%	100.0	17.9	31.0	7.3	15.5	59.2
合計 度数	11096	2618	4517	1237	2864	6969
平均 %	100.0	25.3	43.3	12.4	29.6	62.3

	私は友だちのさそいにのりやすいほうです	私はやりたいことがあると、がまんできなくなるほうです	私はいけないことは、いけないと考えるほうです	無回答
小学生 度数	750	506	1546	17
%	32.0	21.6	65.9	0.7
中学生 度数	1338	1373	2395	112
%	30.7	31.5	54.9	2.6
高校生 度数	1318	1575	2549	207
%	30.1	35.9	58.1	4.7
合計 度数	3406	3454	6490	336
平均 %	30.9	29.7	59.6	2.7

**(小問13) (中高問17 VI) 自分についてあてはまるもの**

	件数	学校でよい成績を取るため、それなりに努力している	友達に先生や友達からいばってるとか言われている者がいる	わたしは、スポーツや趣味に打ち込んでいる	学校は話し合える友達や好きな先生がいるので満足している
小学生 度数	2345	1158	481	1415	1582
%	100.0	49.4	20.5	60.3	67.5
中学生 度数	4365	1964	816	2726	2421
%	100.0	45.0	18.7	62.5	55.5
高校生 度数	4386	1558	541	2461	2151
%	100.0	35.5	12.3	56.1	49.0
合計 度数	11096	4680	1838	6602	6154
平均 %	100.0	43.3	17.2	59.6	57.3

	学校はうんざりするような所で退屈だ	お父さんやお母さんは好きだし大切な人だ	ちょっとしたことで頭に来る事が良くある	無回答
小学生 度数	138	1999	809	18
%	5.9	85.2	34.5	0.8
中学生 度数	671	2536	1603	104
%	15.4	58.1	36.7	2.4
高校生 度数	727	2221	1365	176
%	16.6	50.6	31.1	4.0
合計 度数	1536	6756	3777	298
平均 %	12.6	64.6	34.1	2.4

**(小問14) (中高問17 VII) 学校でイヤなことはありますか**

	件数	仲間はずれにされる	勉強がきらい	先生がきらい	運動がきらい	何となく行きたくない	イヤなことはない	無回答
小学生 度数	2345	301	441	188	243	370	1285	97
%	100.0	12.8	18.8	8.0	10.4	15.8	54.8	4.1
中学生 度数	4365	505	1648	870	503	1159	1599	158
%	100.0	11.6	37.8	19.9	11.5	26.6	36.6	3.6
高校生 度数	4386	379	1682	791	448	1295	1462	179
%	100.0	8.6	38.3	18.0	10.2	29.5	33.3	4.1
合計 度数	11096	1185	3771	1849	1194	2824	4346	434
平均 %	100.0	11.0	31.6	15.3	10.7	24.0	41.6	3.9

**(小問15-1) (中高問17-1 VIII) お父さんは私の行動を気にかけている**

	件数	はい	いいえ	父はいない	無回答
小学生 度数	2345	1510	607	192	36
%	100.0	64.4	25.9	8.2	1.5
中学生 度数	4365	2702	1125	430	108
%	100.0	61.9	25.8	9.9	2.5
高校生 度数	4386	2894	945	357	190
%	100.0	66.0	21.5	8.1	4.3
合計 度数	11096	7106	2677	979	334
平均 %	100.0	64.1	24.4	8.7	2.8

**(小問15-1) (中高問17-1 VIII) お母さんは私の行動を気にかけている**

	件数	はい	いいえ	母はいない	無回答
小学生 度数	2345	1868	399	36	42
%	100.0	79.7	17.0	1.5	1.8
中学生 度数	4365	3569	619	79	98
%	100.0	81.8	14.2	1.8	2.2
高校生 度数	4386	3652	457	91	186
%	100.0	83.3	10.4	2.1	4.2
合計 度数	11096	9089	1475	206	326
平均 %	100.0	81.6	13.9	1.8	2.7

**(小問15-1) (中高問17-1 VIII) 先生は私の行動を気にかけている**

	件数	はい	いいえ	無回答
小学生 度数	2345	1651	624	70
%	100.0	70.4	26.6	3.0
中学生 度数	4365	2740	1454	171
%	100.0	62.8	33.3	3.9
高校生 度数	4386	2727	1416	243
%	100.0	62.2	32.3	5.5
合計 度数	11096	7118	3494	484
平均 %	100.0	65.1	30.7	4.1

**(小問15-2) (中高問17-2 VIII) お父さんは言うこととすることが違う**

	件数	はい	いいえ	父はいない	無回答
小学生 度数	2345	544	1562	192	47
%	100.0	23.2	66.6	8.2	2.0
中学生 度数	4365	1331	2495	423	116
%	100.0	30.5	57.2	9.7	2.7
高校生 度数	4386	1416	2422	353	195
%	100.0	32.3	55.2	8.0	4.4
合計 度数	11096	3291	6479	968	358
平均 %	100.0	28.7	59.7	8.6	3.0

**(小問15-2) (中高問17-2 Ⅷ) お母さんは言うこととすることが違う**

	件数	はい	いいえ	母はいない	無回答
小学生 度数	2345	458	1798	36	53
%	100.0	19.5	76.7	1.5	2.3
中学生 度数	4365	1204	2969	79	113
%	100.0	27.6	68.0	1.8	2.6
高校生 度数	4386	1362	2739	92	193
%	100.0	31.1	62.4	2.1	4.4
合計 度数	11096	3024	7506	207	359
平均 %	100.0	26.1	69.0	1.8	3.1

**(小問15-2) (中高問17-2 Ⅷ) 先生は言うこととすることが違う**

	件数	はい	いいえ	無回答
小学生 度数	2345	560	1712	73
%	100.0	23.9	73.0	3.1
中学生 度数	4365	1539	2659	167
%	100.0	35.3	60.9	3.8
高校生 度数	4386	1487	2676	223
%	100.0	33.9	61.0	5.1
合計 度数	11096	3586	7047	463
平均 %	100.0	31.0	65.0	4.0

**(小問15-3) (中高問17-3 Ⅷ) お父さんは社会の決まりを良く守っている**

	件数	はい	いいえ	父はいない	無回答
小学生 度数	2345	1998	119	187	41
%	100.0	85.2	5.1	8.0	1.7
中学生 度数	4365	3487	338	421	119
%	100.0	79.9	7.7	9.6	2.7
高校生 度数	4386	3457	375	352	202
%	100.0	78.8	8.5	8.0	4.6
合計 度数	11096	8942	832	960	362
平均 %	100.0	81.3	7.1	8.5	3.0

**(小問15-3) (中高問17-3 Ⅷ) お母さんは社会の決まりを良く守っている**

	件数	はい	いいえ	母はいない	無回答
小学生 度数	2345	2172	99	34	40
%	100.0	92.6	4.2	1.4	1.7
中学生 度数	4365	3947	218	79	121
%	100.0	90.4	5.0	1.8	2.8
高校生 度数	4386	3894	206	91	195
%	100.0	88.8	4.7	2.1	4.4
合計 度数	11096	10013	523	204	356
平均 %	100.0	90.6	4.6	1.8	3.0

〈万引についての全国子ども意識調査・小学生〉

都道府県名	学校名	性別
		男・女

\*都道府県名学校名を記入して下さい。あなたの性別をどちらかに○をつけて下さい。

記入についてのお願い

1. 下の質問に、( ) のなかの注意に従って答えて下さい。あてはまるものの番号を○でかこんで下さい。記入は、鉛筆でもボールペンでも構いません。
2. 書き終わったら、この調査ひょうを封筒に入れ、封をして出して下さい。

万引とは

「お金を払わずにお店の商品を持っていくこと」をいいます。

問1. 万引ということを知っていますか？（ひとつだけ）

1. 知っています。
2. 知らなかった

問2. 上の質問で「知っている」と答えた人は、万引についてどこで教えられましたか。

1. 学校の授業で
2. 家の人から
3. けいさつで
4. テレビで
5. その他（具体的に； \_\_\_\_\_）

問3. 万引についてあなたはどのように考えていますか？（ひとつだけ）

1. ぜったいにやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他（具体的に； \_\_\_\_\_）

問4. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。（ひとつだけ）

1. ぜったいにやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題ではない
4. その他（具体的に； \_\_\_\_\_）

問5. この1年間の間にあなたは万引をするよう誘われたことはありますか。

（ひとつだけ）

1. ある
2. ない

問6. うえの問で、あるに○をした人にききます。誘った人はどんな人でしたか。

（いくつでも）

1. おなじ学校の友だち
2. せんぱい
3. ほかの学校の友達やせんぱい
4. 町で出あったなかま
5. その他のひと

問7. 子どもたちが万引をするのはなぜだと思いますか (いくつでも)

1. その品物が欲しいから
2. お金がないから
3. どきょうためしのため
4. いらいらしたから・楽しいから
5. みんなやっているから
6. 友人にやれといわれたから
7. かんたんにできるから
8. たいした罰 (ばつ) を受けないから
9. 仲間はずれになりたくないから
10. 売するため
11. その他 (具体的に; )

問8. もしも子どもが店で万引で捕まったらどうなると思いますか (いくつでも)

1. 警察に知らされて調べられる
2. 学校に知らされておこられる
3. 学校に知らされて学校を止めさせられる
4. 家に知らされる
5. 店の損 (そん) を払わねばならない
6. 商品を買いとればすむ
7. 店でおこられる
8. その他 (具体的に; )

問9. 子どもが万引したものを友人などに売っているという話しについてどう思いますか。 (いくつでも)

1. そのような話は聞いたことがない
2. 聞いた事はあるがかかわったことはない
3. 万引きしたものを買うようにいわれたことがある
4. 万引きしたものをことわりきれずに買ったことがある
5. その他 (具体的に; )

問10. 万引きさせないために、お店がやっていることを知っていますか (いくつでも)

1. 万引防止ポスターを貼っている
2. けいさつや、学校、家の人に知らせる
3. 監視 (かんし) カメラをつけている
4. 万引防止機器 (まんびきぼうしきき) をつけている
5. ミラーをつけている
6. その他 (具体的に; )

問11. あなたは子どもが万引をしなくなるためにどうすればよいと思いますか (いくつでも)

1. 万引について学校で取り上げる
2. 家のしつけをきちっとする
3. けいさつがきびしく取りしめる
4. 罰を重くする
5. 万引きしづらい店を作る
6. 万引きした人やその親から罰金 (ばっきん) 迷惑料 (めいわくりょう) をとる
7. その他 (具体的に; )

問12. 下の1～11のそれぞれについて、「そうだ」と思うものに○をつけてください (いくつでも)

1. お父さんにはどんなことでも話せます
2. お母さんにはどんなことでも話せます
3. クラスの先生にはどんなことでも話せます
4. 学校の勉強は楽しいです
5. 友達と町で遊ぶことがだいすきです
6. 私はどちらかといえば「友だちのさそい」にのりやすいほうです。
7. 私は「したいことや、やりたいこと」があると、どちらかといえば、  
がまんでなくなるほうです
8. 私はどちらかといえば「いけないことは、いけない」と考えるほうです

問13. 次のそれぞれの質問についてあてはまるものに○をつけてください (いくつでも)

1. わたしは、学校でよい成績を取るため、それなりに努力している
2. わたしがふだん親しくしている友達には先生や友達から「いばってる」とか  
「ふざけている」とか言われている者がいる
3. わたしは、スポーツや趣味に打ち込んでいる
4. 学校には話し合える友達や好きな先生がいるので満足している
5. 学校はうんざりするような所で退屈だ
6. お父さんやお母さんは好きだし大切な人だ
7. ちょっとしたことでも頭に來る事が良くある

問14. あなたは学校で次のようなイヤなことはありますか「そうだ」と思うものに○をつけてください (いくつでも、イヤなことの無い人は6に○を付けて下さい)

1. 仲間はずれにされる
2. 勉強がきらい
3. 先生がきらい
4. 運動がきらい
5. 何となく行きたくない
6. イヤなことはない

問15. あなたから見て、次の人たちはどんな様子ですか

	あなたのお父さんは?	あなたのお母さんは?	あなたの先生は?
1. 私の行動を気にかけている	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ
2. 言うこととすることが違う	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ
3. 社会の決まりを良く守っている	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ
4. 私が悪い事をしたら必ず叱る	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ

～ご協力ありがとうございました～

＜万引に関する全国青少年意識調査・中高生用＞

都道府県名	学校名	性別
		男・女

\*都道府県名・学校名を記入して下さい。あなたの性別を男・女どちらかに○を付けて下さい\*

記入についてのお願い

1. この調査は万引に対する考え方を全国の中学生・高校生の皆さんからお聞きするために、文部科学省・警察庁の協力を得て実施するものです。
2. 調査の対象校は都道府県別・規模別まったく統計的に選んでおり、特別の意図はありません。
3. 以下の質問に〈 〉の中の注意に従ってお答え下さい。当てはまるものの番号を○で囲んでください。記入は鉛筆でもボールペンでも構いません。
4. 書き終わったら、この調査票を封筒に入れ、封をして提出して下さい。

I. 青少年の意識

問1. 万引についてあなたはどのように考えていますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題でないこと
4. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

問2. 万引についてあなたの友達はどのように考えていると思いますか。〈一つだけ〉

1. 絶対にやってはいけないこと
2. やってはいけないことだがそんなに大きな問題ではないこと
3. よくあることで、さほど問題でないこと
4. その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

問3. この1年間の間にあなたは万引をするよう誘われたことがありますか。

〈一つだけ〉

1. ある
2. ない

問4. 上の質問で「ある」と答えた人だけに聞きます。それはどんな人ですか。

〈いくつでも〉

1. 同じ学校の友達
2. 先輩
3. 他の学校の友達や先輩
4. 町で出会った仲間
5. その他の人

問5. 少年たちが万引をする一番の理由は何だと思いますか。〈いくつでも〉

1. その品物が欲しいから
2. お金がないから
3. 度胸試しのため
4. ストレス解消・淋しいから
5. みんなやっているから
6. 友人に強要されたから













VIII. あなたから見て、次の人たちはどんな様子ですか

	あなたのお父さんは？	あなたのお母さんは？	あなたの先生は？
1. 私の行動を気にかけている	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ
2. 言うこととすることが違う	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ
3. 社会の決まりを良く守っている	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ
4. 私が悪い事をしたら必ず叱る	1. はい 2. いいえ 3. 父はいない	1. はい 2. いいえ 3. 母はいない	1. はい 2. いいえ

問18. 万引に関する意見・事例等があったら自由に書いて下さい。

①引や万引をする人に関して

②万引を見聞きすることに関して

③万引を無くすための方策について

④お店に関して

～ご協力ありがとうございました～

# 万引に関する全国青少年意識調査・分析報告書

平成 22 年 6 月発行

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

編集 坂井昭宏（桜美林大学教授）

佐藤拓司（青山学院大学講師）

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2-8 中村ビル

TEL：03-3355-2322 FAX：03-3355-2344

URL：<http://www.manboukikou.jp/>

